

第4章 産業別最低賃金の分析

1 産業別最低賃金の張り付き状況

本稿では、産業別最低賃金の分析を行うが、産業別最低賃金の分析はことのほか難しい。その理由は以下のとおりである。本章でも、2003年の『賃金センサス』の個票を用いて分析を行うが、まず産業別最低賃金の分析を行う上で遭遇する困難は、産業別最低賃金適用産業に対応する産業を『賃金センサス』の中でみつけることが難しいということである。例えば、北海道の電気機械器具製造業関係の最低賃金の適用使用者をみると、「北海道の区域内で電気機械器具製造業（発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業及び医療用計測器製造業（心電図製造業を除く）を除く。）を営む使用者」とあり、産業小分類ないしは産業細分類に関する産業情報がなければ、産業別最低賃金の適用労働者を正確に特定することはできない。ところが、『賃金センサス』の場合、産業中分類についてはすべての産業を網羅しているものの、産業小分類については産業が確認できるのは以下の7産業だけである。

- 1 「パルプ・紙・紙加工品製造業」（中分類番号18）のうち「紙製造業」（182）
- 2 「出版・印刷・同関連産業」（中分類番号19）のうち「印刷業」（193）
- 3 「金属製品製造業」（中分類番号28）のうち「その他の金属製品製造業」（289）
- 4 「郵便業」（中分類番号46）のうち「郵便業」（461）と「郵便受託業」（462）
- 5 「自動車・自転車小売業」のうち「自動車小売業」（571）と「自転車小売業」（572）

まして、産業細分類に関しては、産業を特定する情報は全くないのである。『賃金センサス』を用いた場合、産業小分類や産業細分類の産業情報が得られないために、産業別最低賃金適用労働者を正確に特定できないというデメリットがある。

また、上にも記した北海道の電気機械器具製造業関係の最低賃金の場合、適用除外者は次のように規定されている。

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務
 - ロ みがき又は塗油の業務
 - ハ 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、

洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）

上記制約条件のうち、年齢については制約を課すことにより分析を行うことができるが、それ以外の条件については制約を課すことができず、適用除外者を特定することはできない。そのため、産業別最低賃金の適用除外者を分析データから完全に除外することができず、産業別最低賃金未満の賃金を支給されている労働者をはじめとして、低賃金労働者の人数を過大評価することになるおそれがある。しかしながら、現時点では使用することができるデータは『賃金センサス』以外ないので、いくつかの問題点はあるものの、本稿では『賃金センサス』の個票を用いて分析を行うこととする。

(1) 分析対象産業の特定

本稿では、以下の3産業について分析を行う。「鉄鋼業」、「電気機械器具製造業」、「各種商品小売業」の3産業である。これら3産業を選んだ理由は以下のとおりである。

もともと産業別最低賃金適用産業は製造業に多いことから、製造業を分析の中心に置く必要がある。その中から鉄鋼業、電気機械器具製造業を選んだ理由のひとつは、産業全体のサンプル・サイズが大きいということである。また、既述したように、産業別最低賃金の分析に際しては、『賃金センサス』を用いた場合、産業小分類や産業細分類の識別が可能でないため、産業別最低賃金適用労働者を正確に確認することができないというデメリットがある。製造業の中でも、鉄鋼業や電気機械器具製造業の場合は、総じて産業別最低賃金適用労働者を正確に確認できるため、分析に加えることにした。

製造業以外の産業別最低賃金適用産業は、かなり数が限定されている。その中でも各種商品小売業は対象となる都府県すべてにおいて、産業中分類レベルで適用労働者を把握することができるというメリットがある。そのため、製造業以外の産業を代表して各種商品小売業を分析の対象とした。

以上の3産業を分析対象とする訳であるが、産業別最低賃金適用都道府県すべてを分析対象とする訳ではない。例えば、北海道の場合、鉄鋼業最低賃金の適用対象となっているが、適用対象となる鉄鋼業の但書に、「鉄素形財製造業及びその他の鉄鋼業を除く。」とある。産業中分類「鉄鋼業」を産業小分類レベルでみると¹、261「高炉による製鉄業」、262「高炉によらない製鉄業」、263「製鋼・製鋼圧延業」、264「製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」、265「表面処理鋼材製造業」、266「鉄素形材製造業」、269「その他の鉄鋼業」となっている。北海道の場合、鉄鋼業のうち産業小分類レベルの2産業が適用除外となってお

¹ 『日本標準産業分類』は2002年3月に改訂され、それに伴い産業大分類項目、産業中分類項目、産業小分類項目、産業細分類項目のいずれもが改廃された。本稿で用いる2003年『賃金センサス』では、2002年に改訂が行われる以前の産業分類が用いられている。

り、産業小分類 7 産業のうち 2 産業が欠けることになる。これまで何度か説明したように、『賃金センサス』では産業小分類レベルで労働者を把握することができないため、産業中分類の「鉄鋼業」によって従業員の賃金分布を把握しようとする場合、適用除外 2 産業がデータに含まれることによって、『賃金センサス』による賃金分布が本来の賃金分布と大きく異なる可能性を排除できない。適用除外産業がデータに含まれることによる影響を最小限に留めるため、本稿では、中分類産業から細分類産業が 2 産業まで除外される場合までを分析対象とした。

以下鉄鋼業の分析から始めるが、上記条件に当てはまる都府県は、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、岡山県の 7 都府県である。なお、産業別最低賃金の場合、時間額に加えて日額表示もあるが、どの労働者が日額適用の労働者であるのか識別不可能であるため、本稿では賃金分布の作成に当たり時間額による。

(2) 鉄鋼業における産業別最低賃金近辺の張り付き状況

まずははじめに、鉄鋼業を対象として産業別最低賃金適用労働者の賃金分布の状況をみていくことにする。図 4-1 から図 4-7 は、一般労働者について賃金分布の状況を示した結果である。地域別最低賃金の場合と同様に、横軸に時間当たり賃金、縦軸に度数を示している。時間当たり賃金については、所定内給与額から通勤手当、精皆勤手当、家族手当の 3 手当を除いた額を所定内労働時間で割って求めた値である。図 4-1 の場合、茨城県の一般労働者を対象としているが、平均賃金 (Mean) が 2081.5 円であり、標準偏差 (Std. Dev.) が 726.0 円、対象となったサンプルのサイズ (N) が 6,690 人であることがわかる。また、745 円のところに縦棒が引かれているが、これは 2003 年『賃金センサス』の調査時点 (2003 年 6 月) における茨城県の鉄鋼業最低賃金額が 745 円であることを示している。この縦棒の周辺に多くの労働者が集積している場合、産業別最低賃金は労働者の賃金に対して多くの影響を及ぼしていることになる。

図 4-1～図 4-7 をみると、いずれの都府県の場合にも、縦棒を示す最低賃金額から大きく離れて賃金が分布しており、最低賃金額の周辺に賃金が集積している状況は確認できない。最低賃金額の周辺に賃金が集積していない状況は、表 4-1 からも確認できる。第 3 章でみた地域別最低賃金の場合と同様に、表 4-1 は都府県ごとの賃金分布に占める低賃金労働者の人数及び割合を示している。具体的には、最低賃金未満者的人数及び割合、最低賃金額 × 105% 未満者的人数及び割合、最低賃金額 × 110% 未満者的人数及び割合、最低賃金額 × 115% 未満者的人数及び割合を示している。この表の結果は、図 4-1～図 4-7 までの視覚による印象を裏付けるものである。最低賃金未満者の割合はいずれの都府県も 1% を超えておらず、産業別最低賃金額 × 115% 未満者の割合でみても 2% を超える都府県は皆無である。これらの結果をみても、鉄鋼業における一般労働者の賃金がいかに産業別最低賃金額から影響を受けておらず、産業別最低賃金額とはかけ離れた所で決まっているかがわかる。

続いて、鉄鋼業におけるパートタイム労働者の賃金分布についてみていくことにする。図4-8～図4-14は、パートタイム労働者の賃金分布に関する図である。まず注意しておかなければならないのは、鉄鋼業の場合はパートタイム労働者の数が極端に少なく、低賃金労働者の数や割合を過大評価する可能性があるということである。例えば、図4-8の茨城県のパートタイム労働者の賃金分布の場合、対象となったサンプルのサイズは62件となっているけれども、この値は復元倍率を掛けて割り戻した値であるため、元の原数値はもっと少ない数である。その少ない値の中に、たまたま低賃金労働者が多く含まれていると、低賃金労働者の人数及び割合が過大評価される可能性がある。サンプルのサイズが大きければこうした問題は起こらないが、鉄鋼業のパートタイム労働者の場合、サンプルのサイズが小さいため、低賃金労働者に対する過大評価の問題が生じることになる。サンプルのサイズが100件に満たない茨城県、東京都、岡山県では、低賃金労働者に対する過大評価に気を付けるべきである。

鉄鋼業のパートタイム労働者の場合、賃金分布の作成に用いるサンプル・サイズが小さい県が多く、地域別最低賃金分布の場合と比べて稠密な分布図が少ないと認め、産業別最低賃金額近辺における賃金の張り付き状況を明確に確認することが難しい。また、第3章でも既述したように、最低賃金額近辺への張り付き状況を客観的に測定する指標が確立されている訳ではないし、またなんらかの指標を用いても、どの程度の値をクリアーした場合に張り付き状況がより稠密であるのかを決定する合意が得られている訳でもない。言ってみれば、観察者の主觀に依存することになる。

図から受ける印象は、サイズの小さな岡山県は例外としても、千葉県、兵庫県等を中心に低賃金労働者が多いように思われる。一般労働者の場合と同様に、低賃金労働者の割合を示した結果が表4-2である。地域別最低賃金の場合にも同様の表を作成したが、その際に地域別最低賃金額×105%未満の割合は、地域別最低賃金額近辺に多くの労働者が張り付いていた沖縄、北海道、山口県では20%を超えていた。同様に、地域別最低賃金額×110%未満の割合は高い地域で30%を超えており、また地域別最低賃金額×115%未満の割合は高い地域で40%を超えていた。これらの数値に鉄鋼業におけるパートタイム労働者の数値を重ね合わせると、産業別最低賃金額未満の割合で対象となった都府県すべてが10%を超えており、千葉県(32.3%)、東京都(23.3%)、大阪府(20.8%)、岡山県(100%)の場合には、産業別最低賃金未満率が20%を超える非常に高い割合となっている。また、産業別最低賃金額×105%未満の割合をみると、すべての都府県で20%を超えており、千葉県(41.3%)、兵庫県(40.5%)、岡山県(100.0%)では40%を超える割合である。同様に、産業別最低賃金額×110%未満の割合、産業別最低賃金額×115%未満の割合をみても、低賃金労働者の多くが最低賃金額近辺に集積していることがわかる。産業別最低賃金額の10%上乗せ額というと、多くの産業で産業別最低賃金額に70円～80円を上乗せした額になり、産業別最低賃金額の15%上乗せ額というと、産業別最低賃金額に105円～120円程度上乗せした額になる。産業

別最低賃金未満者も含めて、産業別最低賃金額に高々100円から120円程度上乗せした額の間に、パートタイム労働者の半数以上が集積している状況は、産業別最低賃金額近辺に多くの労働者が張り付いている状況といってよいかと思われる。

鉄鋼業についてまとめると、一般労働者の場合には、対象となったすべての都府県について、産業別最低賃金額近辺に多くの労働者が集積しているという状況は確認できなかった。多くの労働者の賃金は、産業別最低賃金額を大きく上回っており、産業別最低賃金額が労働者の賃金の下支えをしているとはいえない結果となった。

一方、パートタイム労働者の場合には、状況は一変する。対象となった都府県のほとんどで、産業別最低賃金額近辺に労働者の賃金が張り付いている状況が確認できた。ただ、先にも触れたように、鉄鋼業の場合、対象となったパートタイム労働者のサンプル・サイズが小さいという問題があり、低賃金労働者の人数ないし割合が過大評価されるという危険性がある。そのため、特にサイズが小さい県の場合には、解釈に注意が必要である。

図4－1 鉄鋼業の賃金分布（茨城県・一般労働者）

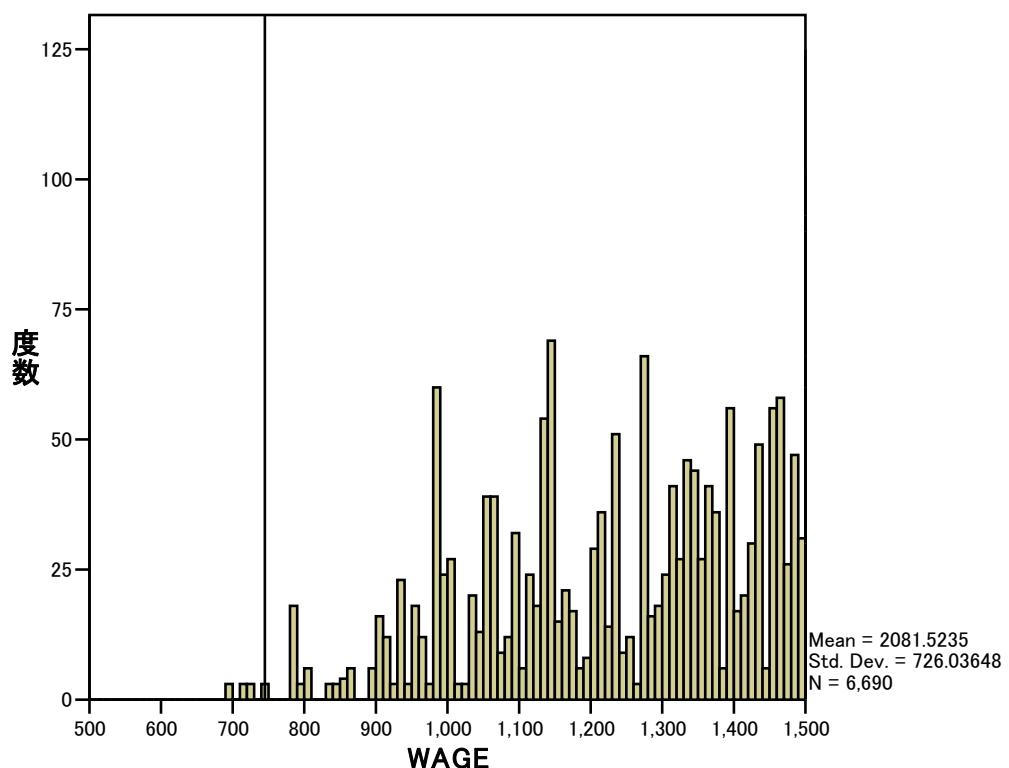


図 4－2 鉄鋼業の賃金分布（千葉県・一般労働者）

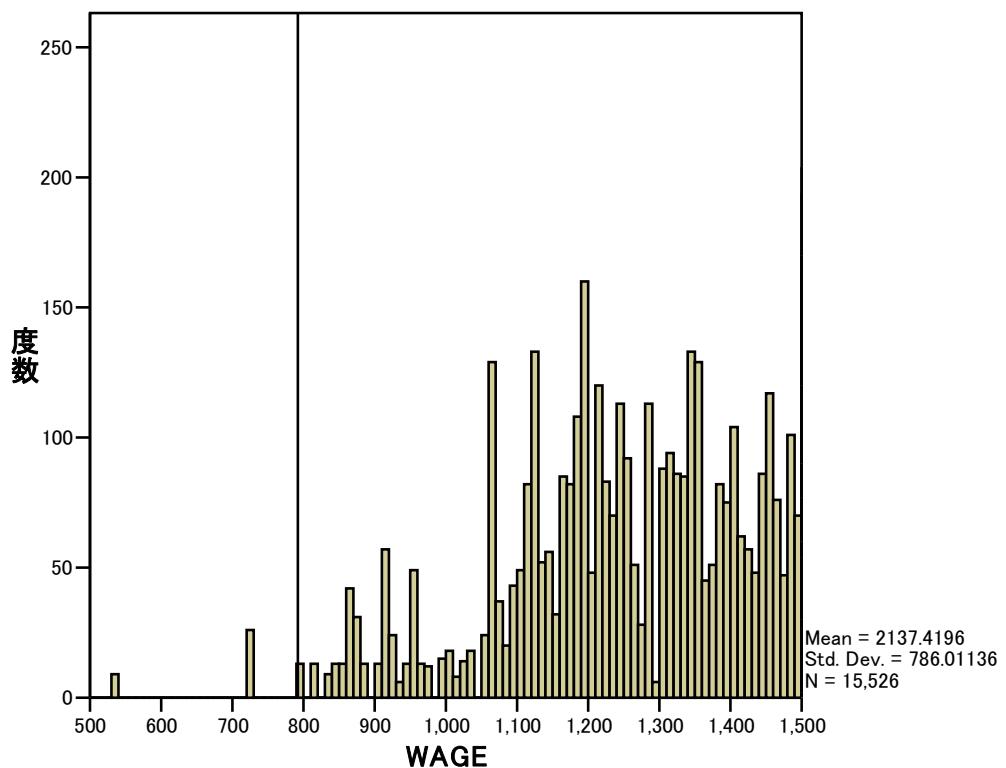


図 4－3 鉄鋼業の賃金分布（東京都・一般労働者）

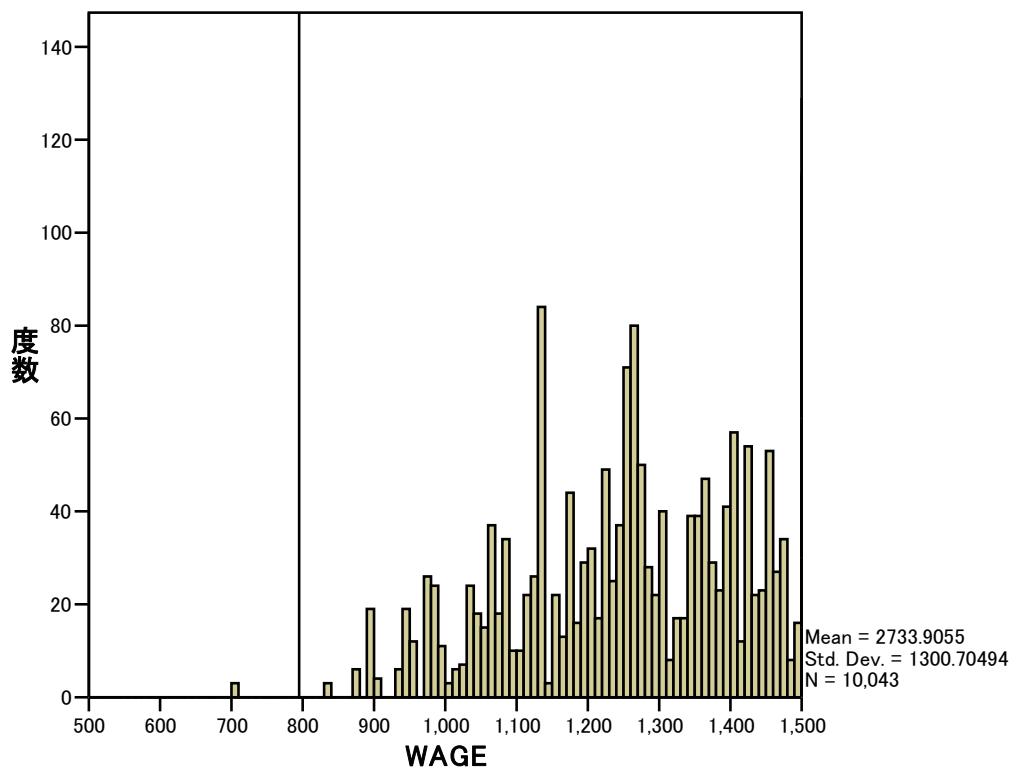


図 4－4 鉄鋼業の賃金分布（神奈川県・一般労働者）

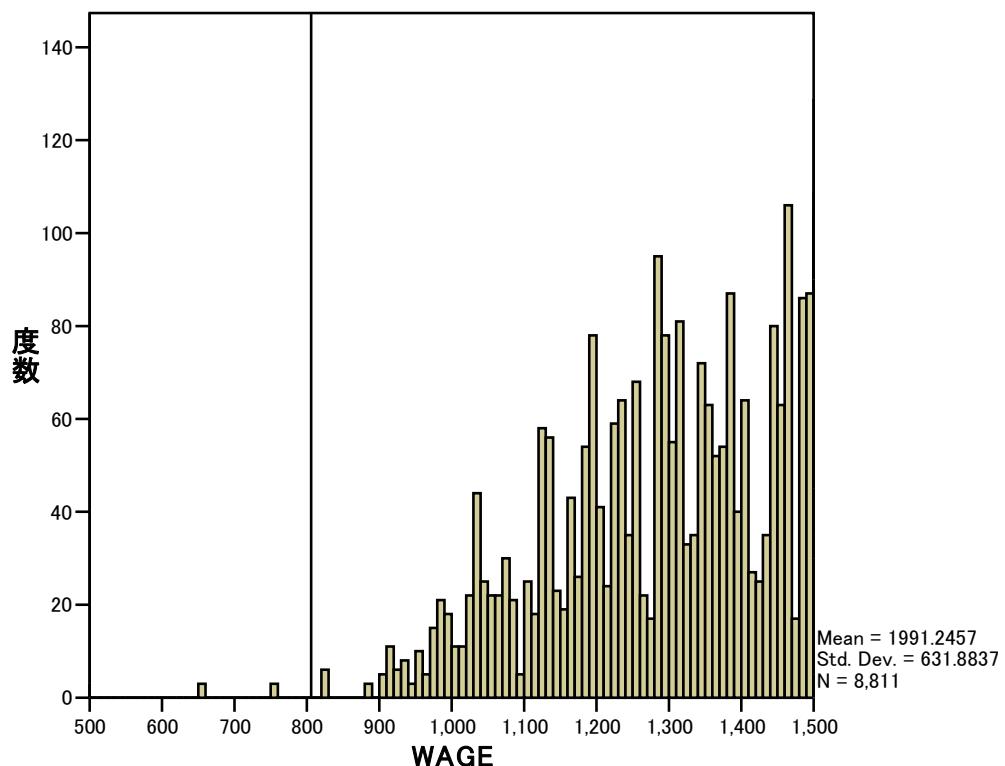


図 4－5 鉄鋼業の賃金分布（大阪府・一般労働者）

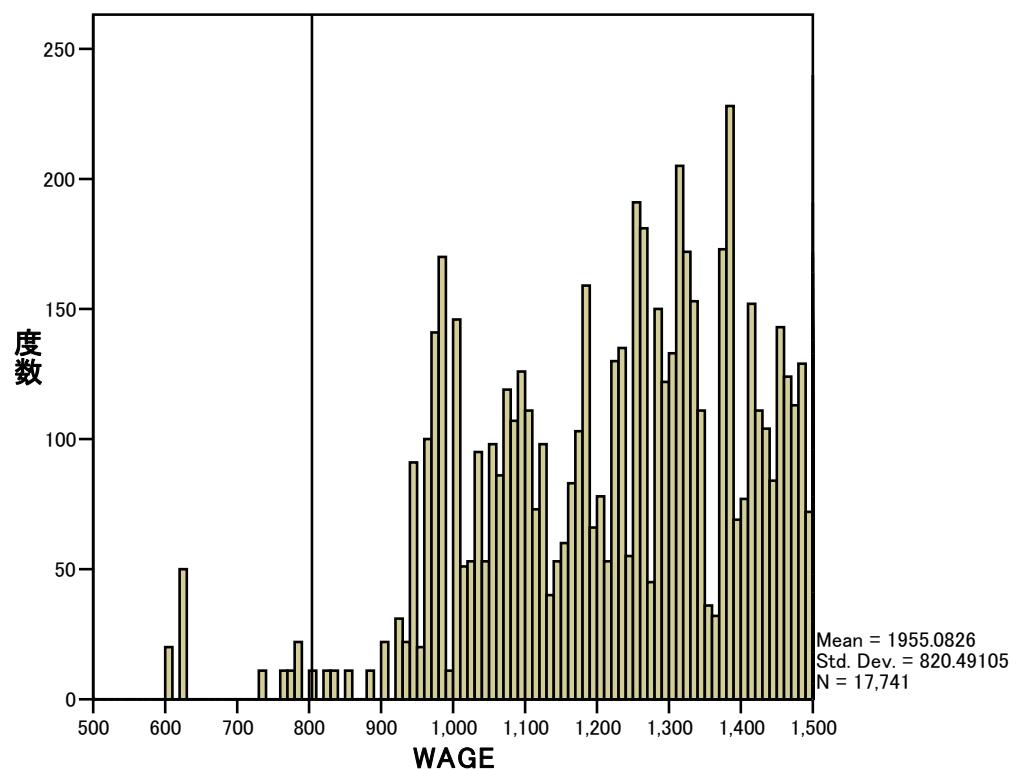


図 4－6 鉄鋼業の賃金分布（兵庫県・一般労働者）

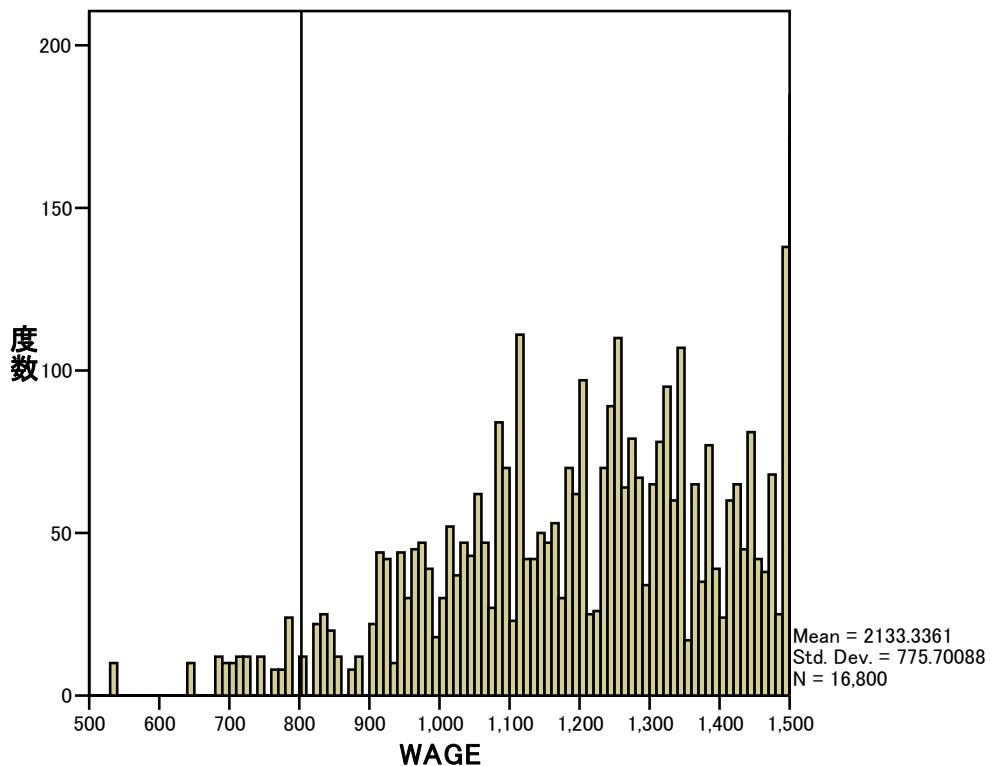


図 4－7 鉄鋼業の賃金分布（岡山県・一般労働者）

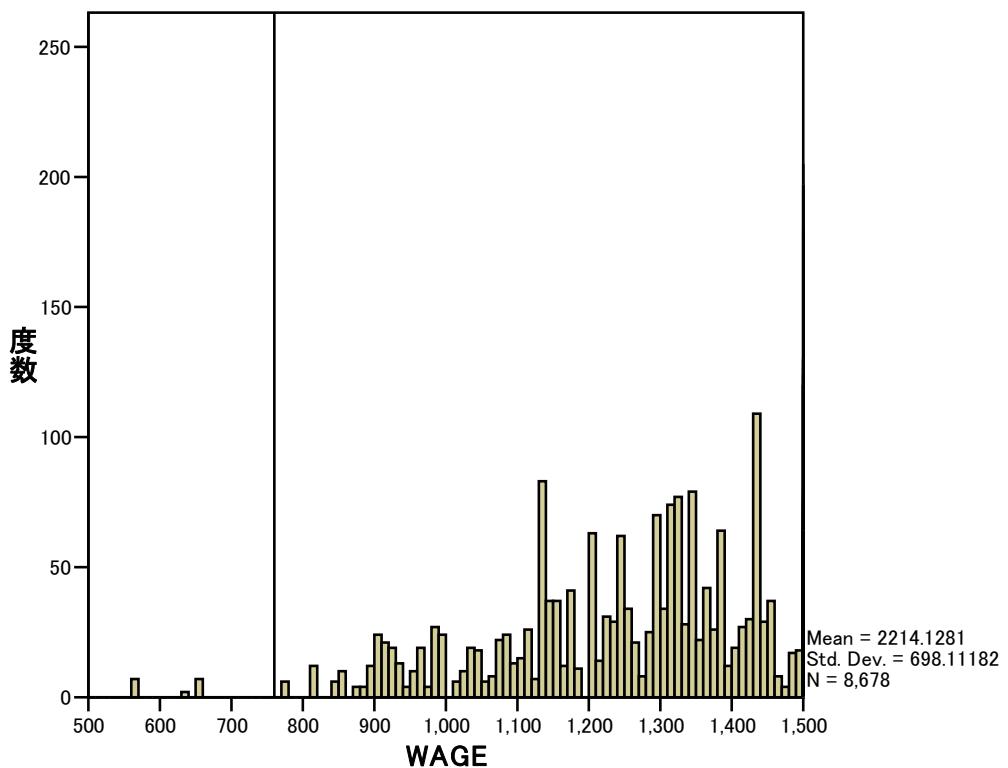


図 4－8 鉄鋼業の賃金分布（茨城県・パートタイム労働者）

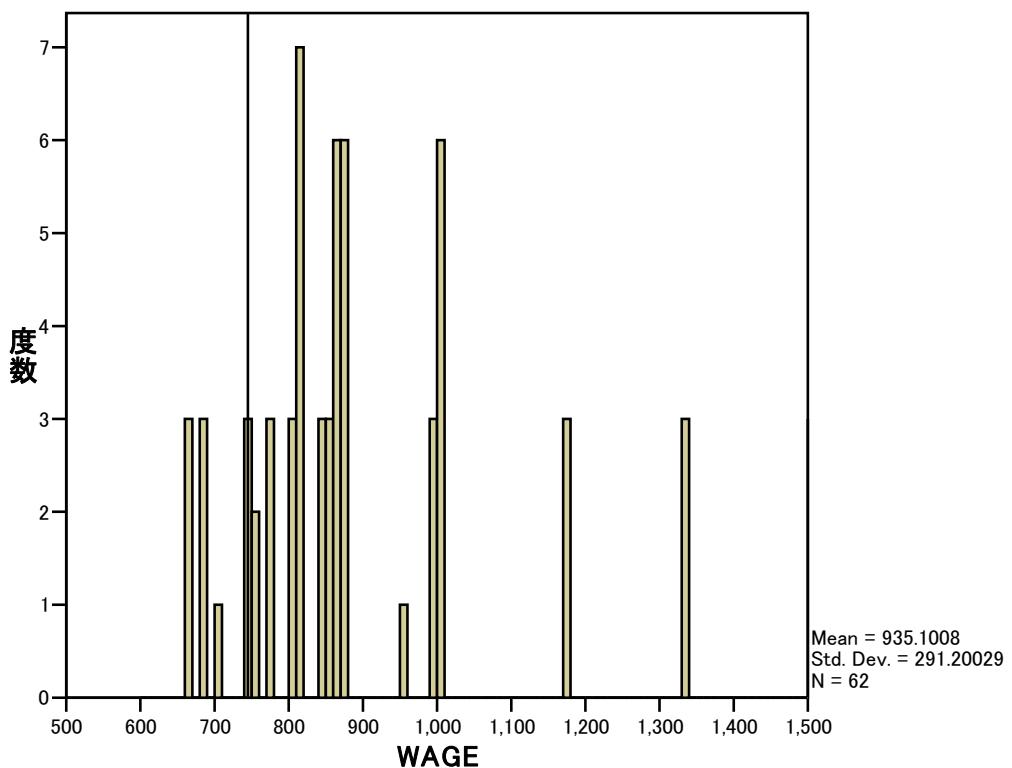


図 4－9 鉄鋼業の賃金分布（千葉県・パートタイム労働者）

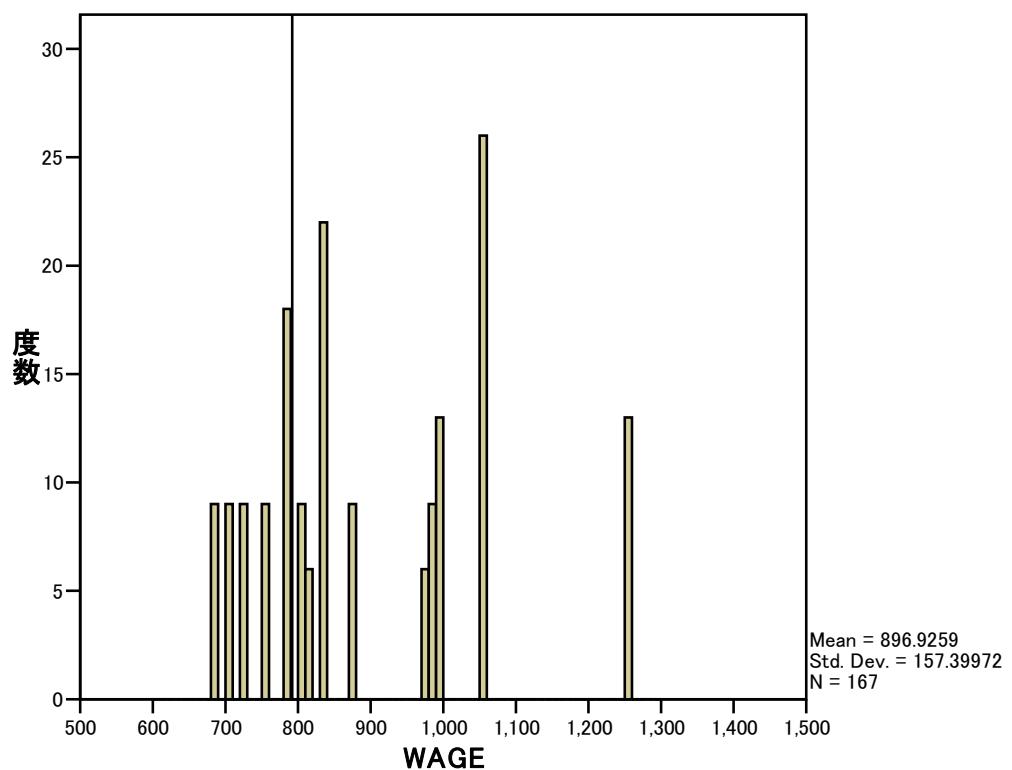


図 4－10 鉄鋼業の賃金分布（東京都・パートタイム労働者）

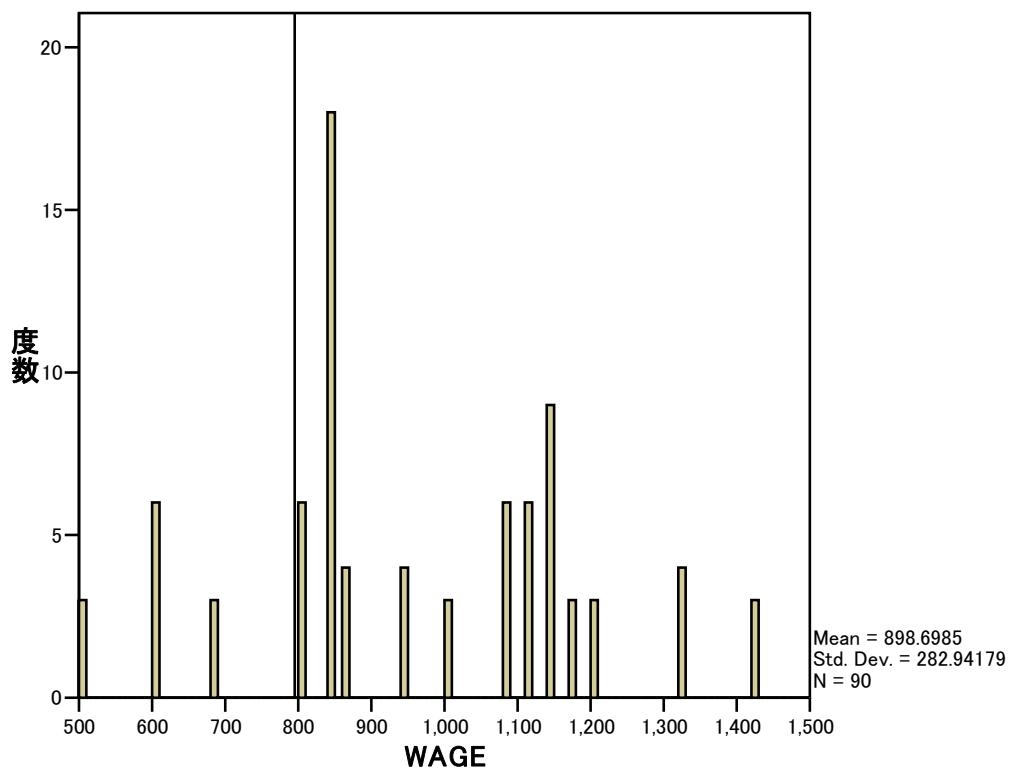


図 4－11 鉄鋼業の賃金分布（神奈川県・パートタイム労働者）

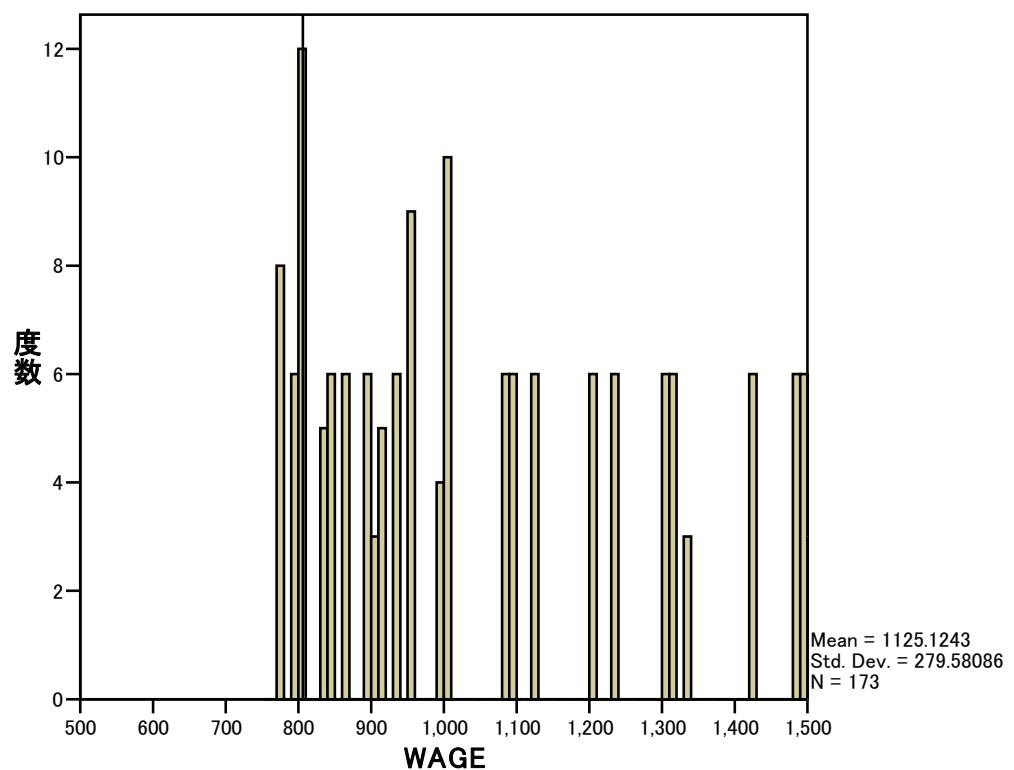


図 4－12 鉄鋼業の賃金分布（大阪府・パートタイム労働者）

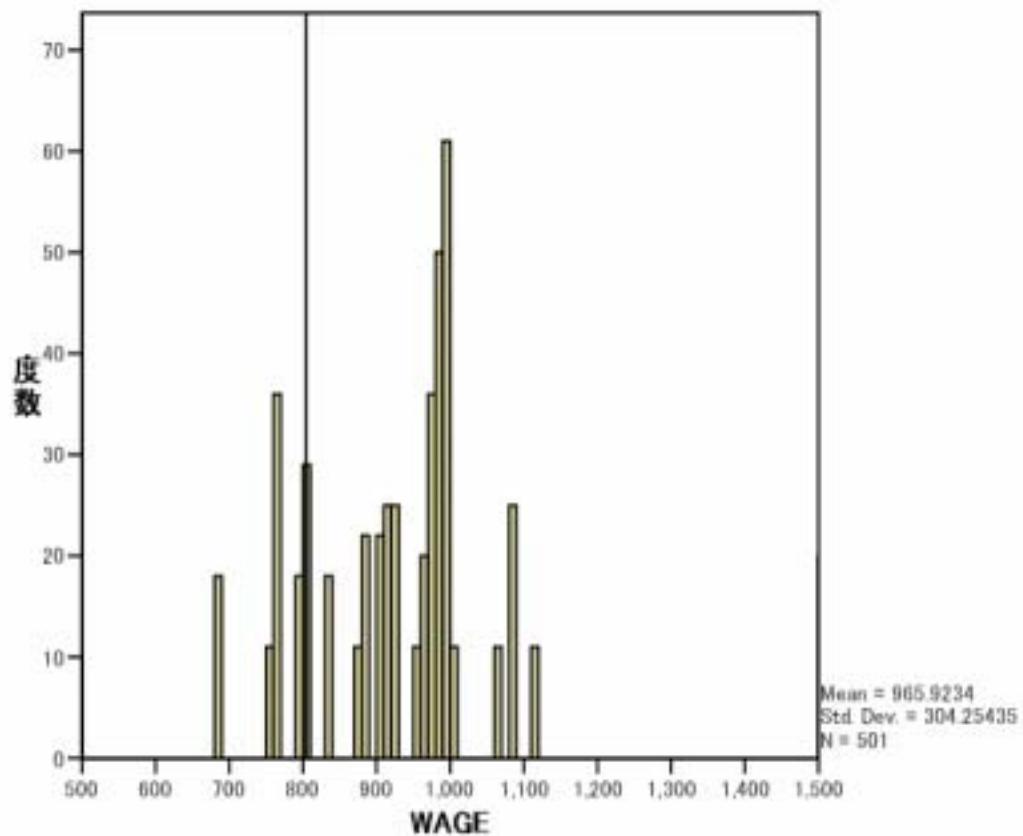


図 4－13 鉄鋼業の賃金分布（兵庫県・パートタイム労働者）

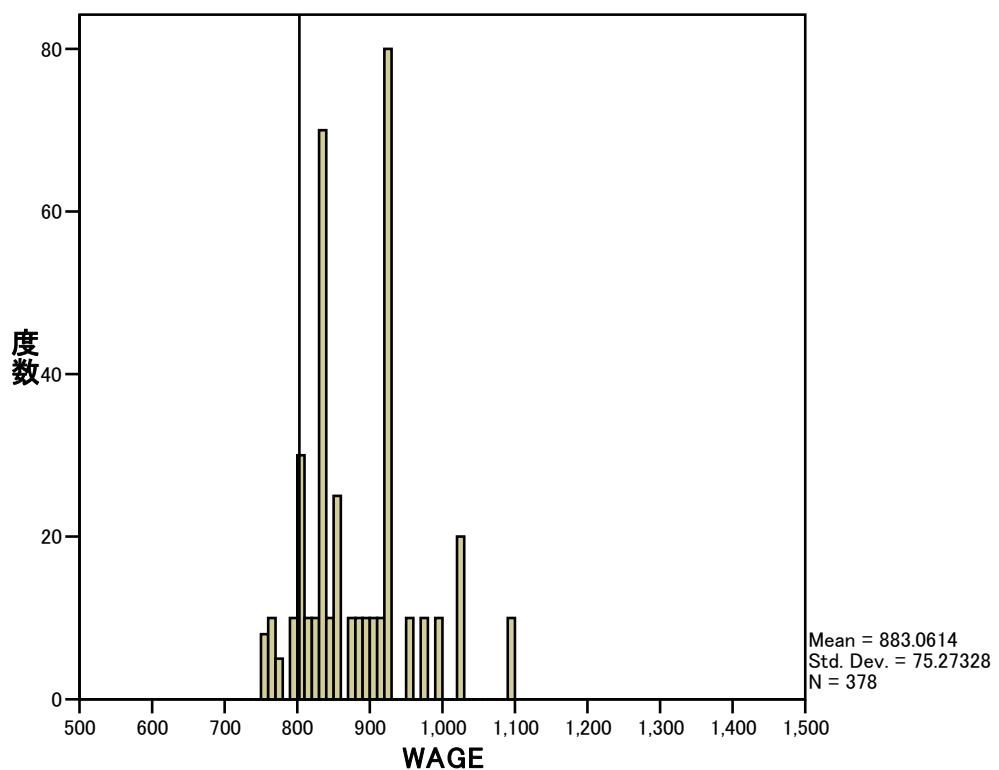


図 4－14 鉄鋼業の賃金分布（岡山県・パートタイム労働者）

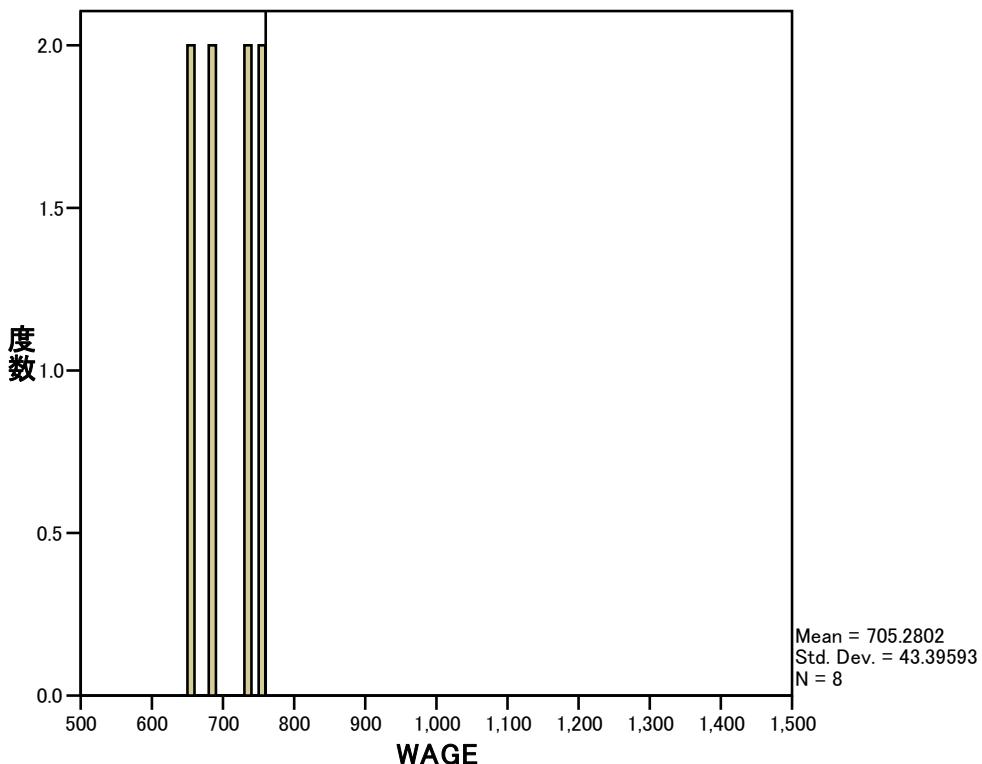


表 4－1 鉄鋼業における低賃金労働者の割合（一般労働者）

	産業別最低賃金額未満		産業別最賃額×105%未満		産業別最賃額×110%未満		産業別最賃額×115%未満		復元後の 全体の人数
	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	
茨城県	12	0.2	12	0.2	39	0.6	46	0.7	6,690
千葉県	35	0.2	61	0.4	138	0.9	195	1.3	15,526
東京都	3	0	3	0	6	0.1	35	0.3	10,043
神奈川県	9	0.1	15	0.2	18	0.2	34	0.4	8,811
大阪府	125	0.7	158	0.9	180	1.0	213	1.2	17,741
兵庫県	140	0.8	197	1.2	227	1.4	305	1.8	16,800
岡山県	16	0.2	22	0.3	34	0.4	54	0.6	8,678

表 4－2 鉄鋼業における低賃金労働者の割合（パートタイム労働者）

	産業別最低賃金額未満		産業別最賃額×105%未満		産業別最賃額×110%未満		産業別最賃額×115%未満		復元後の 全体の人数
	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	
茨城県	8	12.9	15	24.2	25	40.3	31	50.0	62
千葉県	54	32.3	69	41.3	91	54.5	100	59.9	167
東京都	21	23.3	27	30.0	49	54.4	49	54.4	90
神奈川県	20	11.6	37	21.4	43	24.9	57	32.9	173
大阪府	104	20.8	140	27.9	162	32.3	245	48.9	501
兵庫県	63	16.7	153	40.5	198	52.4	278	73.5	378
岡山県	8	100.0	8	100.0	8	100.0	8	100.0	8

(3) 電気機械器具製造業における産業別最低賃金近辺の張り付き状況

続いて、電気機械器具製造業における産業別最低賃金近辺の張り付き状況についてみていくことにする。既に鉄鋼業のところで述べたように、すべての都道府県を対象として分析

を行う訳ではなく、産業中分類レベルのうち細分類産業が高々2産業まで除外される場合までを分析対象としている。

図4-15～図4-30は、分析の対象となった16府県について一般労働者の賃金分布を示している。鉄鋼業における一般労働者の場合とは多少違って、産業別最低賃金額未満の者を含み、産業別最低賃金額近辺に労働者を多く観察できる県がみられる。例えば、宮城県や宮崎県などはその典型例であろう。しかしながら、各府県の全般的な張り付き状況を観察すると、産業別最低賃金の影響力が小さいようである。賃金分布における平均賃金額は産業別最低賃金額から大きく乖離しており、賃金の大半は産業別最低賃金額よりも右側で分布している。

賃金分布の実態を数字で確認した結果が、表4-3である。宮城県(4.9%)、宮崎県(4.4%)、大分県(4.1%)の各県は、産業別最低賃金額未満者の割合が賃金分布全体の4%を超えており、その割合が相対的に高い県である。産業別最低賃金額×105%未満の割合でみても、宮崎県(10.1%)、宮城県(9.1%)の両県が、また産業別最低賃金額×110%未満ないしは産業別最低賃金額×115%未満の割合でみても宮崎県、宮城県が相対的に高い割合となっていることがわかる。他の府県と比較すると、宮崎、宮城の両県は低賃金労働者の割合が相対的に高いことがわかるが、地域別最低賃金におけるパートタイム労働者の場合等と比較すると、その割合は決して高いものではなく、産業別最低賃金が有効に機能しているとはいえない状況である。

図4-15 電気機械器具製造業の賃金分布（宮城県・一般労働者）

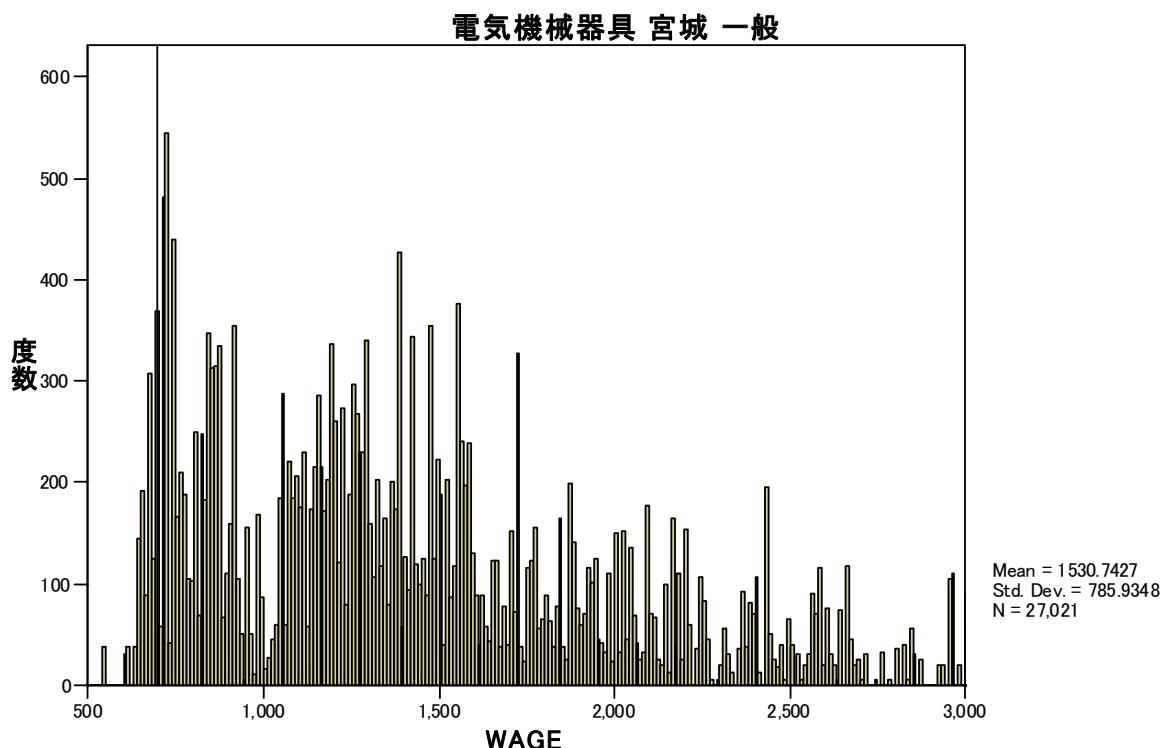


図 4－16 電気機械器具製造業の賃金分布（福島県・一般労働者）

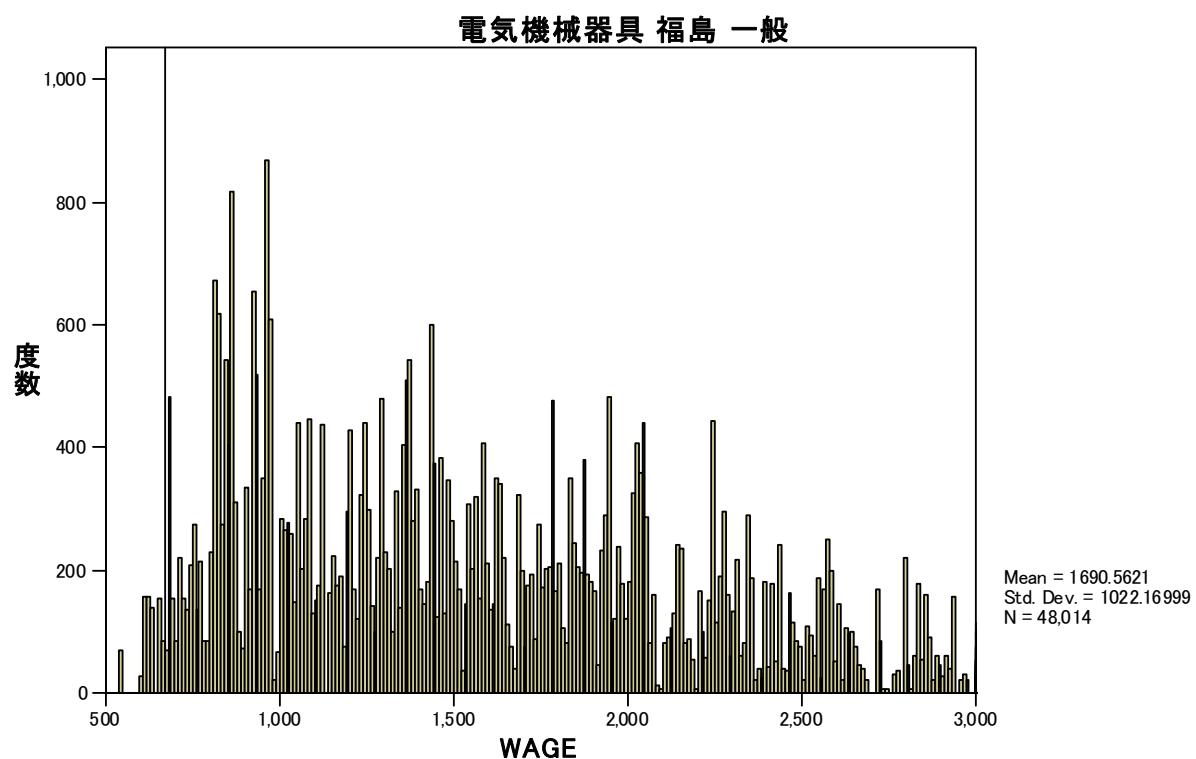


図 4－17 電気機械器具製造業の賃金分布（埼玉県・一般労働者）

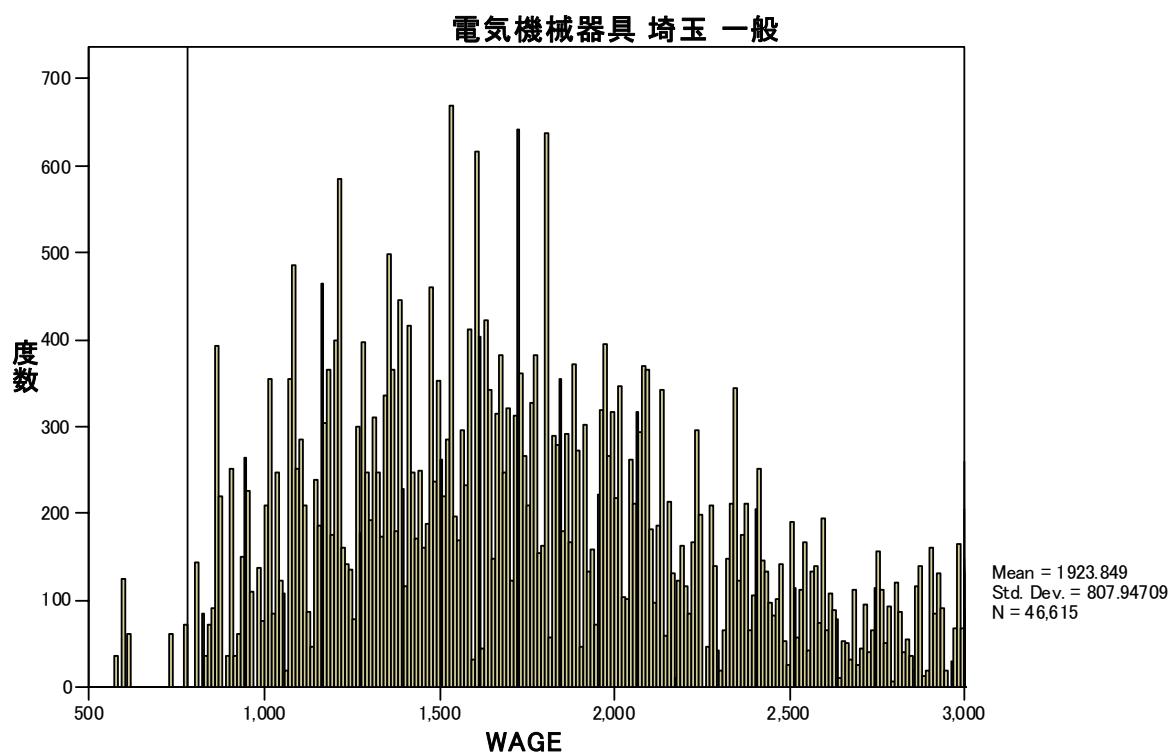


図 4－18 電気機械器具製造業の賃金分布（神奈川県・一般労働者）

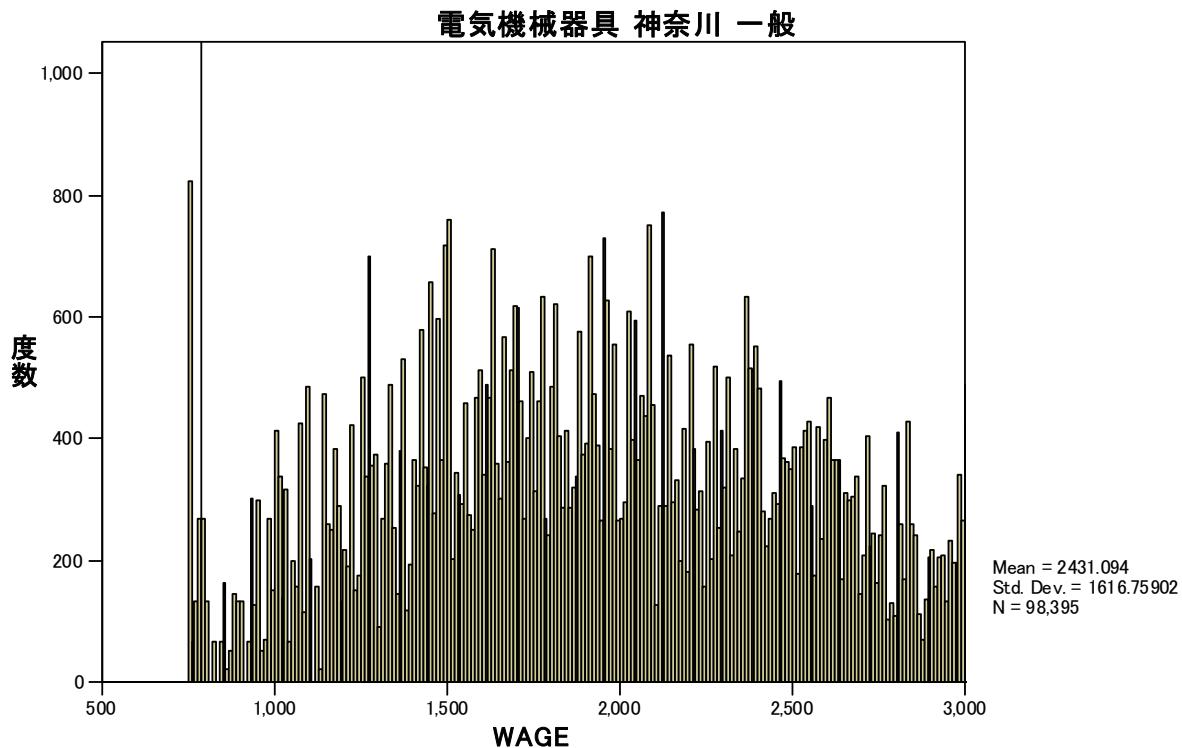


図 4－19 電気機械器具製造業の賃金分布（山梨県・一般労働者）

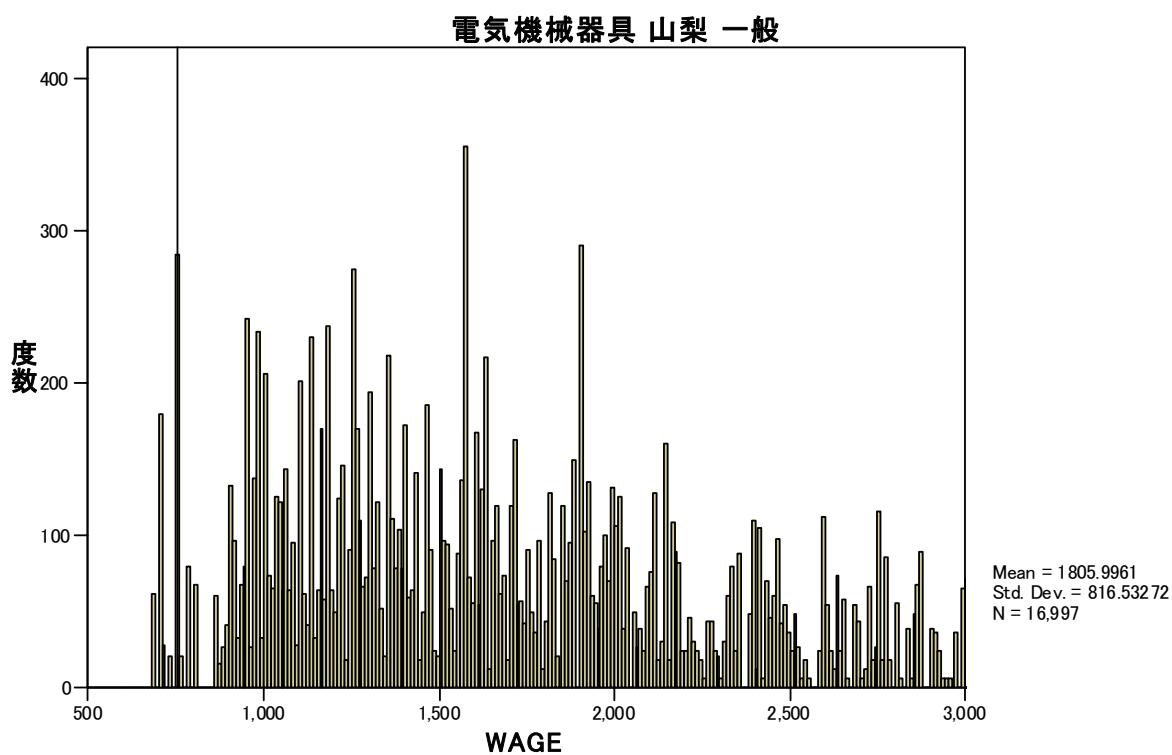


図 4－20 電気機械器具製造業の賃金分布（静岡県・一般労働者）

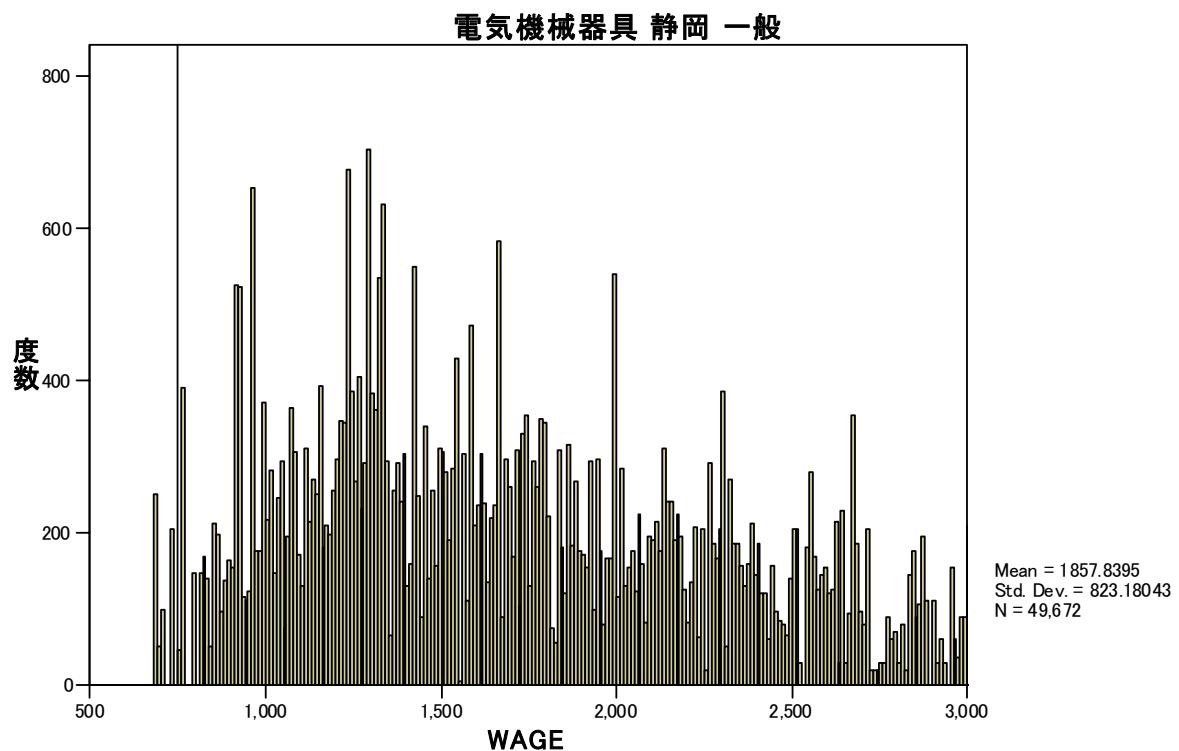


図 4－21 電気機械器具製造業の賃金分布（愛知県・一般労働者）

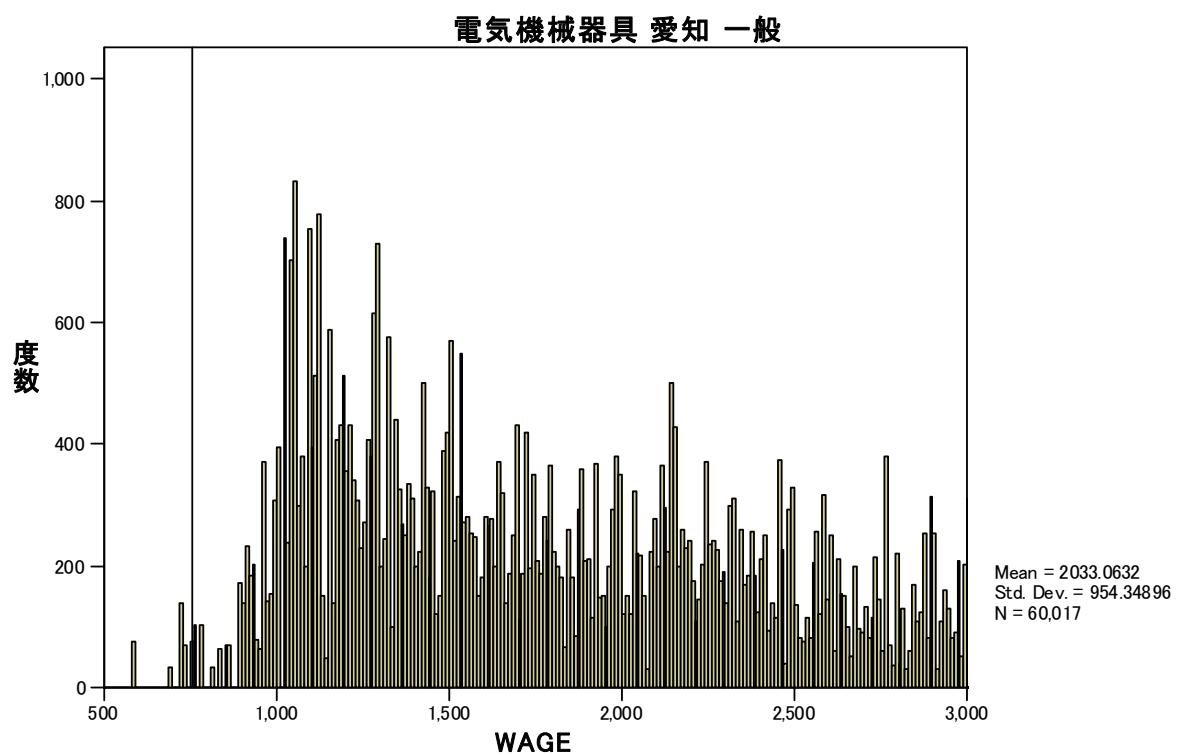


図 4－22 電気機械器具製造業の賃金分布（京都府・一般労働者）

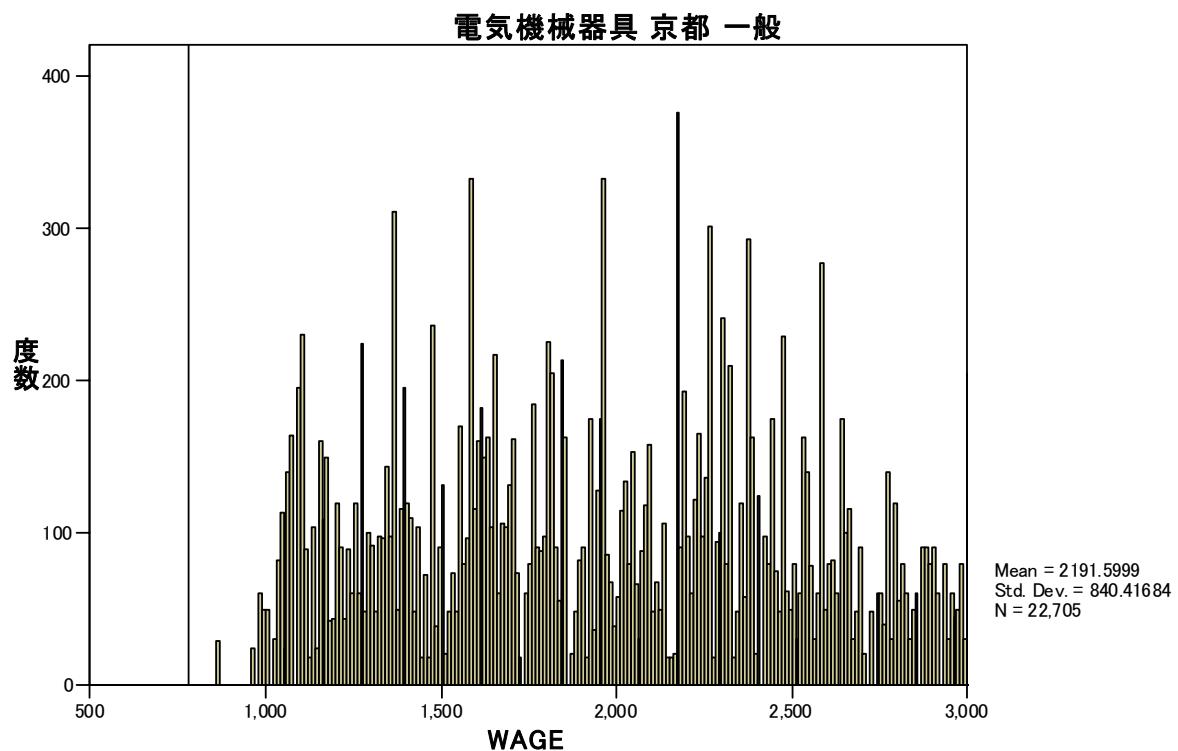


図 4－23 電気機械器具製造業の賃金分布（兵庫県・一般労働者）

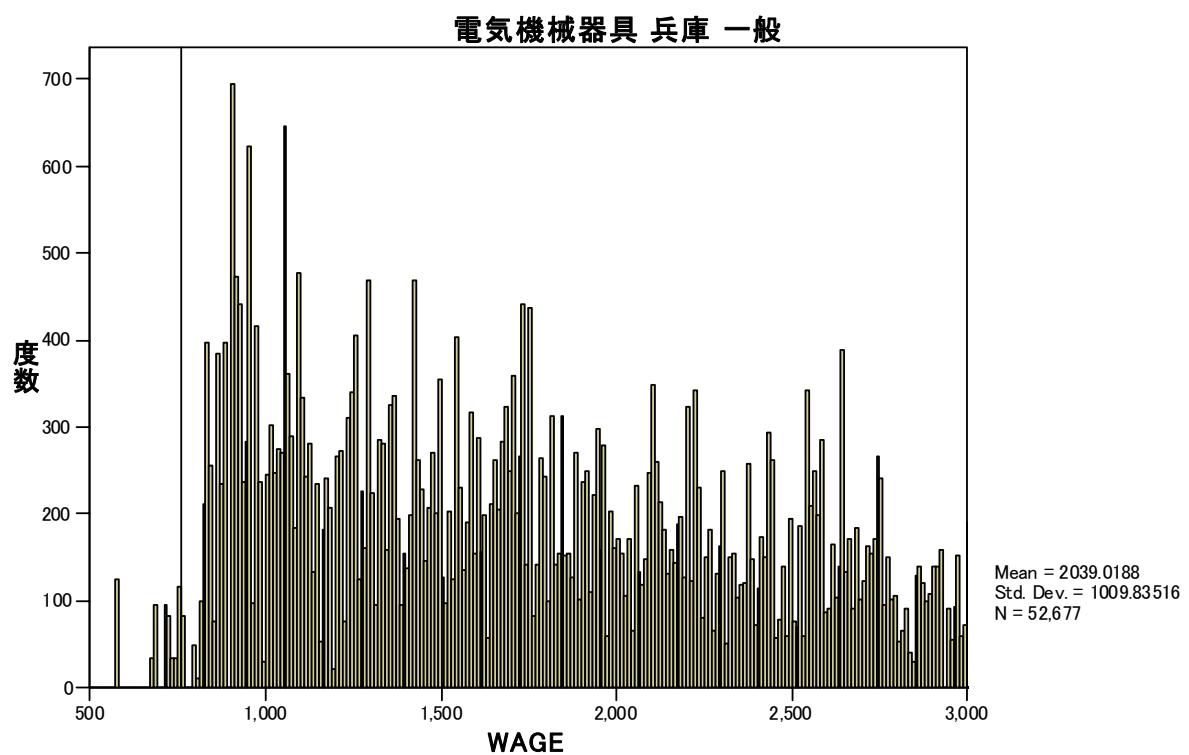


図 4－24 電気機械器具製造業の賃金分布（岡山県・一般労働者）

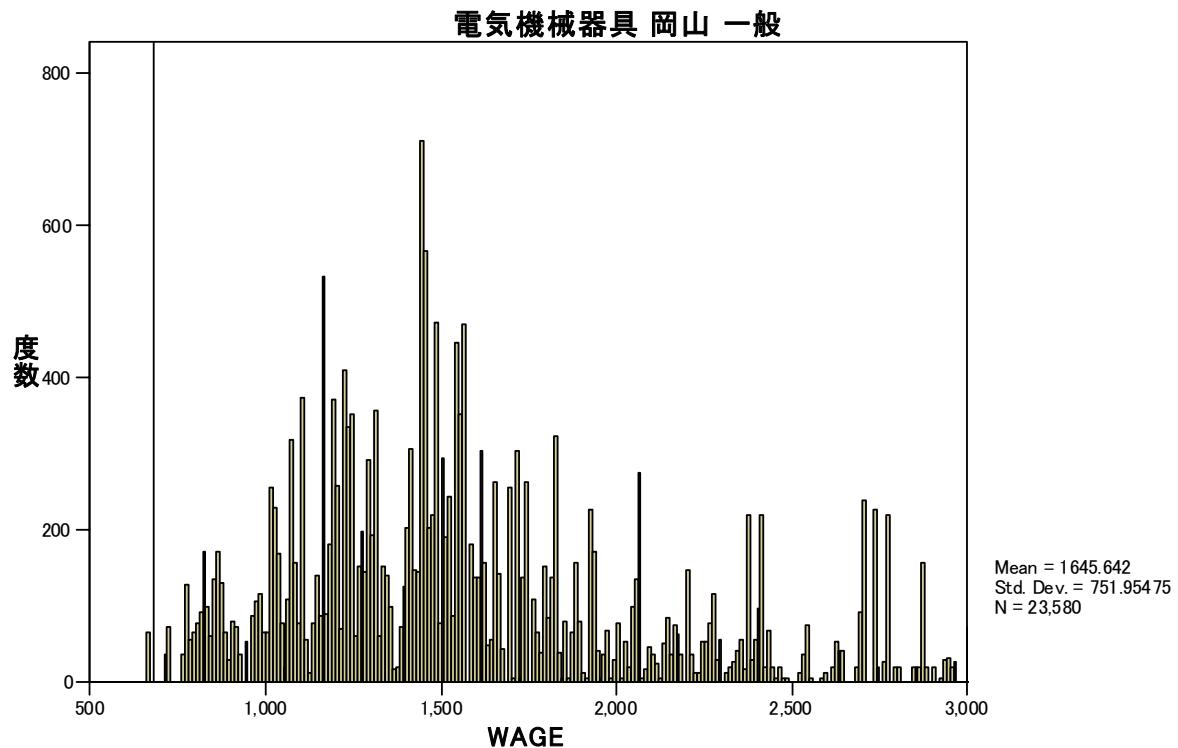


図 4－25 電気機械器具製造業の賃金分布（香川県・一般労働者）

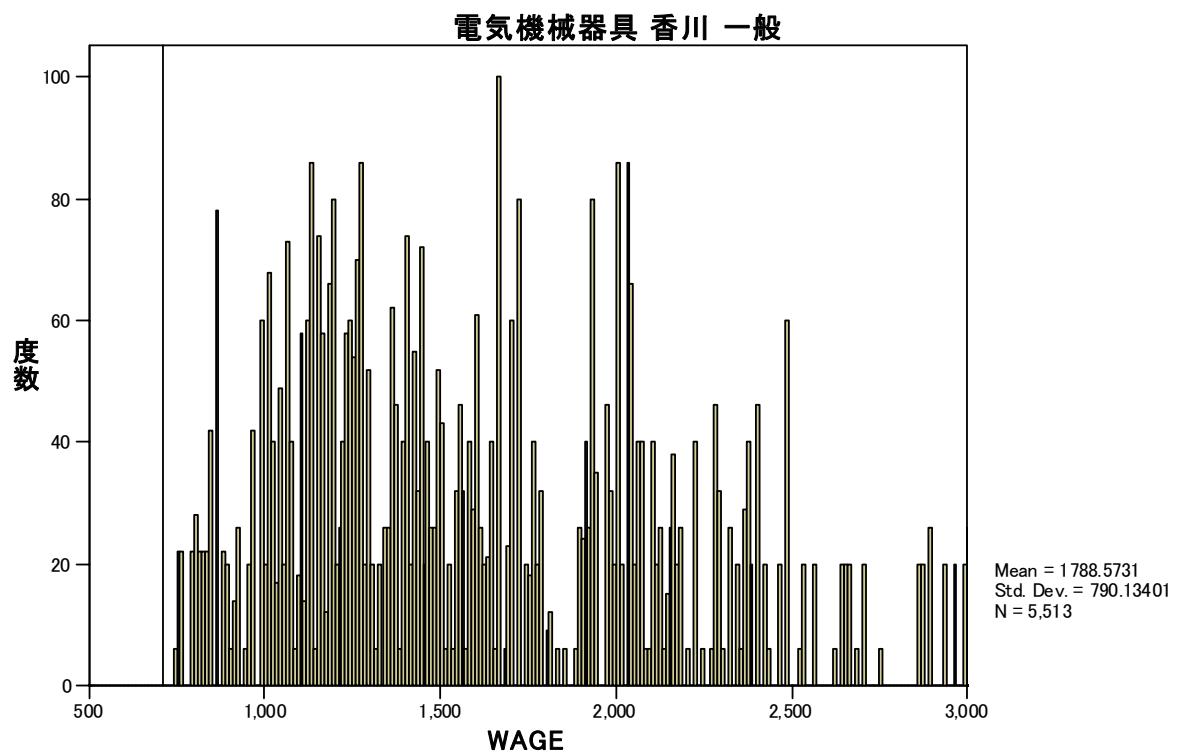


図 4－26 電気機械器具製造業の賃金分布（福岡県・一般労働者）

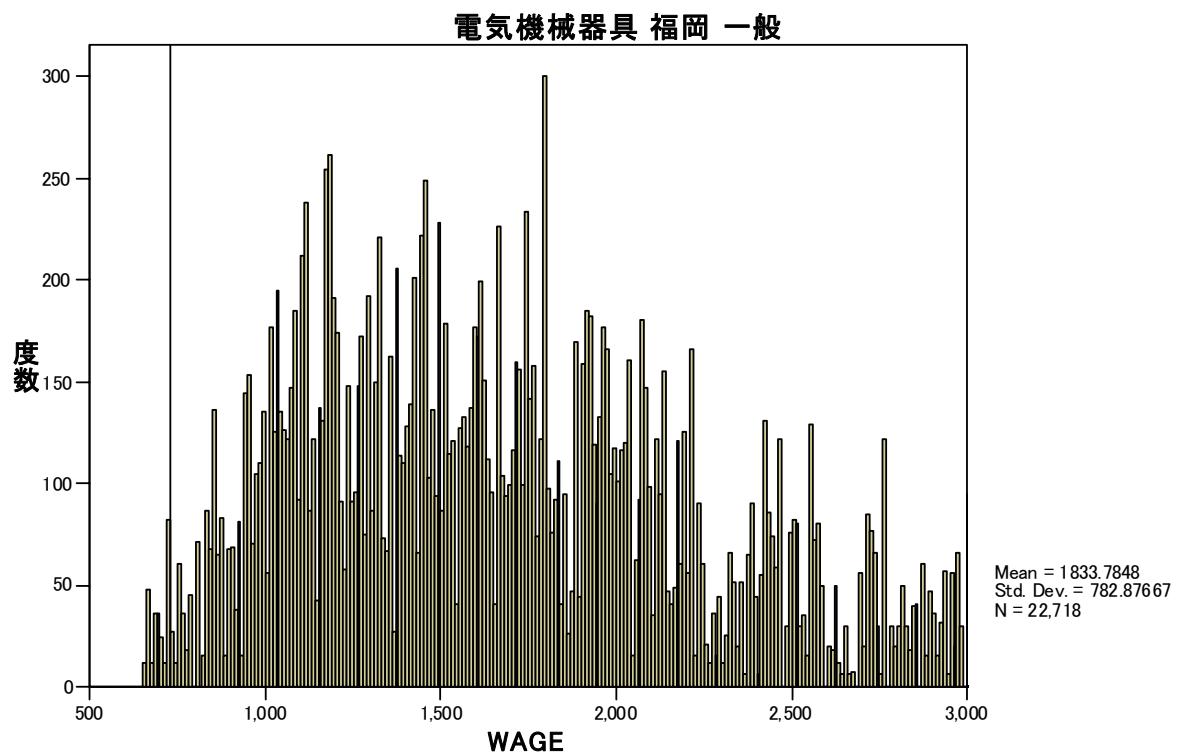


図 4－27 電気機械器具製造業の賃金分布（熊本県・一般労働者）

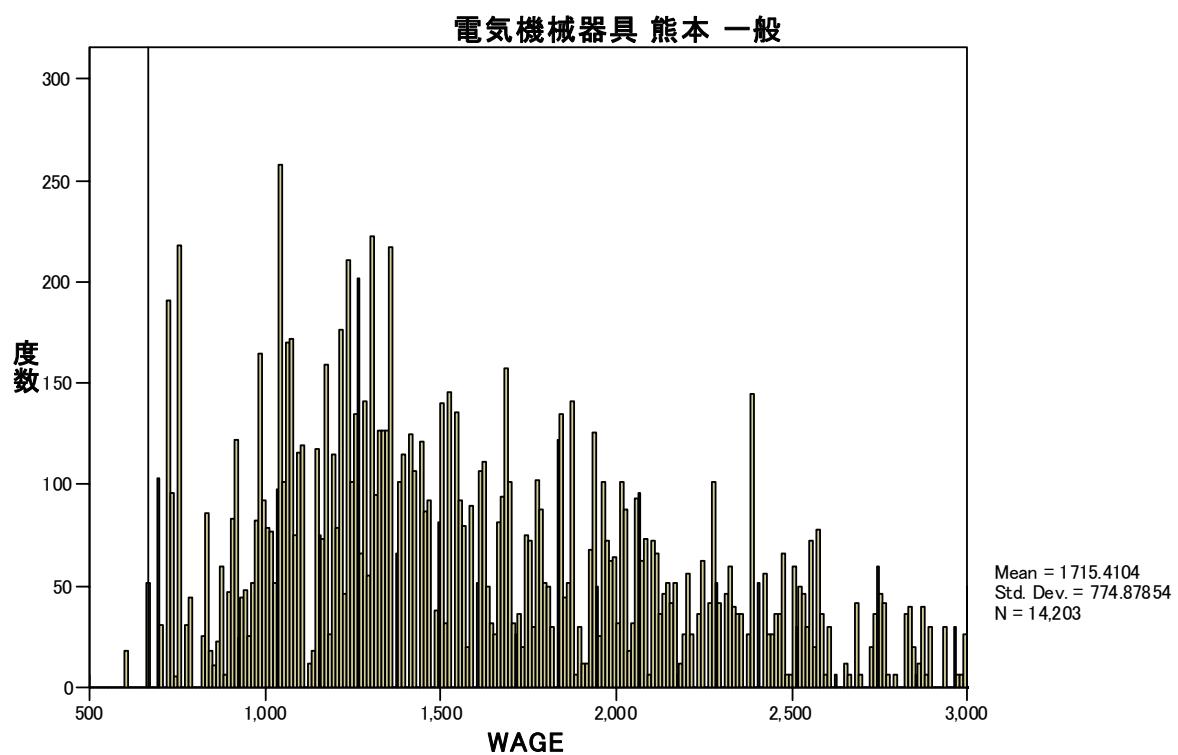


図 4－28 電気機械器具製造業の賃金分布（大分県・一般労働者）

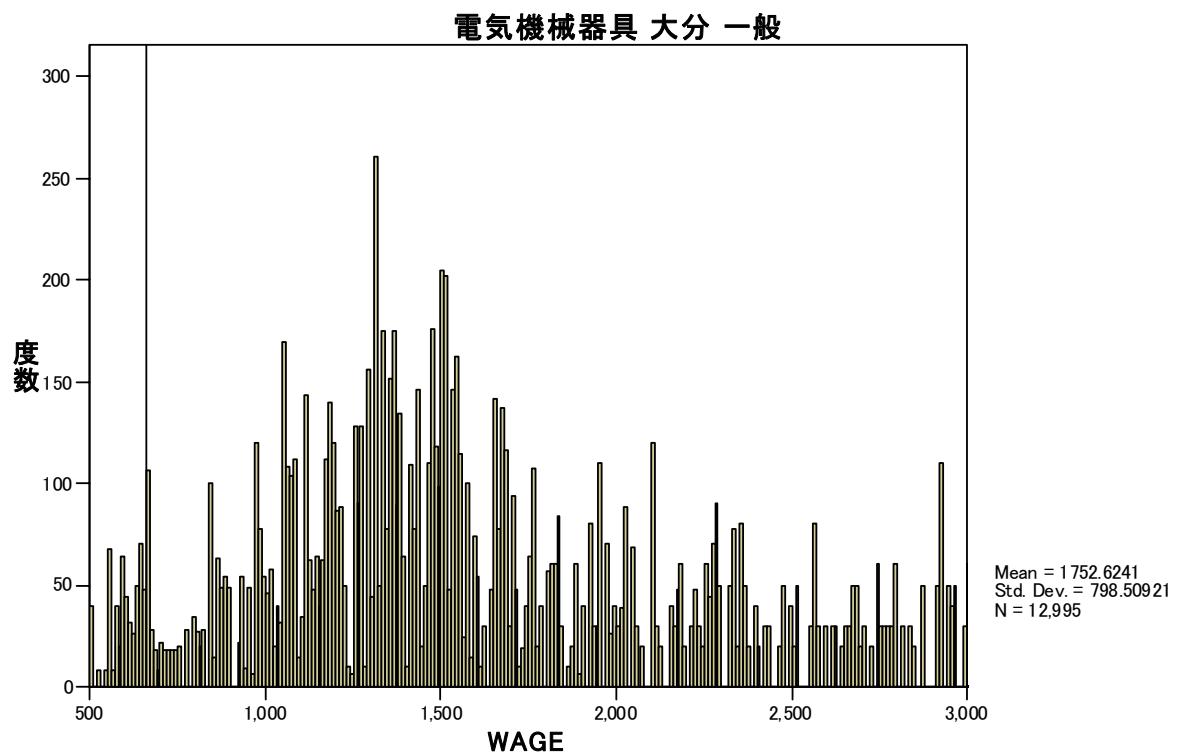


図 4－29 電気機械器具製造業の賃金分布（宮崎県・一般労働者）

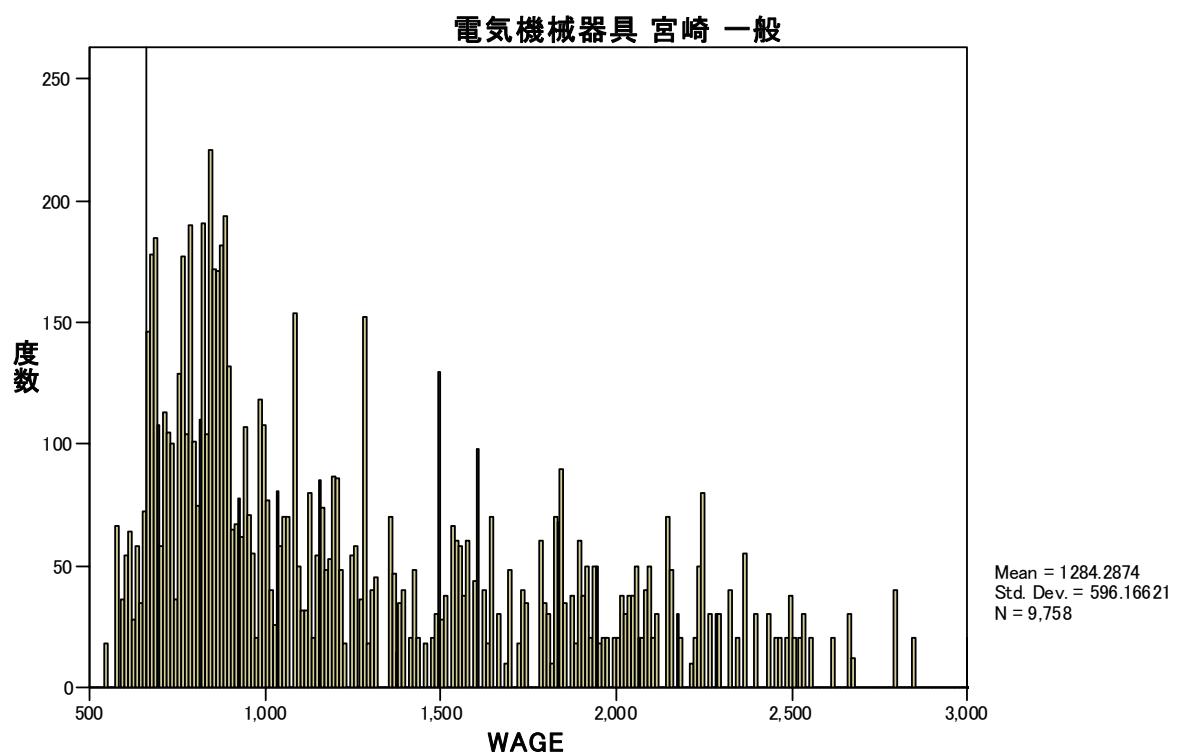


図4-30 電気機械器具製造業の賃金分布（鹿児島県・一般労働者）

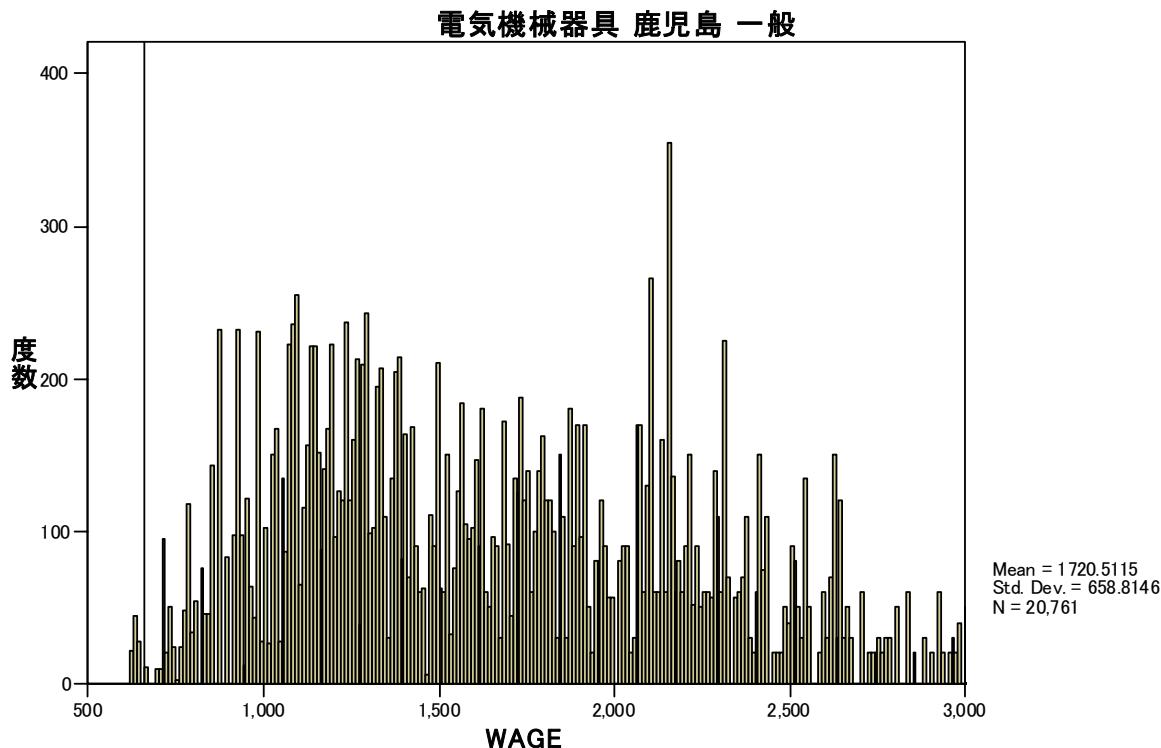


表4-3 電気機械器具製造業における低賃金労働者の割合（一般労働者）

	産業別最低賃金額未満		産業別最賃額×105%未満		産業別最賃額×110%未満		産業別最賃額×115%未満		復元後の全體の人数
	労働者数 (人)	全体に占める割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める割合(%)	
宮城県	1,332	4.9	2,454	9.1	3,101	11.5	3,813	14.1	27,021
福島県	856	1.8	1,494	3.1	2,090	4.4	2,921	6.1	48,014
埼玉県	283	0.6	500	1.1	693	1.5	1,431	3.1	46,615
神奈川県	1,291	1.3	1,760	1.8	2,011	2.0	2,474	2.5	98,395
山梨県	574	3.4	674	4.0	741	4.4	769	4.5	16,997
静岡県	606	1.2	1,042	2.1	1,335	2.7	1,908	3.8	49,672
愛知県	317	0.5	597	1.0	629	1.0	833	1.4	60,017
京都府	0	0	0	0	0	0	29	0.1	22,705
兵庫県	569	1.1	699	1.3	1,163	2.2	2,181	4.1	52,677
岡山県	64	0.3	64	0.3	172	0.7	335	1.4	23,580
香川県	0	0	0	0	50	0.9	122	2.2	5,513
福岡県	262	1.2	361	1.6	460	2.0	633	2.8	22,718
熊本県	76	0.5	101	0.7	479	3.4	720	5.1	14,203
大分県	530	4.1	682	5.2	748	5.8	804	6.2	12,995
宮崎県	431	4.4	988	10.1	1,290	13.2	1,589	16.3	9,758
鹿児島県	94	0.5	105	0.5	240	1.2	316	1.5	20,761

ところで、電気機械器具製造業の場合であっても、パートタイム労働者が対象となると大きく状況が異なってくる。図4-31～図4-46は、パートタイム労働者を対象とした賃金分布であるが、多くの府県で産業別最低賃金額未満の者がかなりの数に達していることが観察される。県により大きな差があるが、多くの労働者が産業別最低賃金額を下回っており、また産業別最低賃金額近辺に多くの労働者が集積している状況を確認することができる。

表4-4は、電気機械器具製造業における低賃金労働者の割合を示した結果である。特徴

として、産業別最低賃金額未満の労働者数が多いことがわかる。対象となった 16 府県中、香川県を除く 15 府県で産業別最低賃金額を下回る労働者の割合が 2 桁となっており、特に埼玉県（50.5%）、福岡県（42.0%）、京都府（41.6%）の 3 府県は 40% を超える高い割合となっている。既述したように、特に産業別最低賃金の場合、データから適用除外労働者を正確に除外できないという欠点がある。そのため、産業別最低賃金額未満の割合の一部には、適用除外労働者が含まれている可能性がある。

また、産業別最低賃金額 × 105% 未満の割合をみても、宮城県の 74.5% を筆頭に、熊本県（68.3%）、埼玉県（67.7%）、福岡県（64.6%）等の県ではその割合が高くなっている。併せて、産業別最低賃金額 × 105% 未満の割合から産業別最低賃金額未満の割合を引くことにより、産業別最低賃金額と産業別最低賃金額 × 105% の間にどの程度の労働者が集積しているのかみることにする。表には記していないが、熊本県（ $68.3 - 22.6 = 45.7$ ポイント）、宮城県（ $74.5 - 30.9 = 43.6$ ポイント）、宮崎県（ $52.6 - 10.5 = 42.1$ ポイント）の 3 県をはじめとして、山梨県（30.0 ポイント）、岡山県（29.6 ポイント）、神奈川県（28.3 ポイント）等の県で高い集積割合となっていることがわかる。

上記観測事実は、産業別最低賃金額 × 110% 未満、産業別最低賃金額 × 115% 未満の場合についても当てはまり、多くの府県で（産業別最低賃金額未満者の割合も含め）産業別最低賃金額近辺に多くの労働者が集積している実態が窺われる。

ところで、産業別最低賃金額を下回る多くの労働者がいる一方で、産業別最低賃金額を上回って、産業別最低賃金額近辺に多くの労働者が集積している状況との併存状況をどのように考えればよいのであろうか。地域別最低賃金のみが適用される細分類の労働者数及び適用除外労働者数が無視しうるものと仮定した上で考え方としては、2 つの考え方があるようと思われる。

一つは、ほとんどの雇い主が産業別最低賃金額を無視しているか、もしくは産業別最低賃金制度又は金額のことを知らず、そのために産業別最低賃金制度が全く機能していないと考えられる状況である。この様な場合、賃金分布図は正規分布を描き、産業別最低賃金額を示す棒線は偶々賃金分布の上に引かれることになると考えられる。図 4-47 に示された賃金分布がこれに相当する。図 4-47 は、横軸に賃金を、縦軸に度数を示す賃金分布の仮想図である。縦棒が産業別最低賃金額を示している。ほとんどの雇い主が産業別最低賃金額を無視するか産業別最低賃金額に無知であり、産業別最低賃金制度は存在しても賃金分布には影響しないため、賃金分布は単純な山型を描くことが予想される。

もう一つの考え方とは、雇い主の一部は産業別最低賃金額を無視するかもしくは産業別最低賃金制度又は金額のことを知らないが、残りの雇い主については産業別最低賃金額を遵守している場合である。この場合、産業別最低賃金額を無視もしくは産業別最低賃金額のことを知らない層の賃金分布と産業別最低賃金額を遵守する層の賃金分布の 2 つの分布が併存することとなり、図 4-48 のような賃金分布が惹起することが考えられる。図 4-48 は図 4-47

と同様に、横軸に賃金、縦軸に度数を示している。要は、2つの異なる賃金分布が併存するというのがポイントになろう。2つの賃金分布が併存しているため、産業別最低賃金額未満の領域（産業別最低賃金額を示す縦棒の左側の領域）に一つの賃金分布が存在し、そして産業別最低賃金額に張り付く形で産業別最低賃金額を示す縦棒の右側にもう一つの賃金分布が存在することになる。

図4-31 電気機械器具製造業の賃金分布（宮城県・パートタイム労働者）

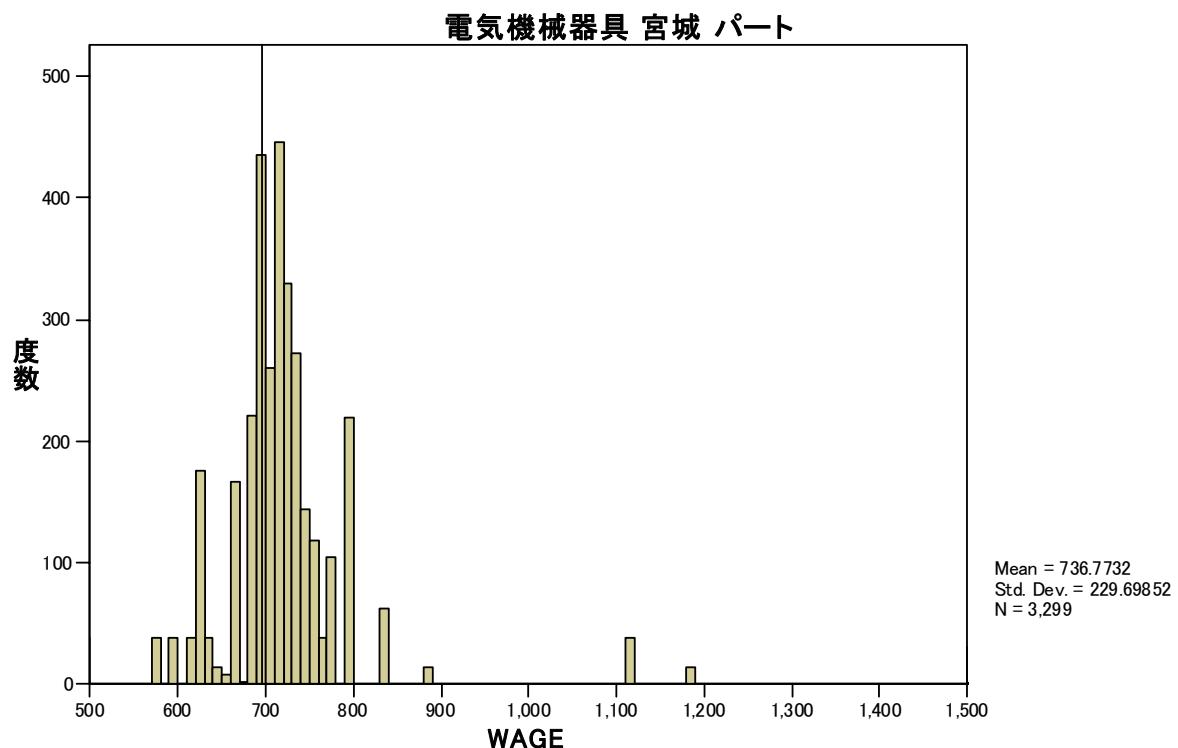


図 4－32 電気機械器具製造業の賃金分布（福島県・パートタイム労働者）

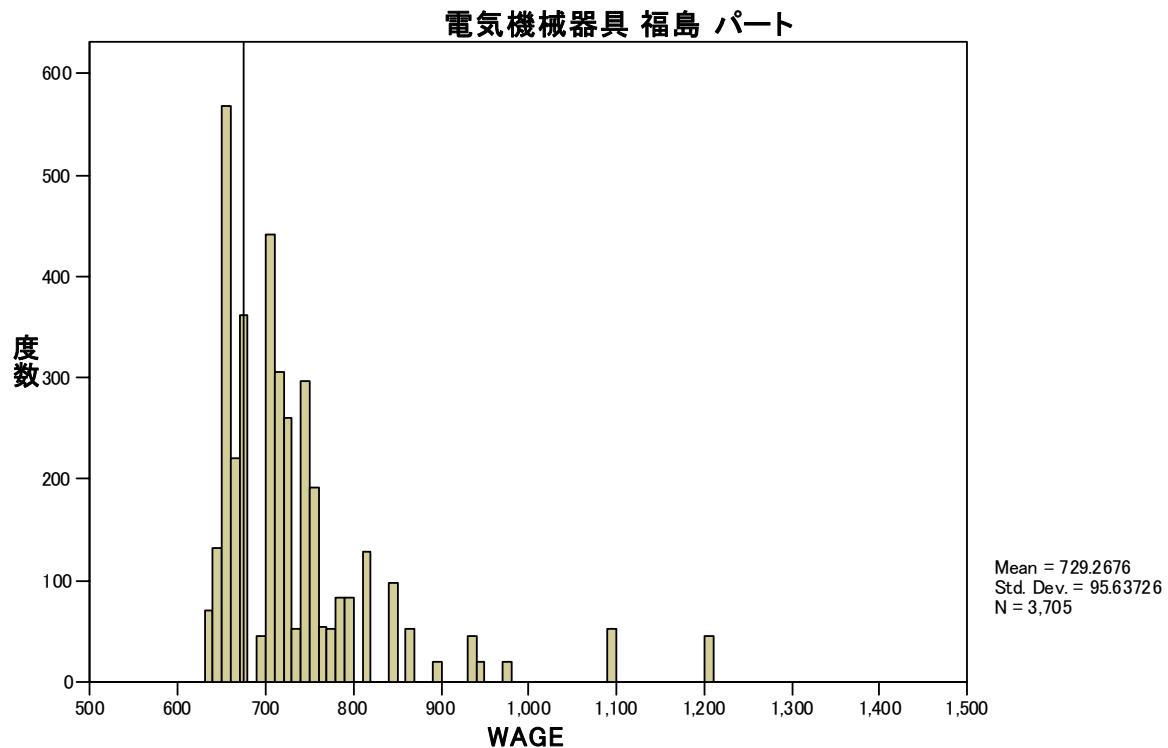


図 4－33 電気機械器具製造業の賃金分布（埼玉県・パートタイム労働者）

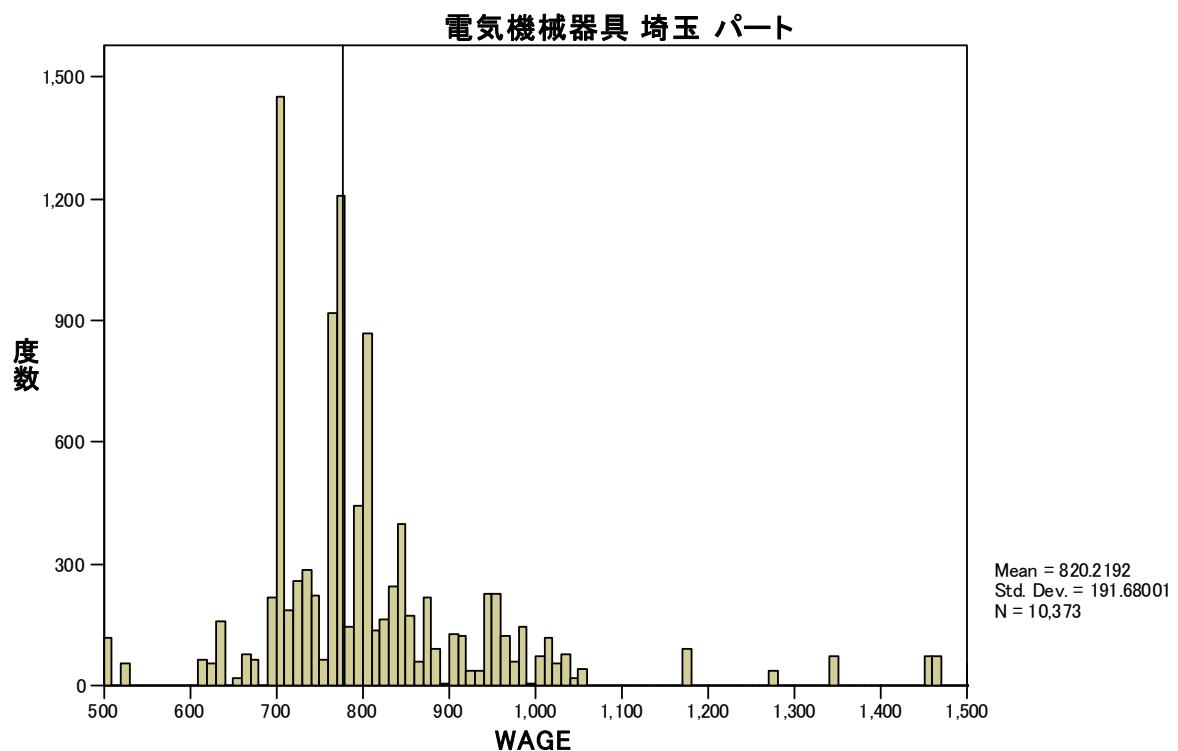


図 4－34 電気機械器具製造業の賃金分布（神奈川県・パートタイム労働者）

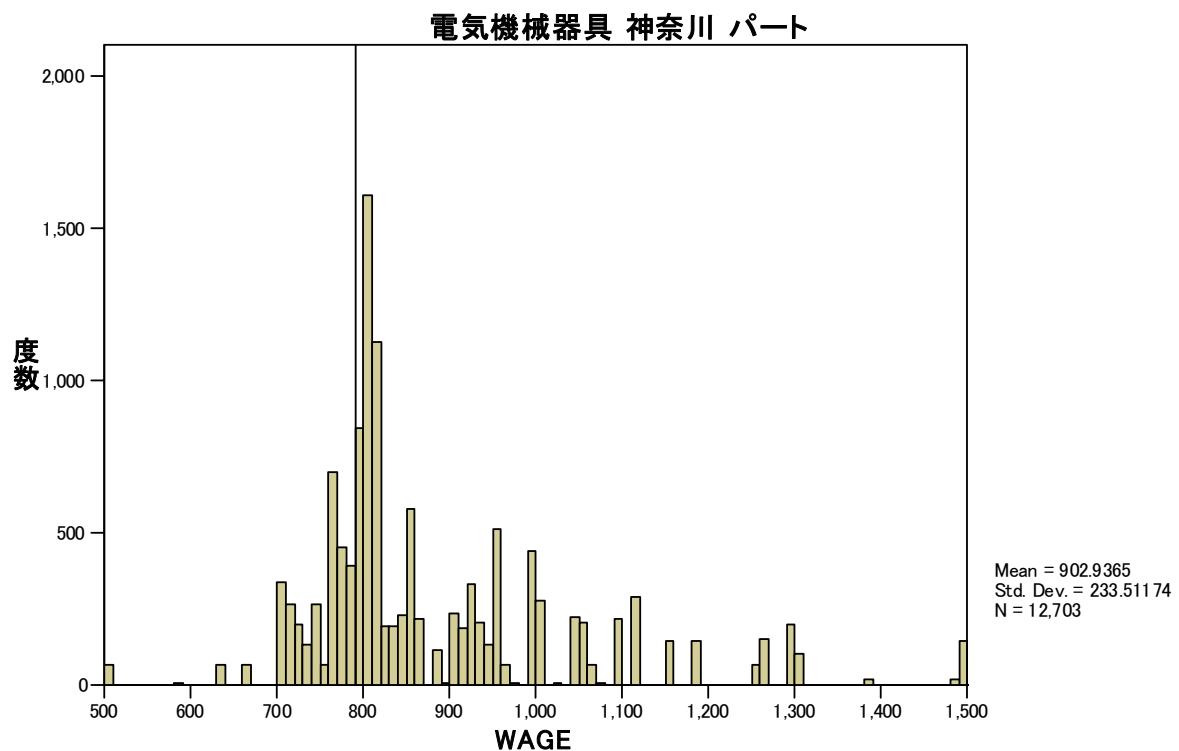


図 4－35 電気機械器具製造業における賃金分布（山梨県・一般労働者）

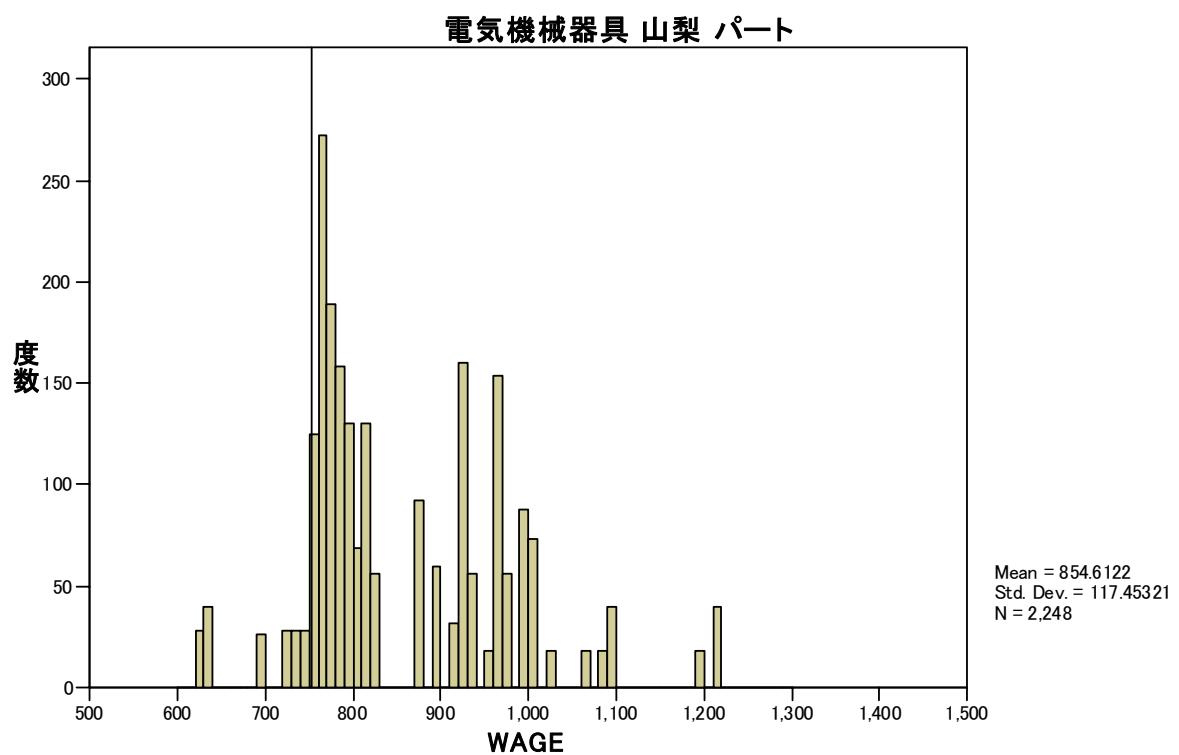


図 4－36 電気機械器具製造業の賃金分布（静岡県・パートタイム労働者）

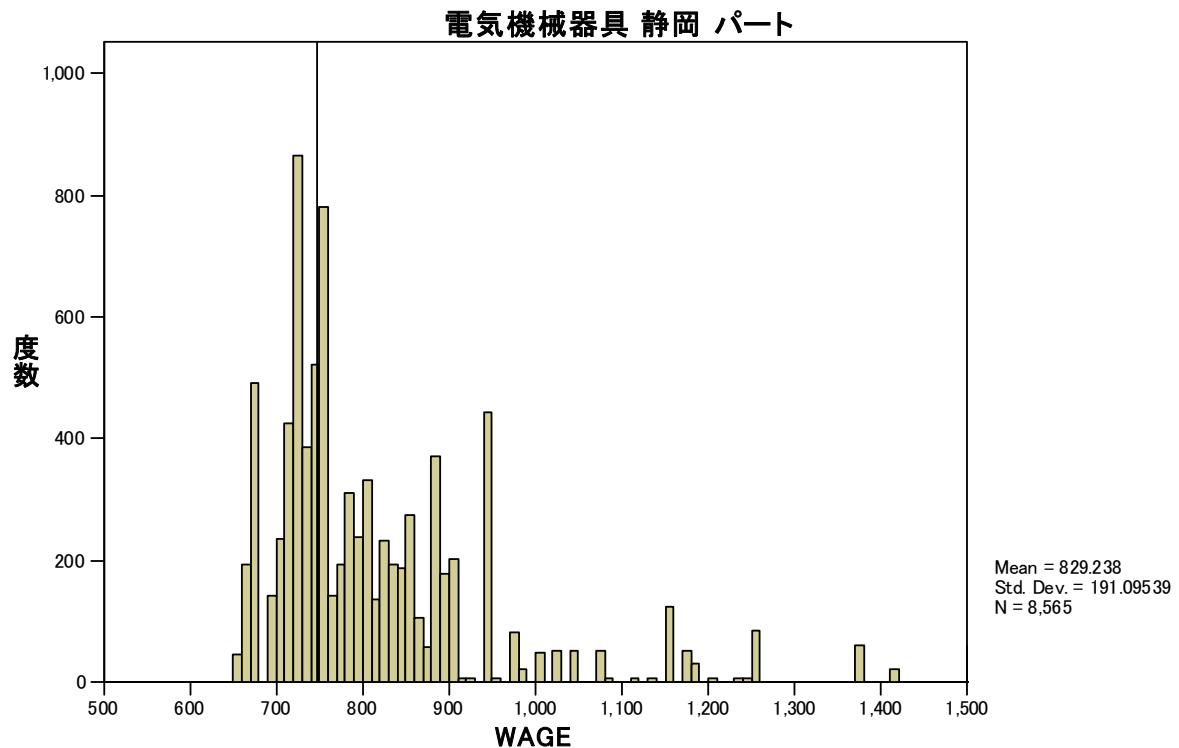


図 4－37 電気機械器具製造業の賃金分布（愛知県・パートタイム労働者）

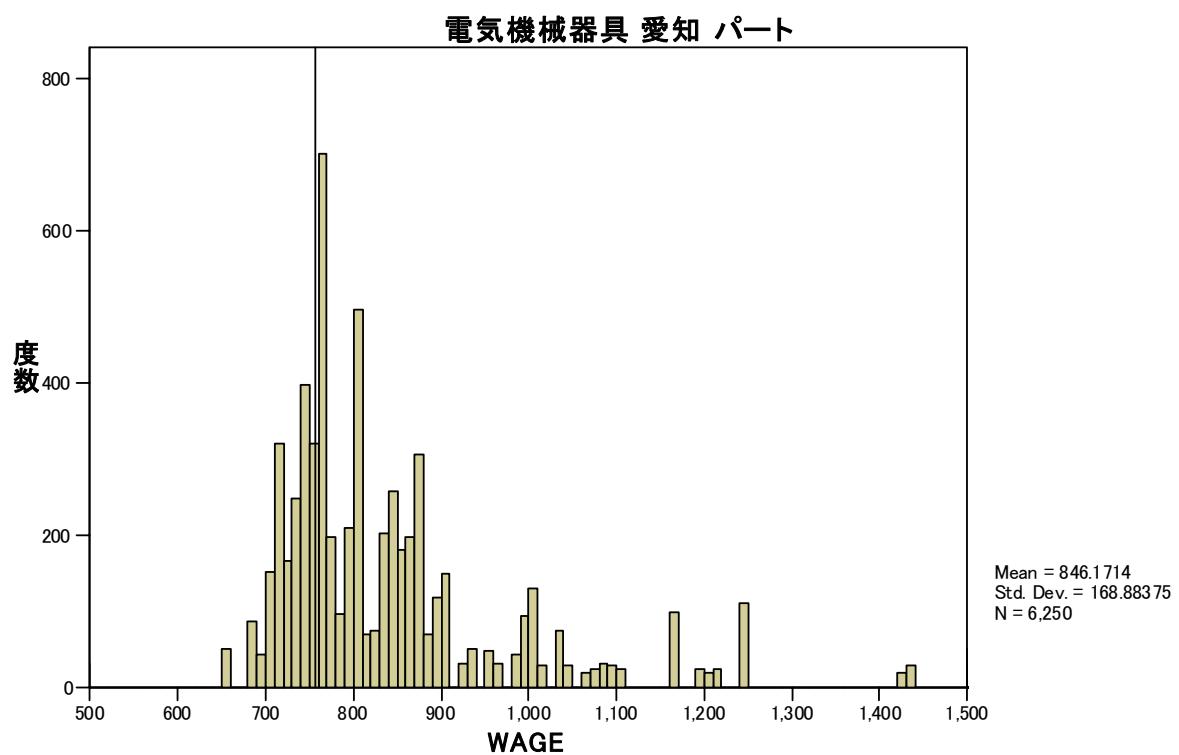


図 4－38 電気機械器具製造業の賃金分布（京都府・パートタイム労働者）

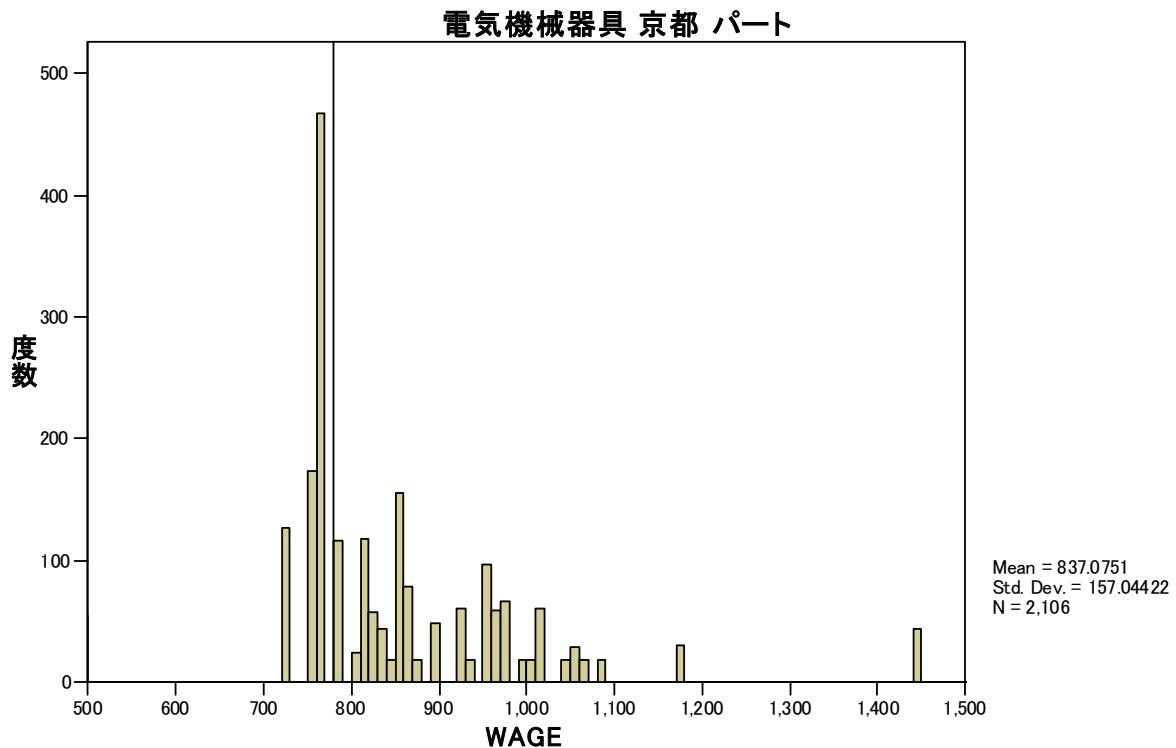


図 4－39 電気機械器具製造業の賃金分布（兵庫県・パートタイム労働者）

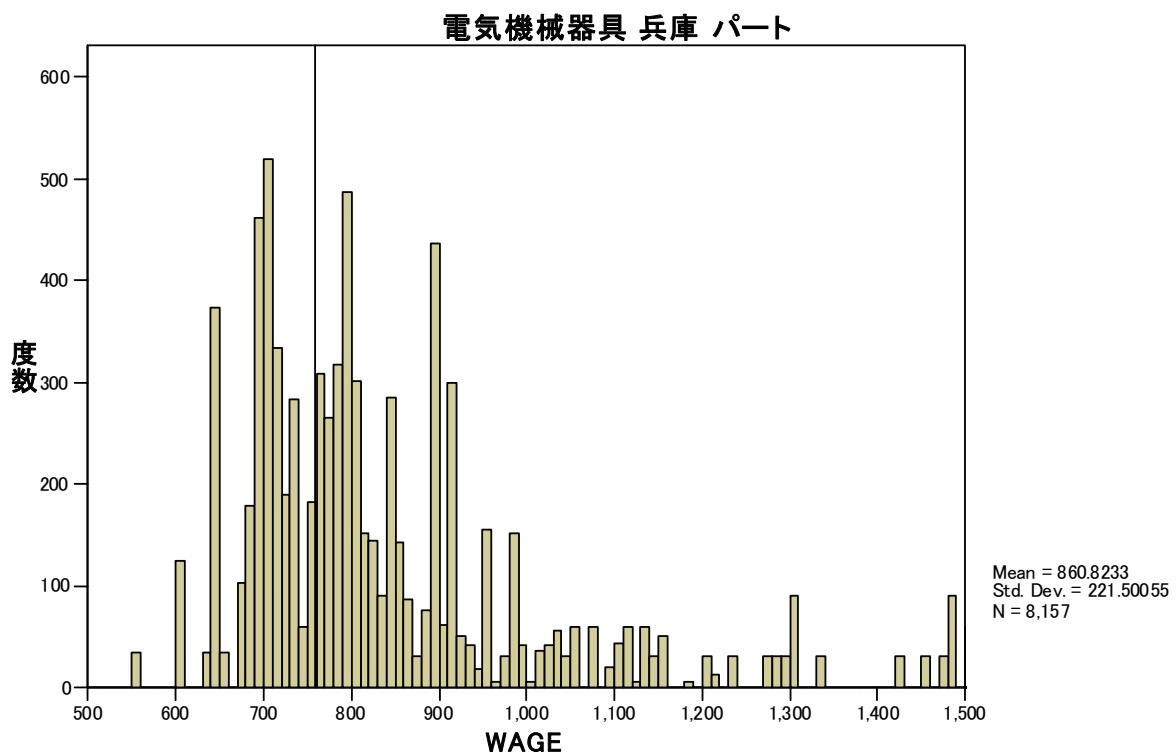


図4-40 電気機械器具製造業の賃金分布（岡山県・パートタイム労働者）

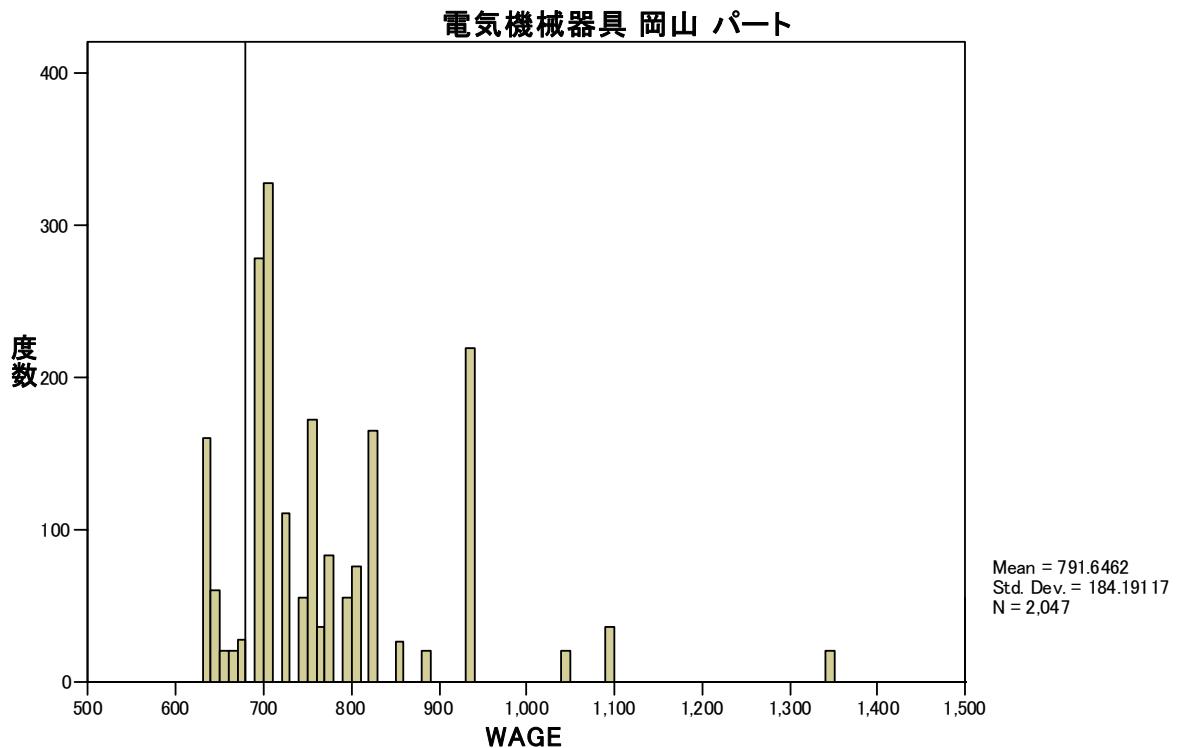


図 4-4-1 電気機械器具製造業の賃金分布（香川県・パートタイム労働者）

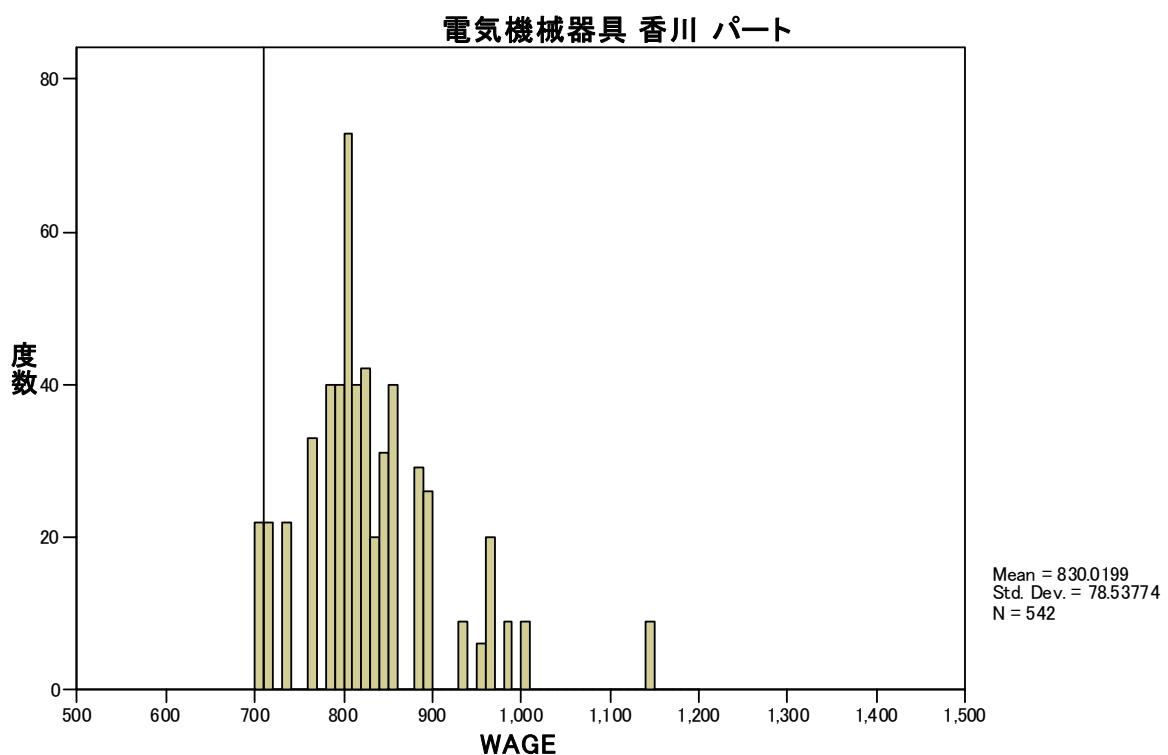


図 4－42 電気機械器具製造業の賃金分布（福岡県・パートタイム労働者）

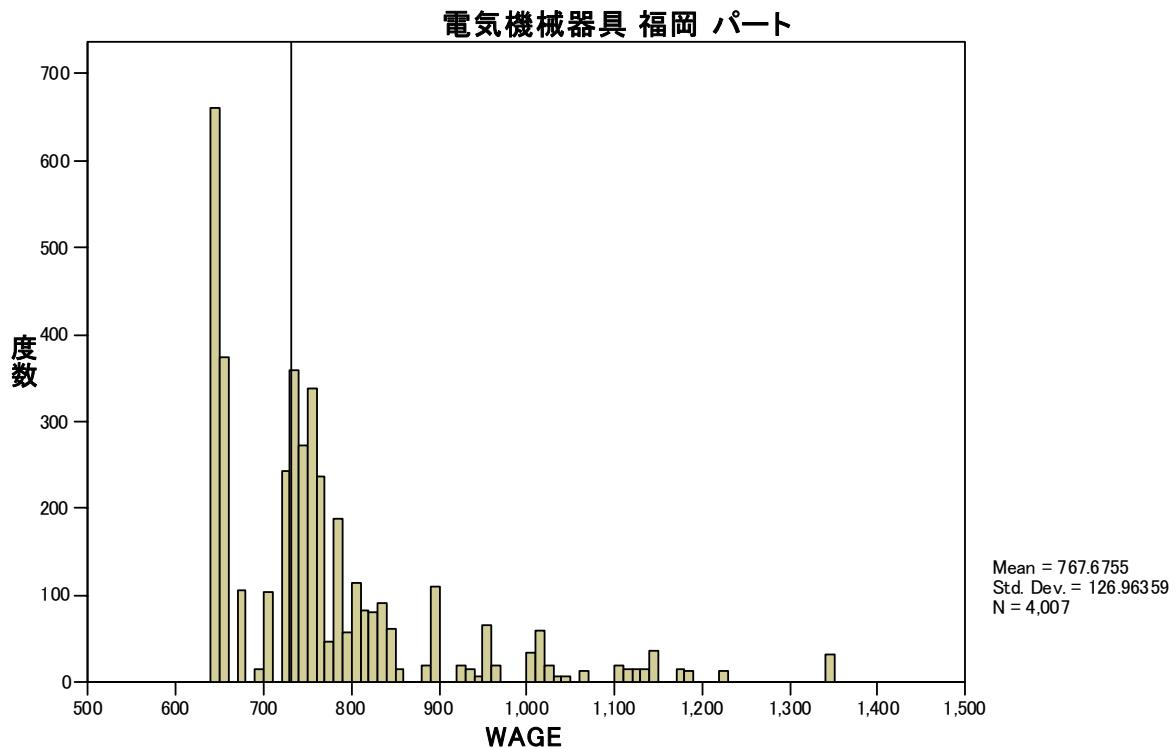


図 4－43 電気機械器具製造業の賃金分布（熊本県・パートタイム労働者）

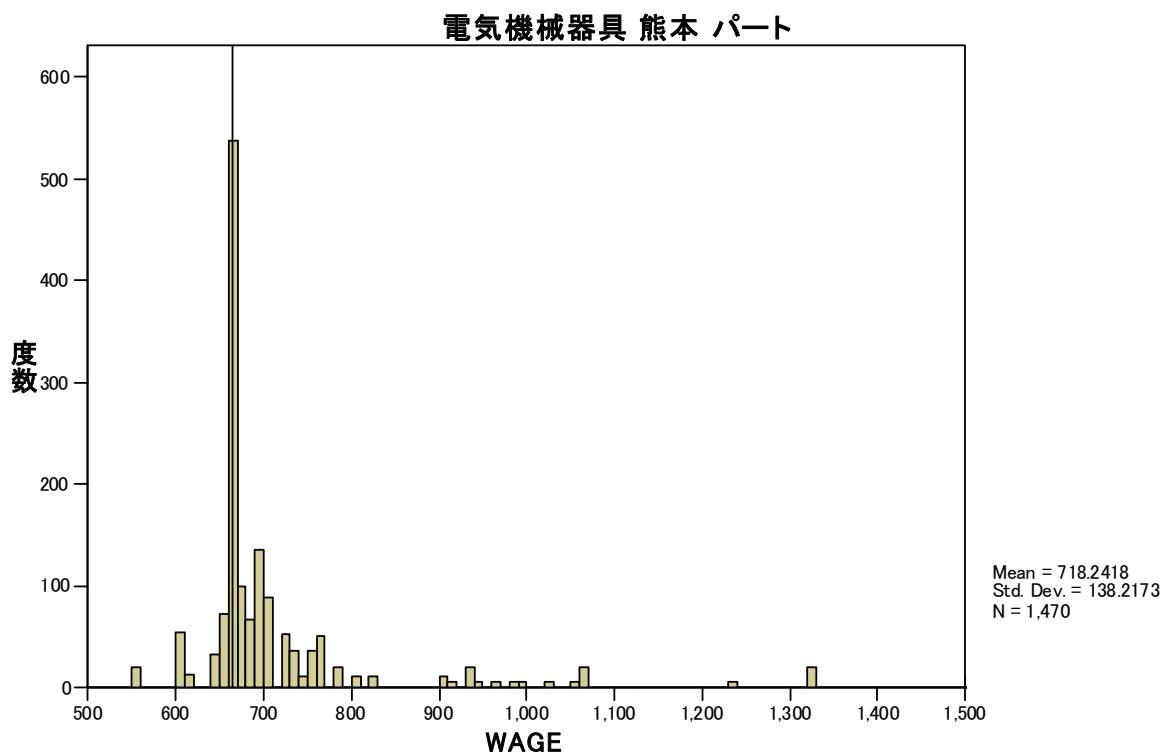


図 4－44 電気機械器具製造業の賃金分布（大分県・パートタイム労働者）

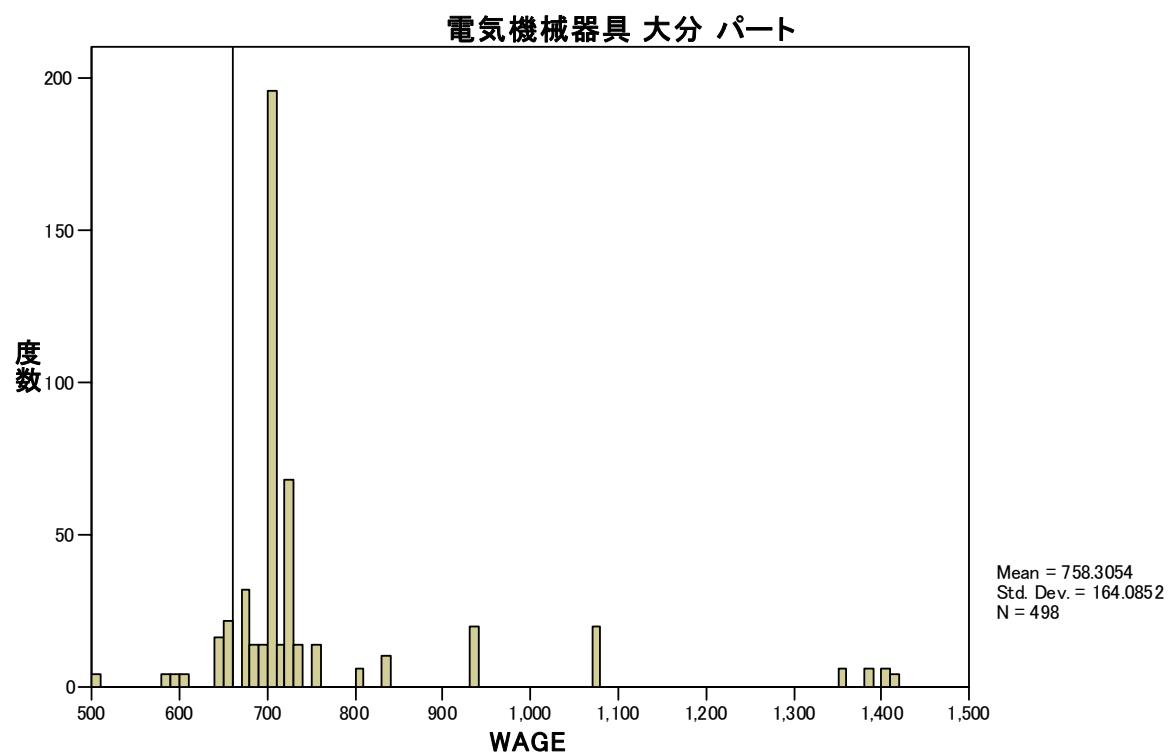


図 4－45 電気機械器具製造業の賃金分布（宮崎県・パートタイム労働者）

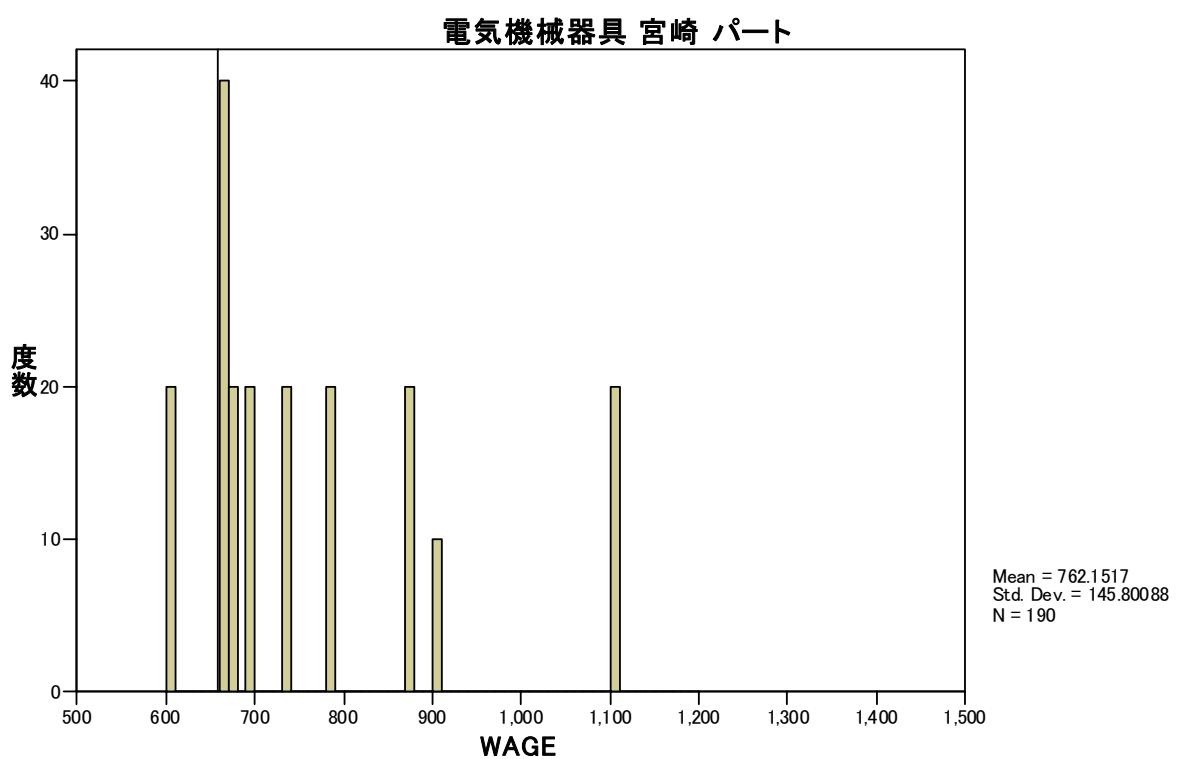


図4-4-6 電気機械器具製造業の賃金分布（鹿児島県・パートタイム労働者）

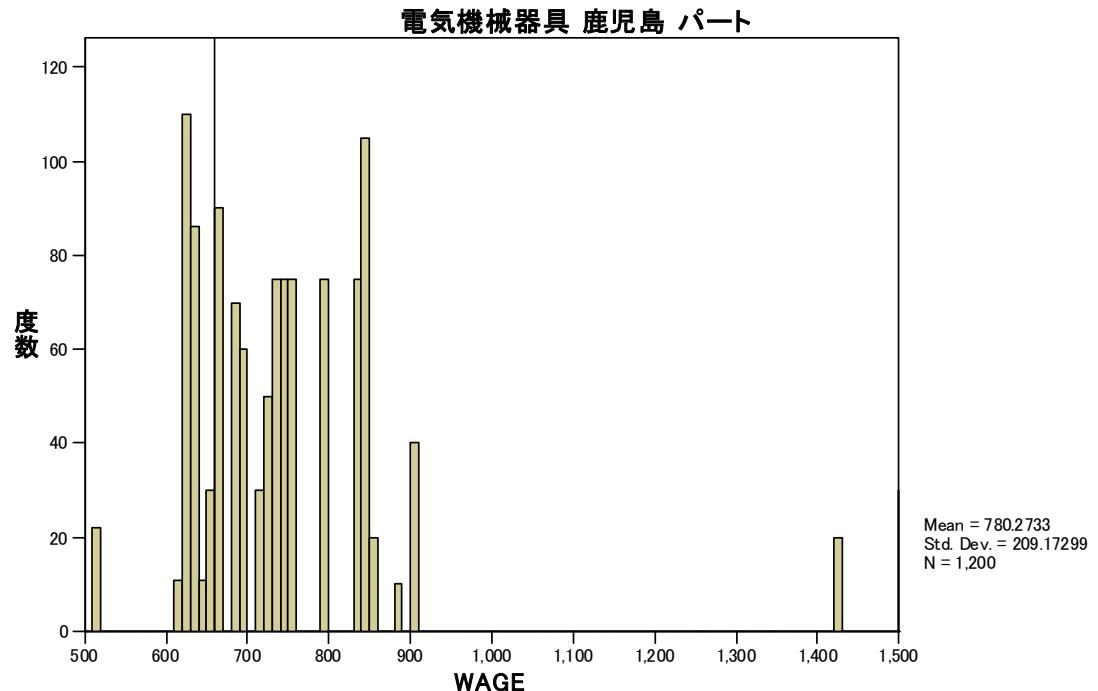


表4-4 電気機械器具製造業における低賃金労働者の割合（パートタイム労働者）

	産業別最低賃金額未満		産業別最賃額×105%未満		産業別最賃額×110%未満		産業別最賃額×115%未満		復元後の 全体の人数
	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	
宮城県	1,018	30.9	2,458	74.5	2,781	84.3	3,143	95.3	3,299
福島県	1,300	35.1	1,756	47.1	2,543	68.6	3,055	82.5	3,705
埼玉県	5,235	50.5	7,025	67.7	7,928	76.4	8,408	81.1	10,373
神奈川県	3,269	25.7	6,854	54.0	8,022	63.2	8,378	66.0	12,703
山梨県	247	11.0	922	41.0	1,251	55.6	1,307	58.1	2,248
静岡県	3,260	38.1	4,496	52.5	5,433	63.4	6,318	73.8	8,565
愛知県	1,670	26.7	2,967	47.5	3,716	59.6	4,474	71.6	6,250
京都府	877	41.6	1,134	53.8	1,410	67.0	1,554	73.8	2,106
兵庫県	2,876	35.3	3,950	48.4	4,958	60.8	5,492	67.3	8,157
岡山県	288	14.1	895	43.7	1,061	51.8	1,353	66.1	2,047
香川県	22	4.1	66	12.2	99	18.3	272	50.2	542
福岡県	1,682	42.0	2,590	64.6	3,114	77.7	3,382	84.4	4,007
熊本県	332	22.6	1,004	68.3	1,206	82.0	1,252	85.2	1,470
大分県	54	10.8	114	22.9	324	65.1	420	84.3	498
宮崎県	20	10.5	100	52.6	100	52.6	120	63.2	190
鹿児島県	240	20.0	470	39.2	520	43.3	720	60.0	1,200

図 4-47 賃金分布仮想図

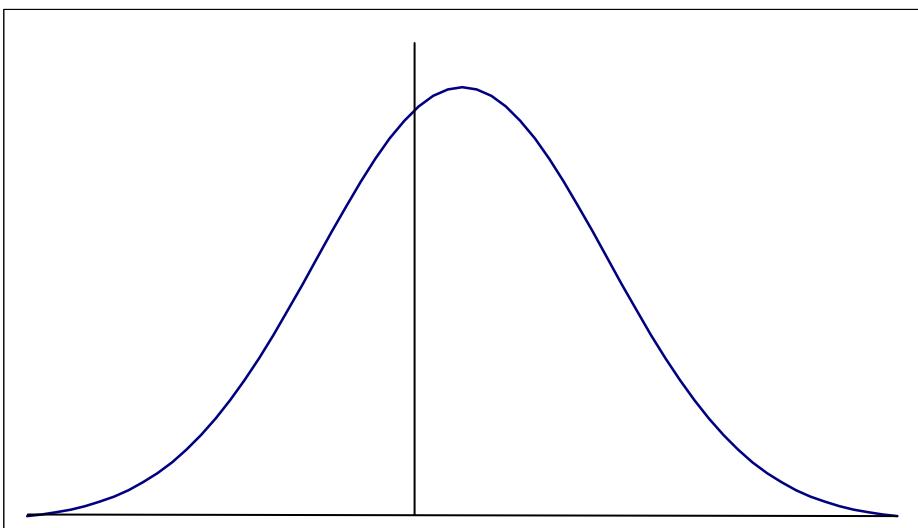
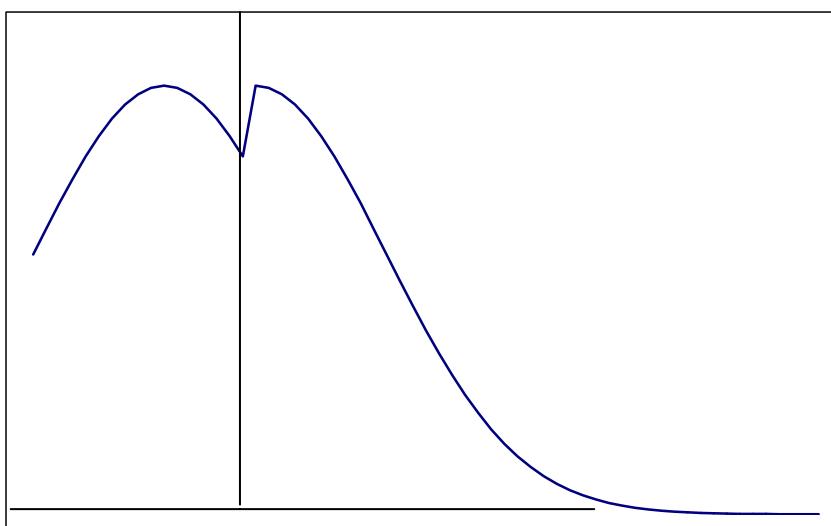


図 4-48 賃金分布仮想図



(4) 各種商品小売業における産業別最低賃金近辺の張り付き状況

分析産業の特定でも言及したように、各種商品小売業の場合、対象となる都府県すべてにおいて、産業中分類レベルで適用労働者を把握することができるというメリットがある。

図 4-49～図 4-73 は、一般労働者を対象として各種商品小売業の賃金分布を示した結果である。各都府県の賃金分布をみてわかるように、産業別最低賃金額を示す縦棒の近辺に賃金が集積している状況は、どこの都府県でも観察されない。総じて、一般労働者の賃金は、産業別最低賃金額から離れた右側に分布している。つまり、一般労働者については、産業別最低賃金制度は機能していないと考えられる。

なお、愛知県、福岡県、鹿児島県等をはじめとして、産業別最低賃金額を下回る賃金が支給されている労働者も多少観察される。ただし、その割合は高いものではない。表 4-5 は、

一般労働者を対象とした各種商品小売業における低賃金労働者の割合を示した表である。この結果をみてもわかるように、産業別最低賃金額未満の割合が最も高い愛知県で 2.4%、続いて鹿児島県で 1.8% となっているが、それ以外の都府県ではすべて 1% を下回っており、必ずしも高い割合とはなっていない。

図 4-49 各種商品小売業の賃金分布（青森県・一般労働者）

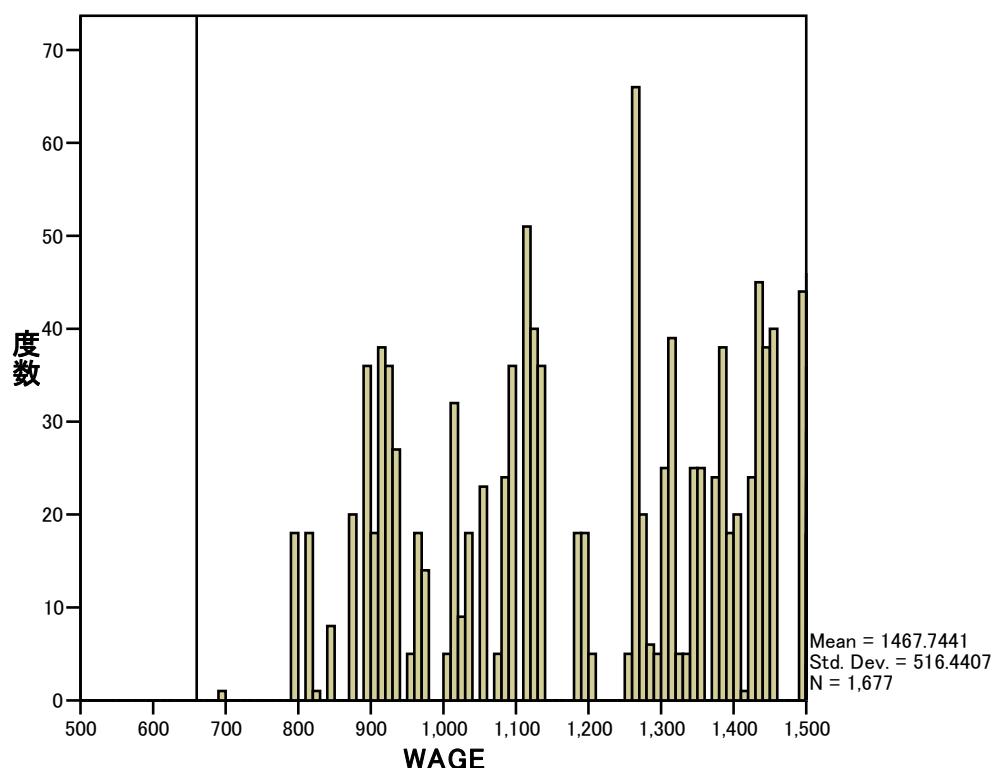


図 4－50 各種商品小売業の賃金分布（岩手県・一般労働者）

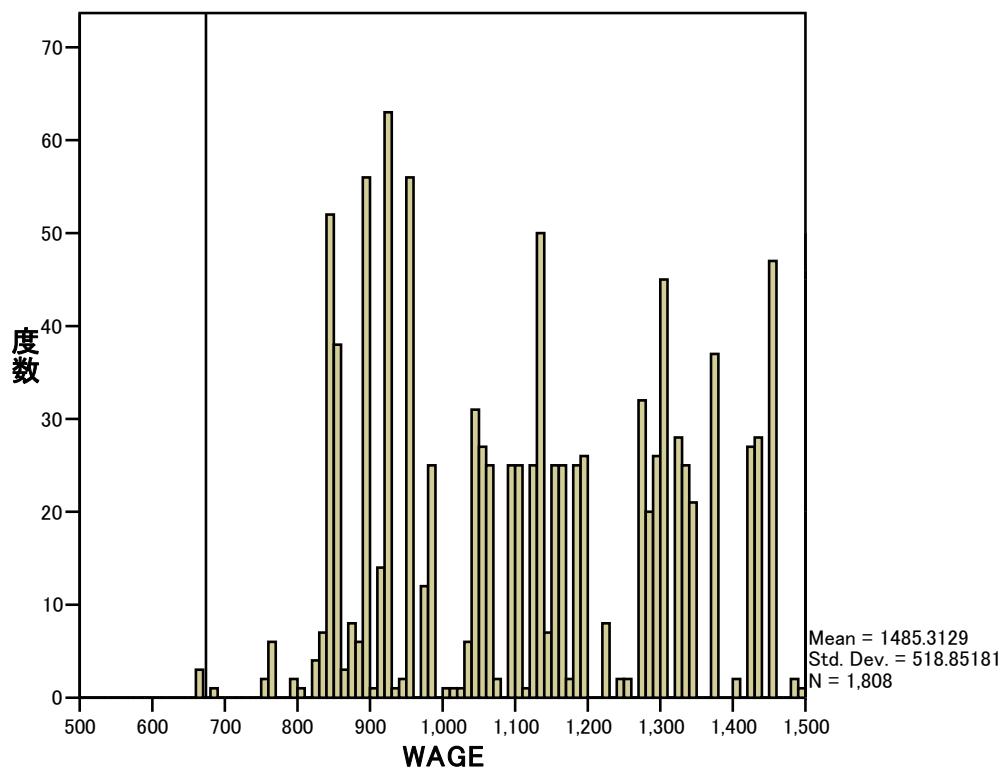


図 4－51 各種商品小売業の賃金分布（茨城県・一般労働者）

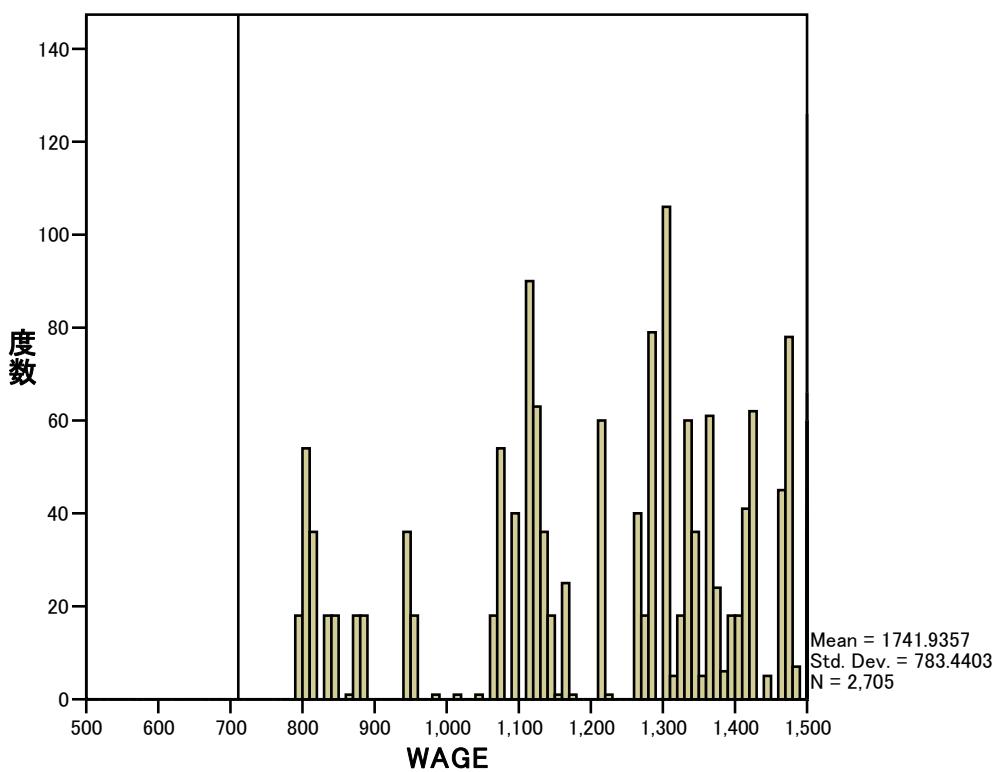


図 4－5－2 各種商品小売業の賃金分布（栃木県・一般労働者）

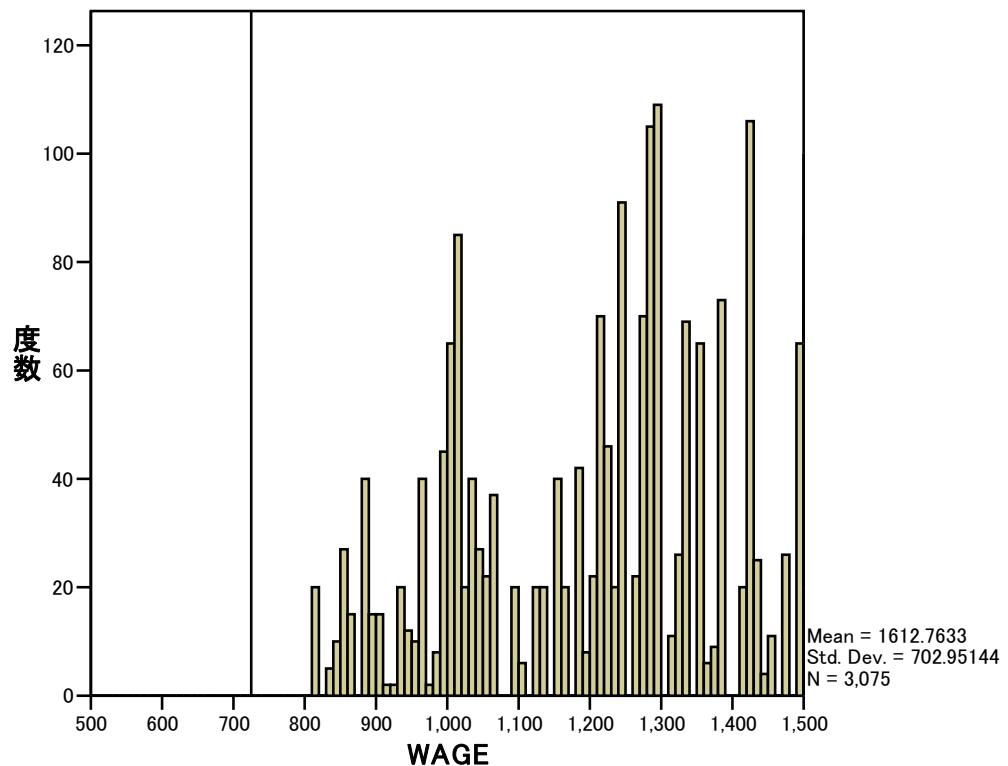


図 4－5－3 各種商品小売業の賃金分布（埼玉県・一般労働者）

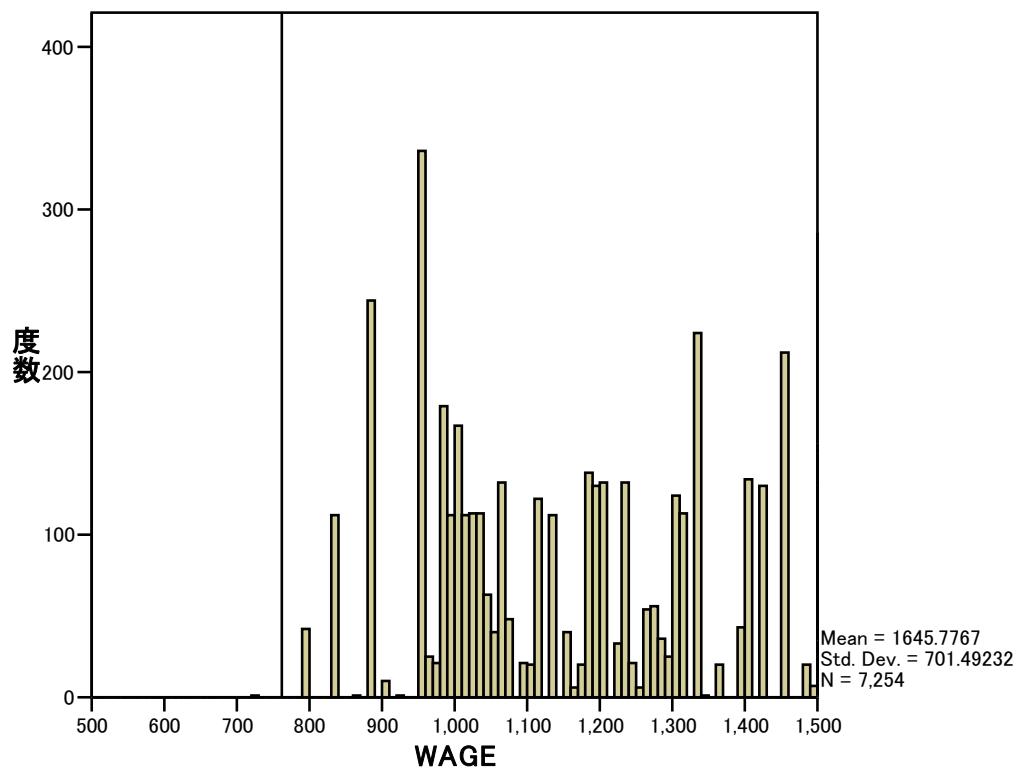


図 4－5－4 各種商品小売業の賃金分布（千葉県・一般労働者）

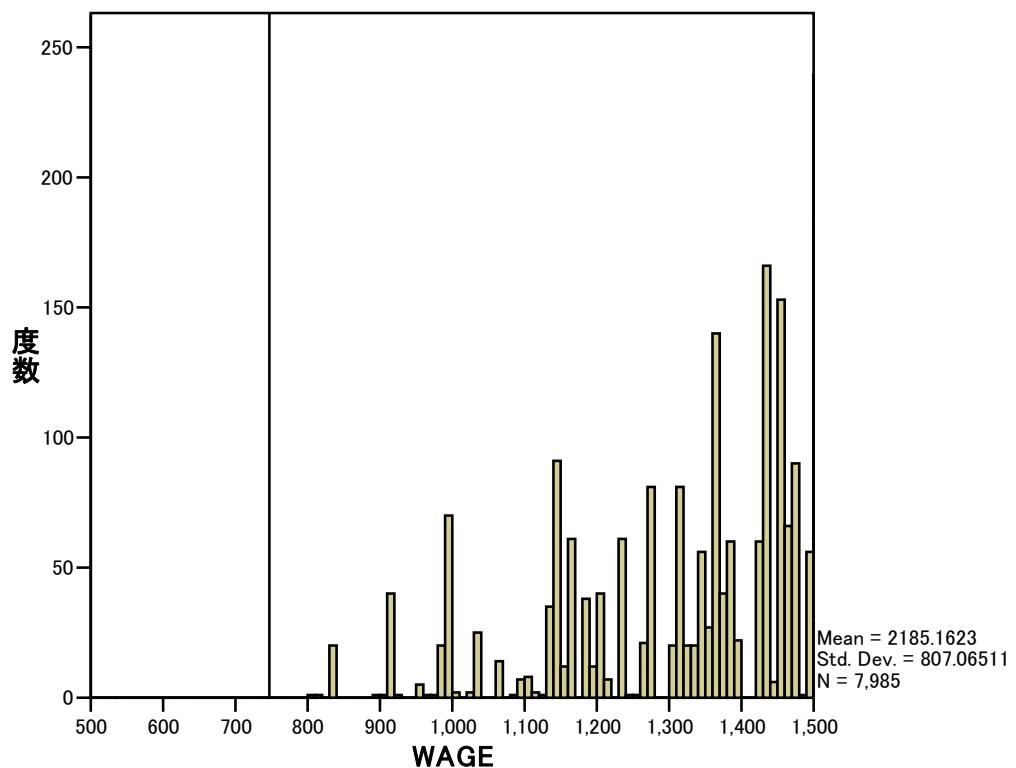


図 4－5－5 各種商品小売業の賃金分布（東京都・一般労働者）

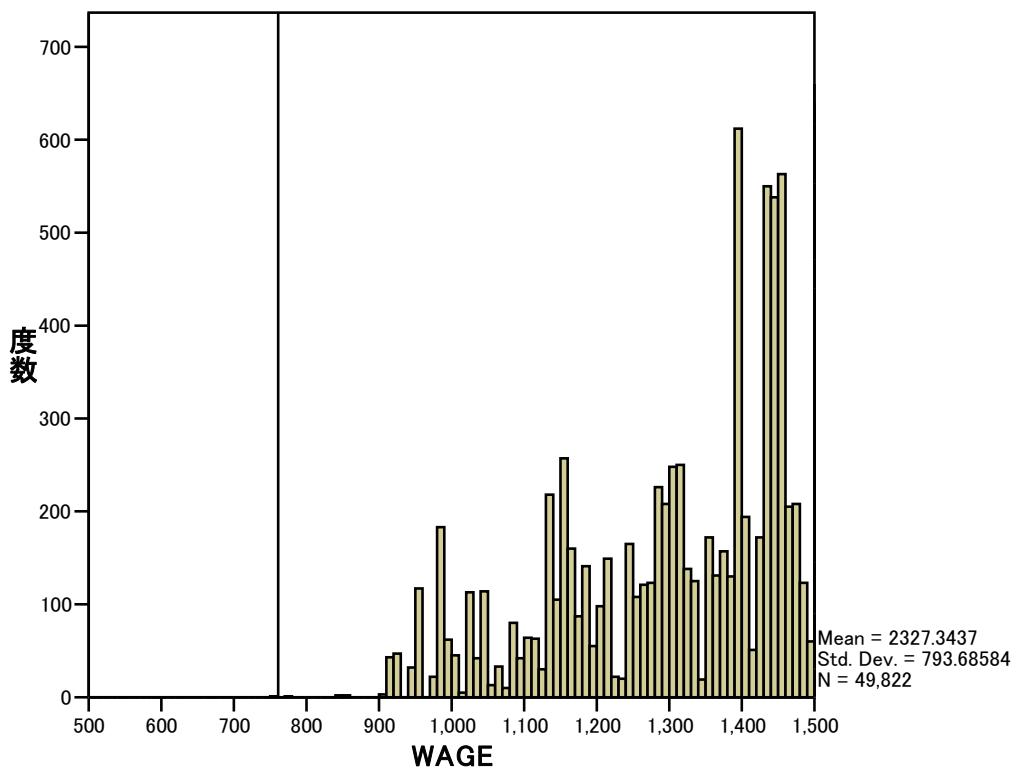


図 4－5－6 各種商品小売業の賃金分布（新潟県・一般労働者）

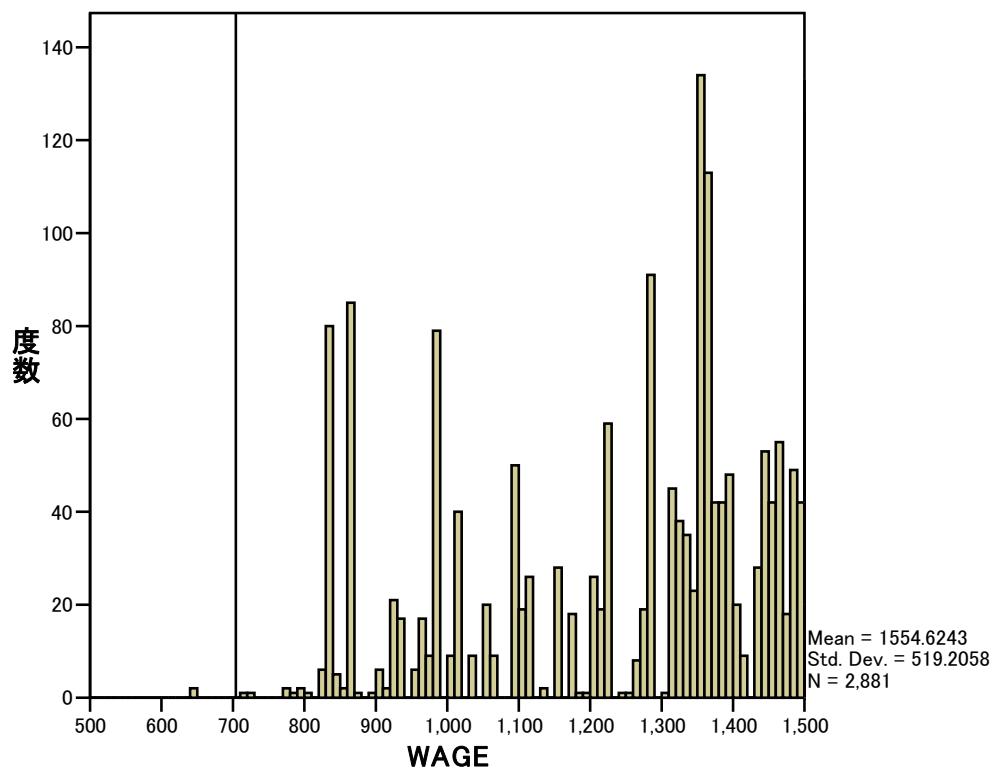


図 4－5－7 各種商品小売業の賃金分布（福井県・一般労働者）

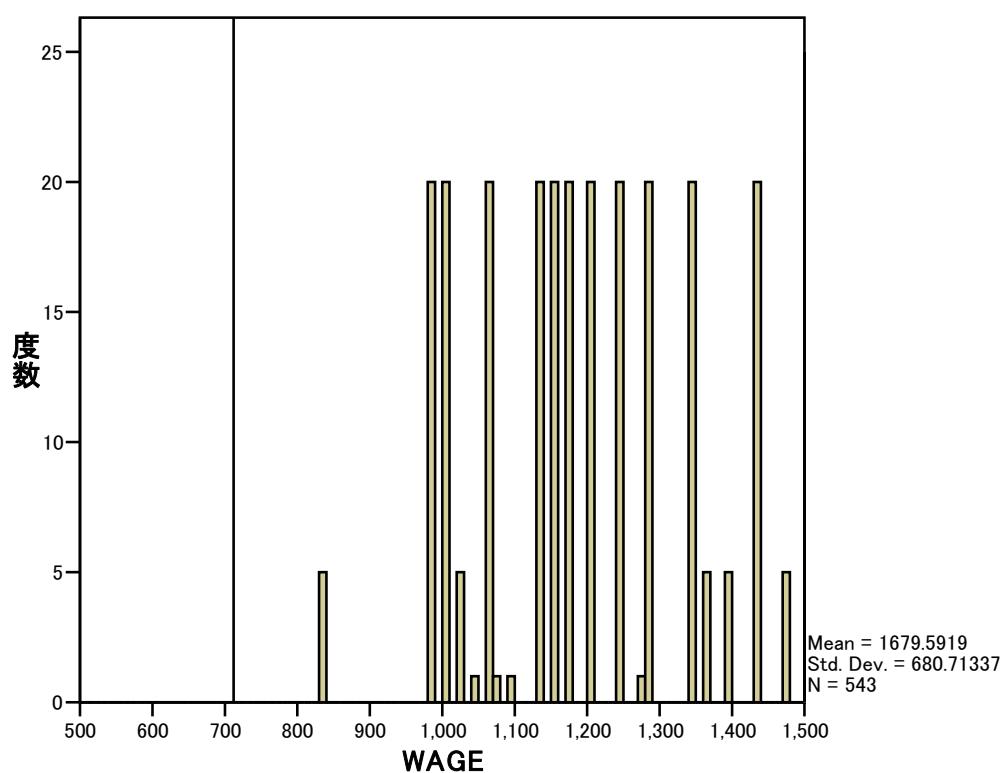


図 4－58 各種商品小売業の賃金分布（長野県・一般労働者）

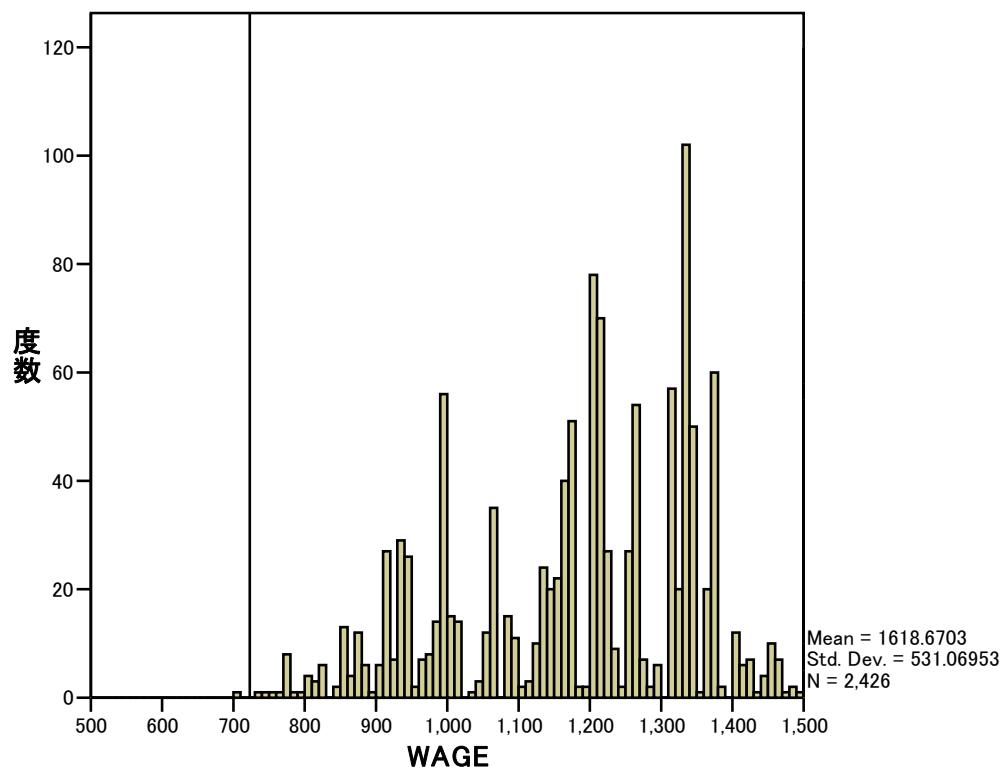


図 4－60 各種商品小売業の賃金分布（愛知県・一般労働者）

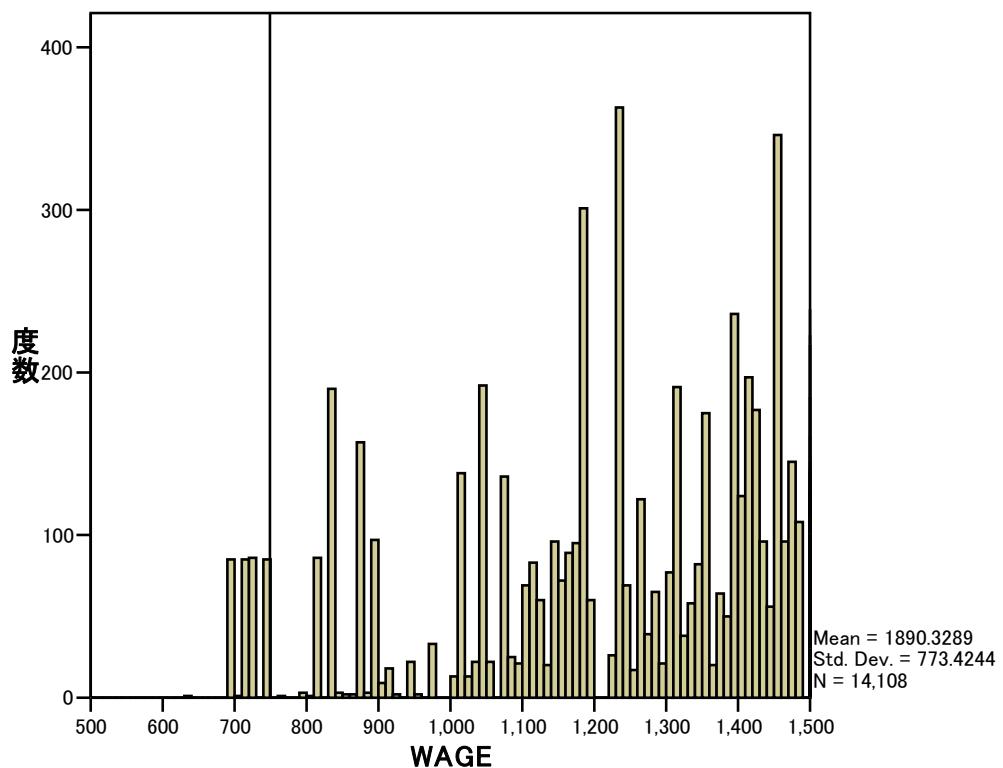


図 4－61 各種商品小売業の賃金分布（滋賀県・一般労働者）

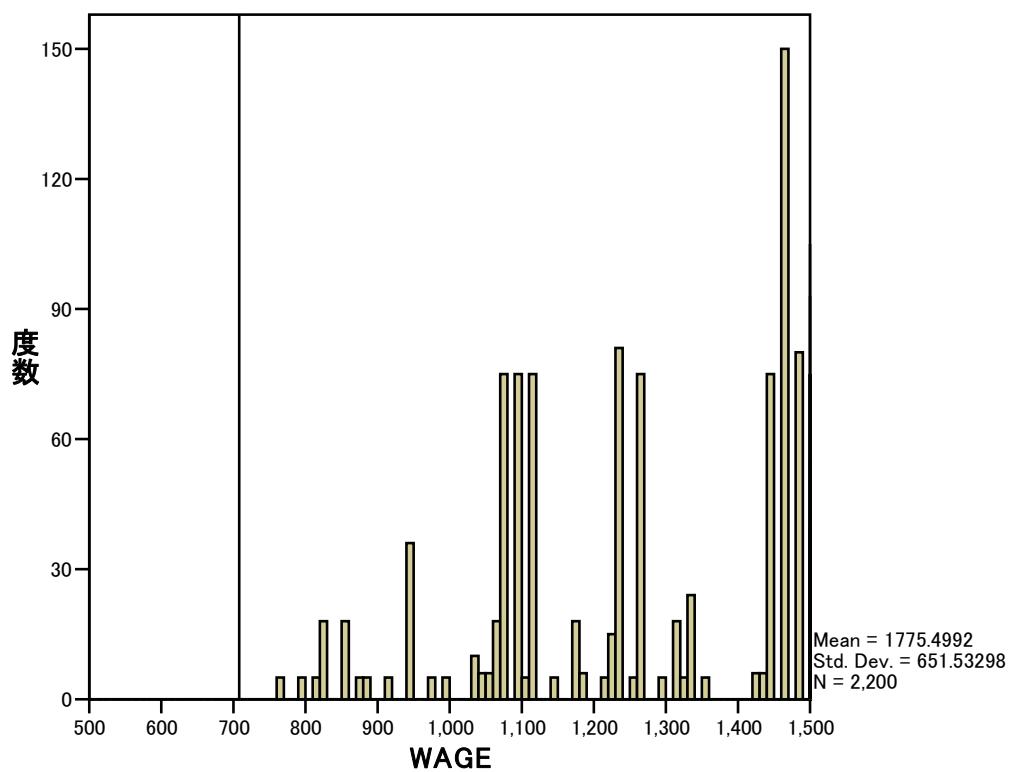


図 4－62 各種商品小売業の賃金分布（京都府・一般労働者）

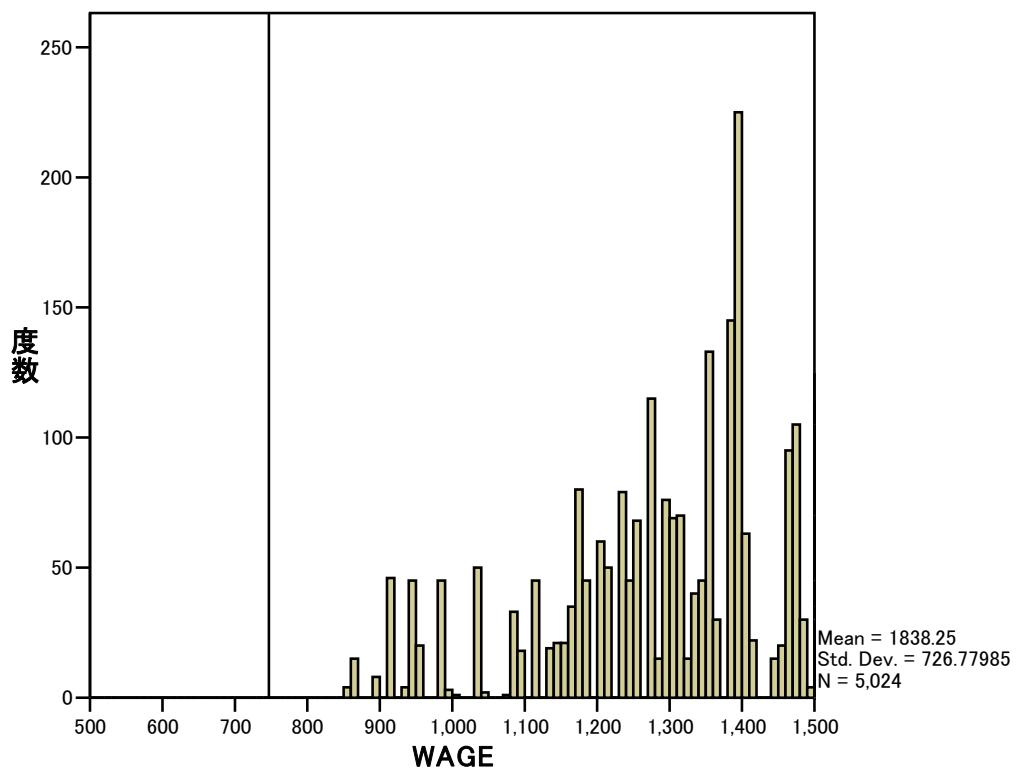


図 4－63 各種商品小売業の賃金分布（大阪府・一般労働者）

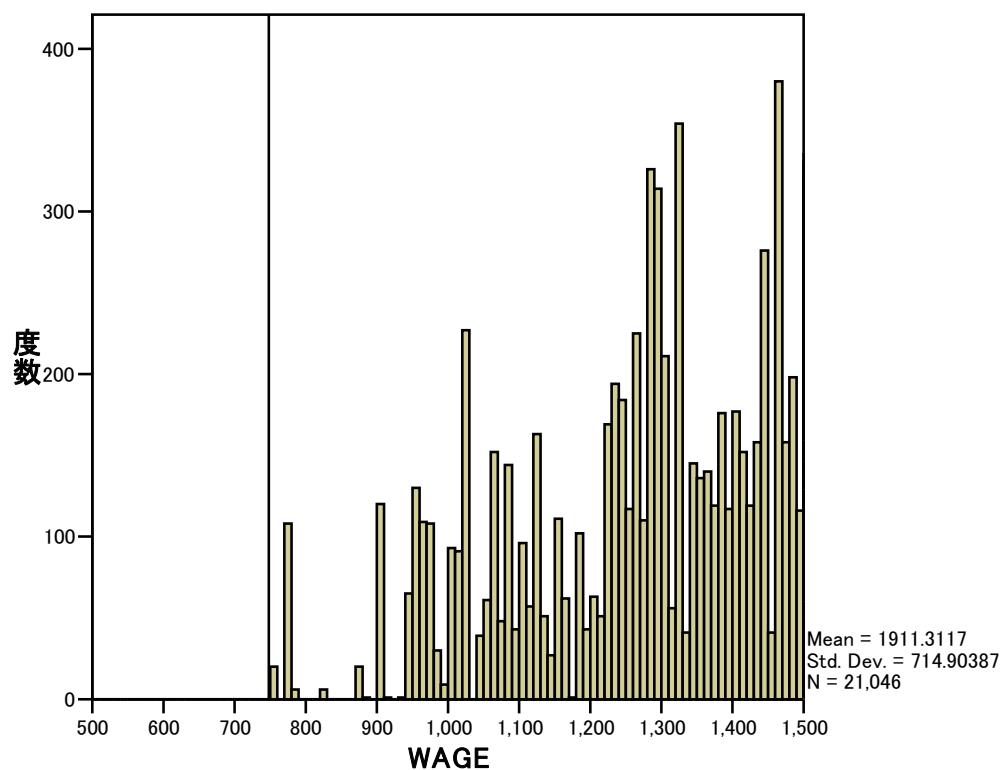


図 4－6－4 各種商品小売業の賃金分布（兵庫県・一般労働者）

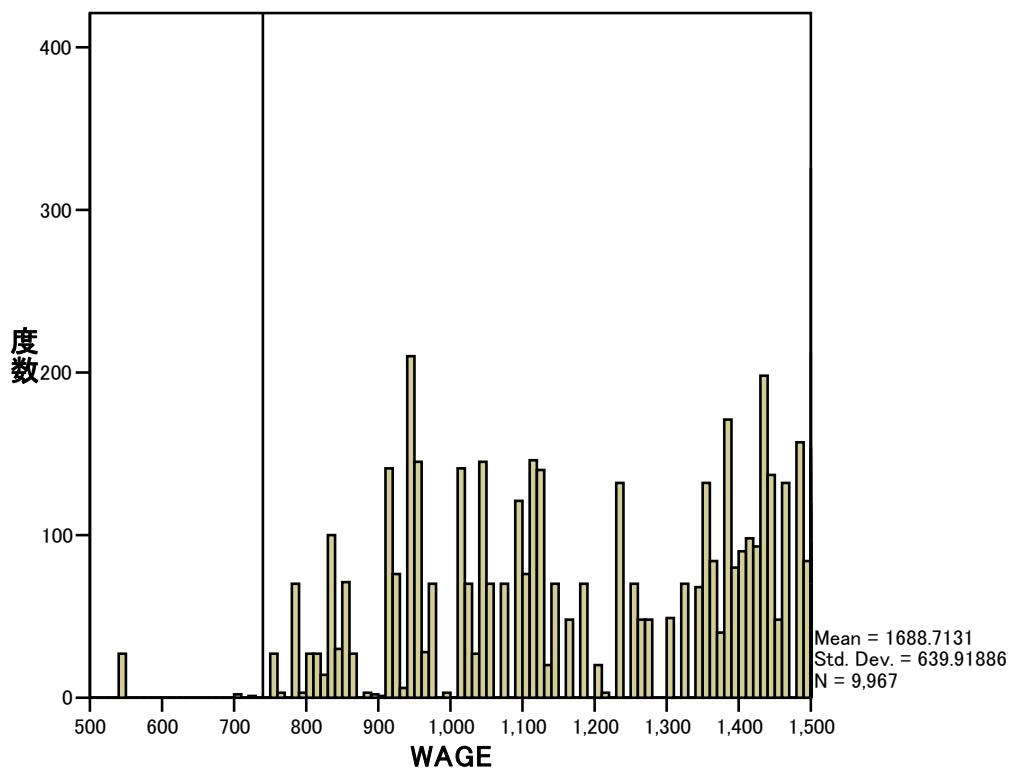


図 4－6－5 各種商品小売業の賃金分布（鳥取県・一般労働者）

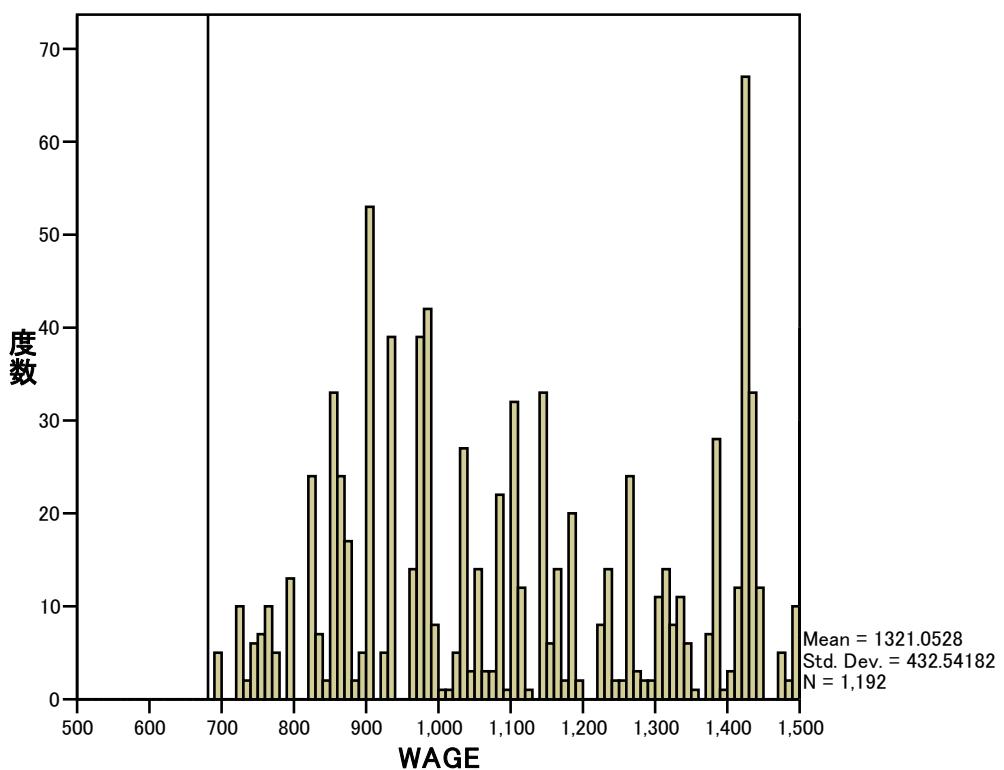


図 4－6 6 各種商品小売業の賃金分布（岡山県・一般労働者）

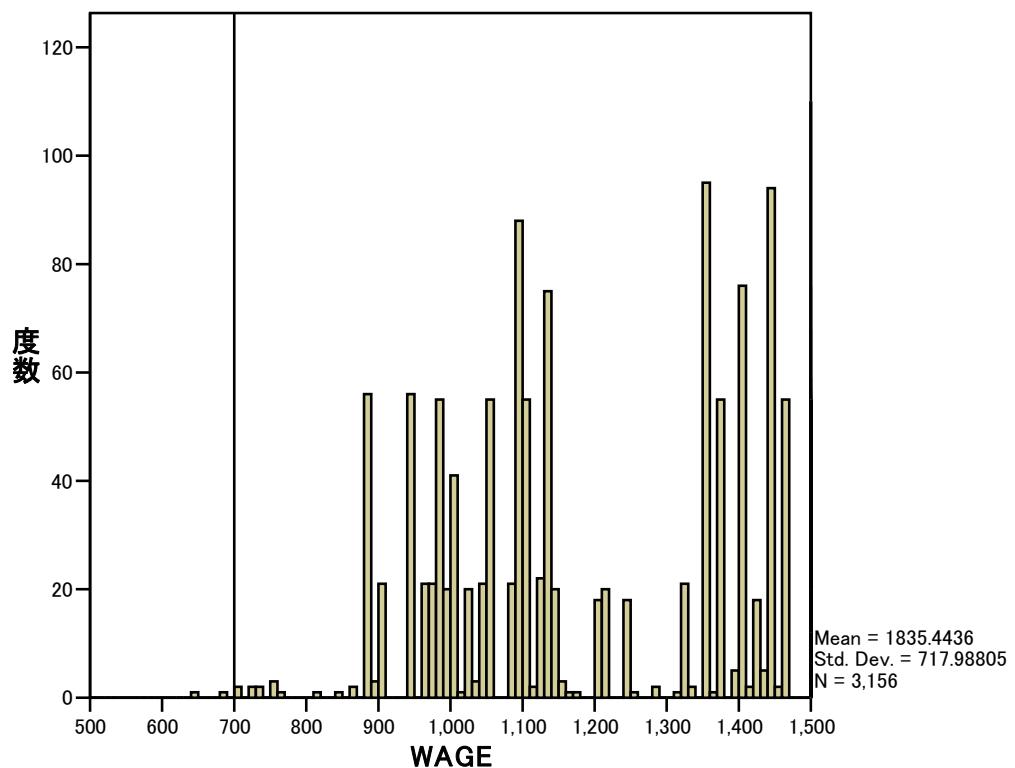


図 4－6 7 各種商品小売業の賃金分布（広島県・一般労働者）

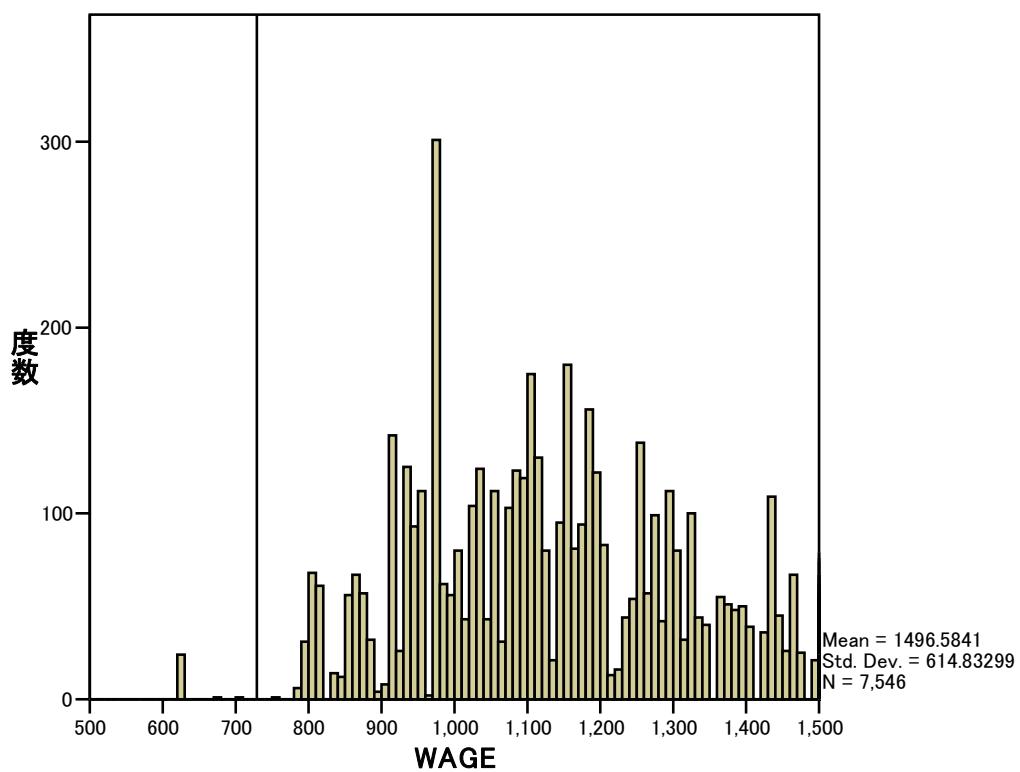


図 4－68 各種商品小売業の賃金分布（愛媛県・一般労働者）

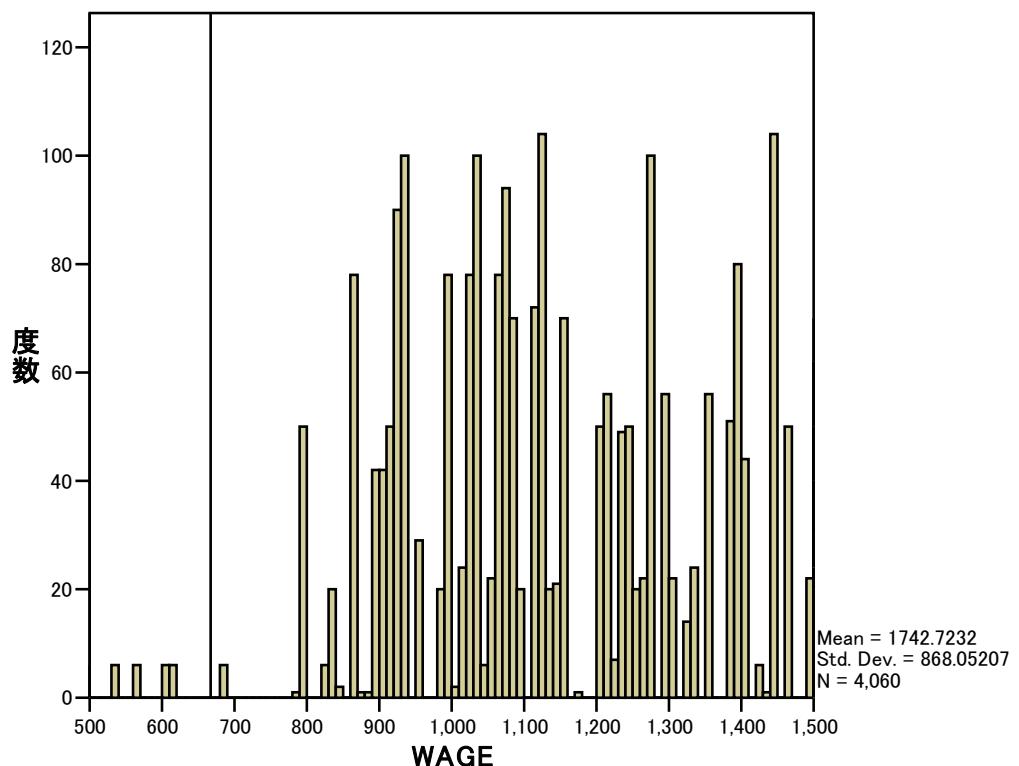


図 4－69 各種商品小売業の賃金分布（福岡県・一般労働者）

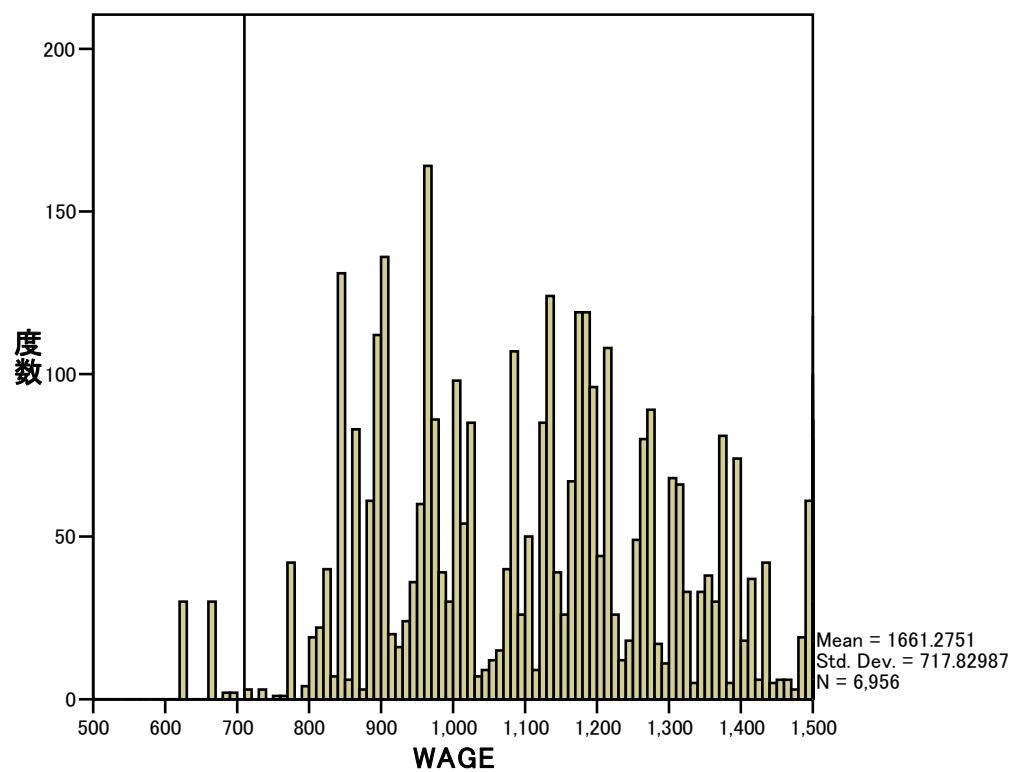


図 4－70 各種商品小売業の賃金分布（大分県・一般労働者）

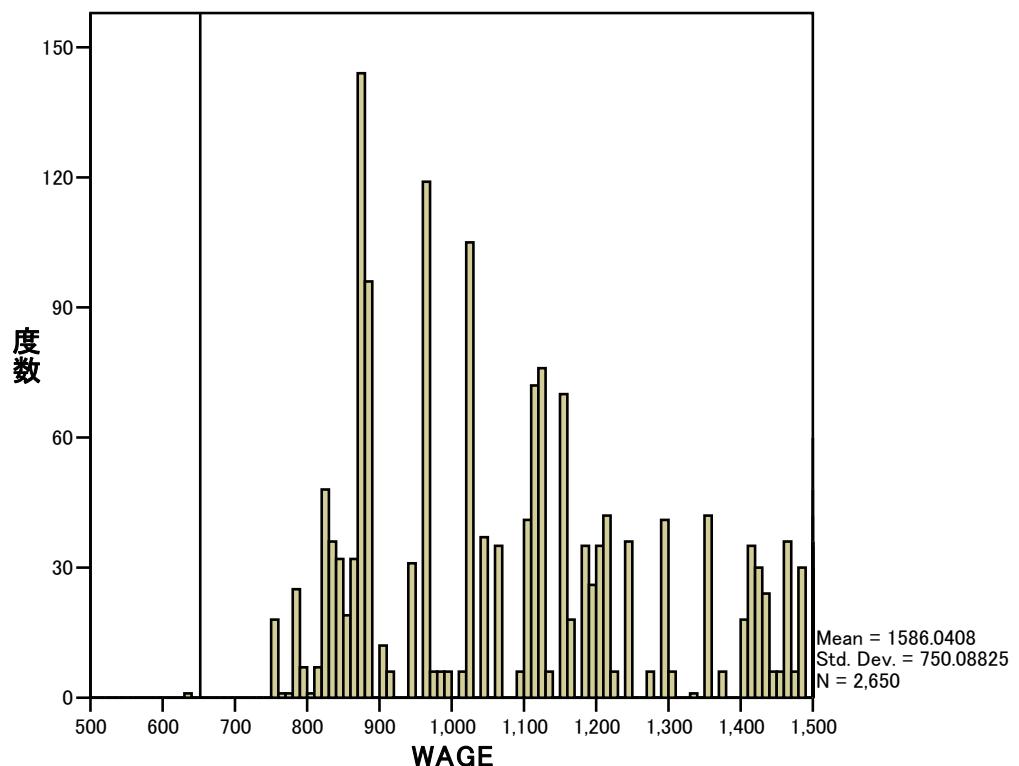


図 4－71 各種商品小売業の賃金分布（宮崎県・一般労働者）

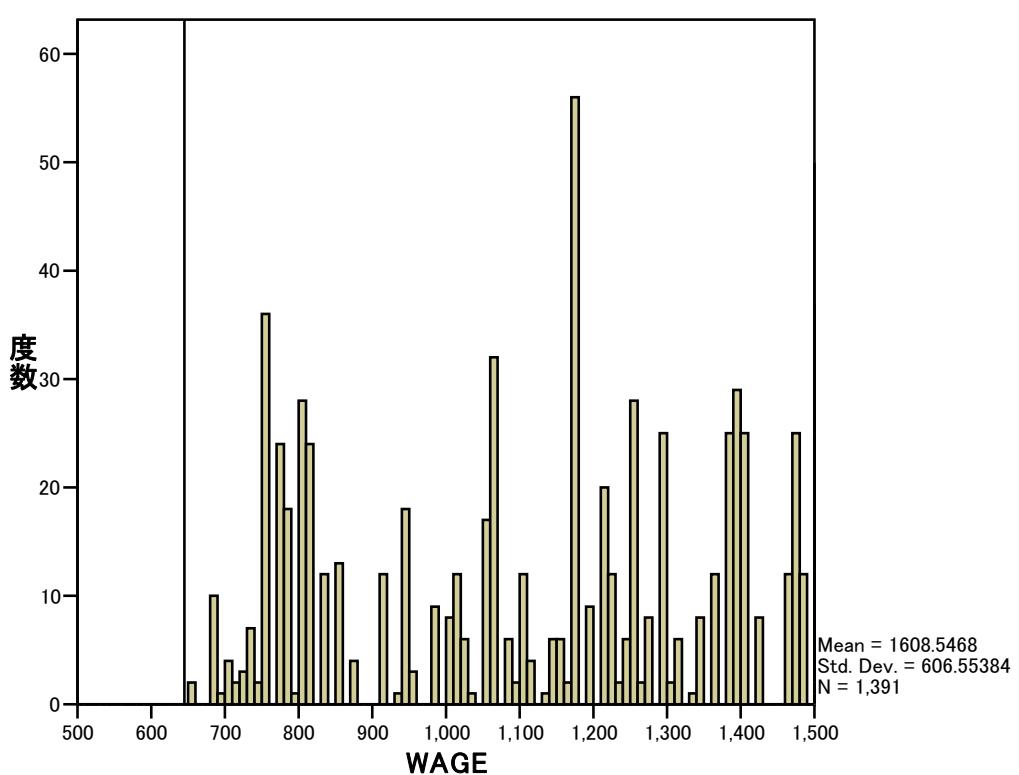


図 4－72 各種商品小売業の賃金分布（鹿児島県・一般労働者）

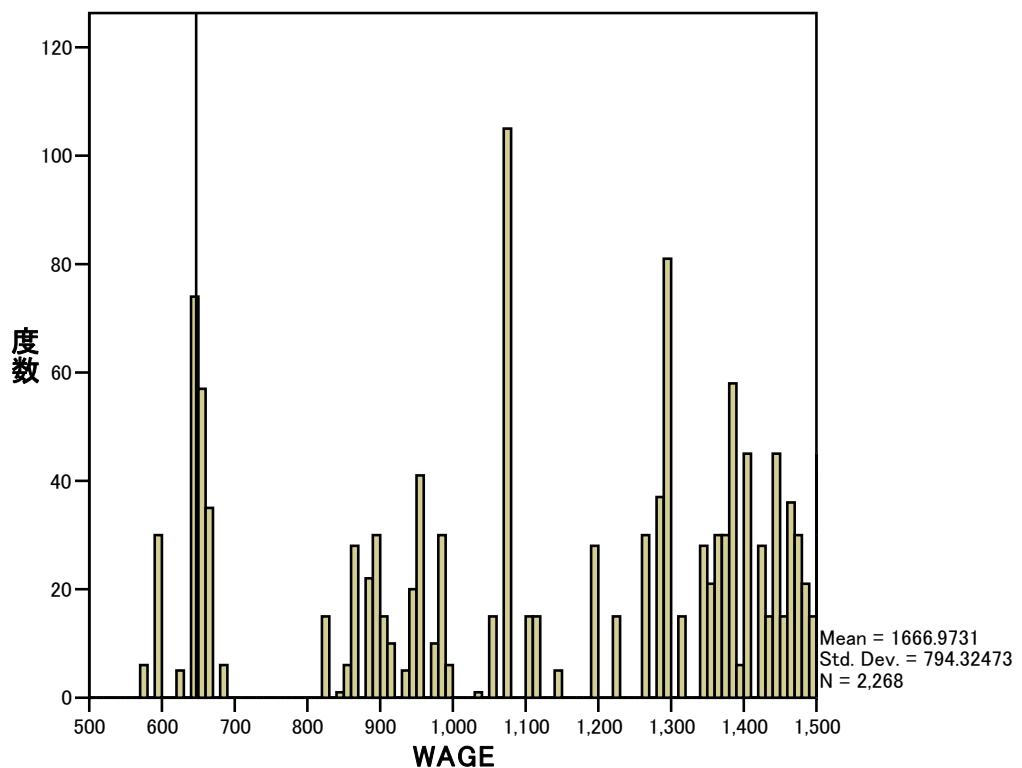


図 4－73 各種商品小売業の賃金分布（沖縄県・一般労働者）

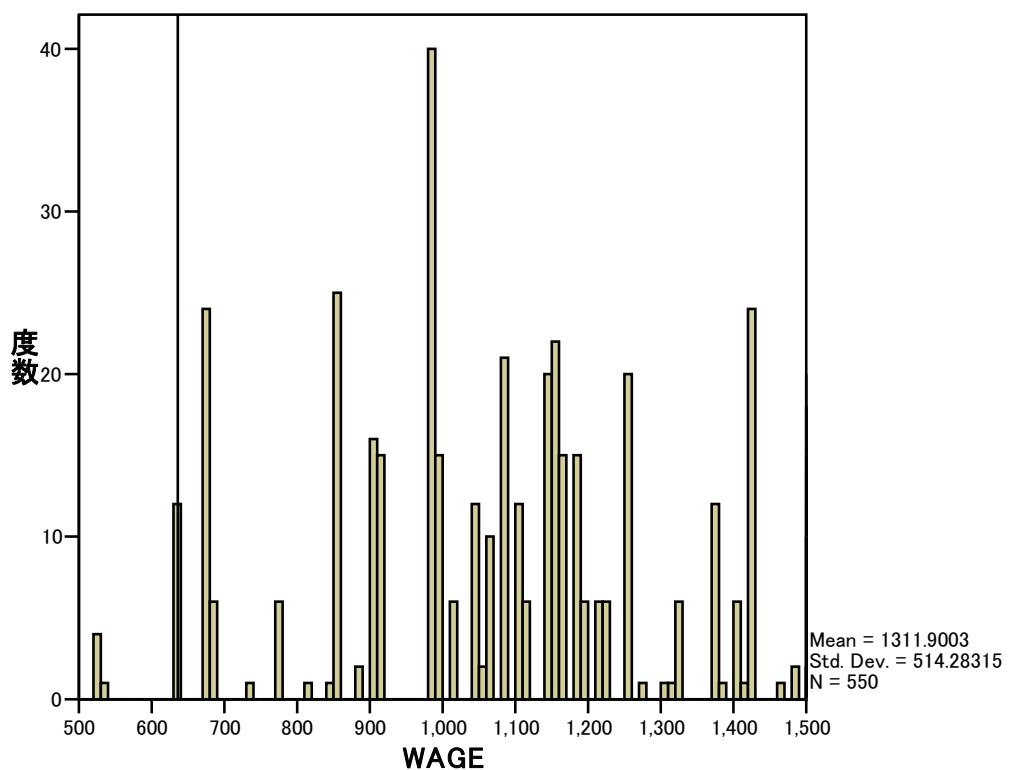


表4-5 各種商品小売業における低賃金労働者の割合（一般労働者）

	産業別最低賃金額未満		産業別最賃額×105%未満		産業別最賃額×110%未満		産業別最賃額×115%未満		復元後の 全体の人数
	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	
青森県	0	0	0	0	1	0.1	1	0.1	1,677
岩手県	3	0.2	4	0.2	4	0.2	12	0.7	1,808
栃木県	0	0	0	0	0	0	20	0.7	3,075
茨城県	0	0	0	0	0	0	72	2.7	2,705
埼玉県	1	0	43	0.6	43	0.6	156	2.2	7,254
千葉県	0	0	0	0	2	0	22	0.3	7,985
東京都	1	0	2	0	2	0	6	0	49,822
新潟県	2	0.1	4	0.1	4	0.1	10	0.3	2,881
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	543
長野県	1	0	4	0.2	14	0.6	28	1.2	2,426
静岡県	17	0.6	39	1.5	82	3.1	84	3.2	2,625
愛知県	343	2.4	344	2.4	434	3.1	630	4.5	14,108
滋賀県	0	0	0	0	5	0.2	10	0.5	2,200
京都府	0	0	0	0	0	0	4	0.1	5,024
大阪府	0	0	128	0.6	140	0.7	140	0.7	21,046
兵庫県	30	0.3	60	0.6	187	1.9	331	3.3	9,967
鳥取県	0	0	5	0.4	23	1.9	45	3.8	1,192
岡山県	2	0.1	7	0.2	12	0.4	12	0.4	3,156
広島県	26	0.3	27	0.4	65	0.9	206	2.7	7,546
愛媛県	30	0.7	36	0.9	36	0.9	36	0.9	4,060
福岡県	64	0.9	70	1.0	114	1.6	156	2.2	6,956
大分県	1	0	1	0	1	0	1	0	2,650
宮崎県	0	0	2	0.1	17	1.2	29	2.1	1,391
鹿児島県	41	1.8	207	9.1	213	9.4	213	9.4	2,268
沖縄県	5	0.9	17	3.1	47	8.5	48	8.7	550

続いて、各種商品小売業のパートタイム労働者の賃金分布をみていく。図4-74～図4-97は、各種商品小売業のパートタイム労働者の賃金分布を図示した結果である。対象となった都府県は、大きく3つのパターンに分類することが可能である。

第1のパターンは、産業別最低賃金額近辺に多くの労働者が集積しているパターンで、産業別最低賃金額がパートタイム労働者の賃金を下支えしていると考えられる場合である。例えば、岩手県、大阪府、岡山県、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県等の各府県は賃金分布の形状から言って、この第1のパターンに分類することが可能かと思われる。

第2のパターンは、産業別最低賃金額近辺にはパートタイム労働者が集積していないパターンである。産業別最低賃金額とは無関係にパートタイム労働者の賃金が決定されていると考えられるパターンである。東京都、福井県、滋賀県等の都府県はその最たる例であろう。

第3のパターンは、第1のパターンと第2のパターンの中間に位置するもので、産業別最低賃金額の影響を強く受ける訳ではないけれども、その影響を無視することはできないと考えられるパターンである。

このような3つのパターンは、表4-6からも確認することができる。表4-6は、パートタイム労働者を対象とした各種商品小売業における低賃金労働者の割合を示したものである。産業別最低賃金額×105%未満の割合から産業別最低賃金額未満の割合を差し引くことにより、産業別最低賃金額と産業別最低賃金額×105%の間における労働者の集積状況をみると、大分県（75.6-4.0=71.6 ポイント）でその集積状況が特に稠密であり、続いて宮崎県（24.5

$-1.4=23.1$ ポイント)、福岡県 ($41.7-19.0=22.7$ ポイント) 等の県でかなり稠密な集積状況となっている。また、福岡県の場合、 19.0% と産業別最低賃金額未満の者の割合がかなり高くなっている。

同様に、産業別最低賃金額と産業別最低賃金額× 110% の間における労働者の集積状況をみると、大分県 ($86.5-4.0=82.5$ ポイント)、鹿児島県 ($48.0-0.6=47.4$ ポイント)、岡山県 ($49.1-5.5=43.6$ ポイント)、宮崎県 ($42.5-1.4=41.1$ ポイント)、岩手県 ($37.9-2.3=35.6$ ポイント)、福岡県 ($52.9-19.0=33.9$ ポイント) 等の県で集積状況が密となっている。

さらに、産業別最低賃金額と産業別最低賃金額× 115% の間における労働者の集積状況をみると、大分県 ($89.1-4.0=85.1$ ポイント)、宮崎県 ($61.5-1.4=60.1$ ポイント)、鹿児島県 ($60.6-0.6=60.0$ ポイント)、岩手県 ($55.4-2.3=53.1$ ポイント)、岡山県 ($58.4-5.5=52.9$ ポイント)、福岡県 ($66.4-19.0=47.4$ ポイント)、大阪府 ($44.9-2.0=42.9$ ポイント) 等の府県で集積が稠密である。

以上産業別最低賃金額近辺の張り付き状況が密な府県をみたが、表 4-6 を使って反対に産業別最低賃金額近辺には労働者が集積していないパターンをみていく。産業別最低賃金額と産業別最低賃金額× 105% の間における労働者の集積状況をみると、滋賀県 ($0-0=0$ ポイント)、福井県 ($0.8-0.4=0.4$ ポイント)、東京都 ($1.0-0.1=0.9$ ポイント)、新潟県 ($1.5-0.3=1.2$ ポイント)、鳥取県 ($1.7-0.2=1.5$ ポイント) 千葉県 ($2.0-0.2=1.8$ ポイント) 等の都県では集積状況が密でないことがわかる。

同様に、産業別最低賃金額と産業別最低賃金額× 110% の間における労働者の集積状況をみると、福井県 ($1.2-0.4=0.8$ ポイント)、鳥取県 ($4.8-0.2=4.6$ ポイント)、滋賀県 ($5.7-0=5.7$ ポイント)、東京都 ($5.9-0.1=5.8$ ポイント)、茨城県 ($11.1-3.0=8.1$ ポイント)、長野県 ($9.3-0.6=8.7$ ポイント)、兵庫県 ($11.2-1.9=9.3$ ポイント) 等の都県で集積割合が低い。

さらに、産業別最低賃金額と産業別最低賃金額× 115% の間における労働者の集積状況をみると、茨城県 ($16.0-3.0=13.0$ ポイント)、福井県 ($13.6-0.4=13.2$ ポイント)、滋賀県 ($13.7-0=13.7$ ポイント)、東京都 ($14.2-0.1=14.1$ ポイント) 等の都県で集積割合が低くなっている。

以上のように、各種商品小売業のパートタイム労働者の場合、対象となる都府県によって産業別最低賃金額近辺の賃金の張り付き状況が異なっていることがわかった。

(5) 産業別最低賃金の張り付き状況のまとめ

鉄鋼業、電気機械器具製造業、各種商品小売業の 3 業種を通して産業別最低賃金額近辺における労働者の集積状況をみてきたが、一般労働者に関する状況は 3 業種ともに共通していた。産業別最低賃金額近辺における賃金の張り付き状況は密ではなく、大方の賃金が産業別最低賃金額を上回る右領域で、産業別最低賃金額からはかなり離れて分布していた。こうし

た結果は、地域別最低賃金の場合と同じく、一般労働者にとって産業別最低賃金制度は有効に機能していないことを示す結果であると考えられる。

一方、パートタイム労働者を対象とした場合、賃金の分布状況は対象となる業種によって異なることが明らかとなった。鉄鋼業の場合、サンプル・サイズが小さいため、明確な判断が下せないという留保付きではあるが、対象となった7都府県のうち多くの都府県で産業別最低賃金額近辺に賃金が張り付いている状況を確認できた。

各種商品小売業の場合、既述したように、パートタイム労働者の賃金分布は大きく3つのパターンに分類可能である。第1のパターンは、産業別最低賃金額近辺に多くの労働者が集積しているパターンで、産業別最低賃金額がパートタイム労働者の賃金を下支えしていると考えられる場合である。第2のパターンは、産業別最低賃金額近辺にはパートタイム労働者がほとんど集積していないパターンであり、産業別最低賃金額とは関係なくパートタイム労働者の賃金が決定されていると考えられるパターンである。第3のパターンは、第1のパターンと第2のパターンの中間に位置するもので、産業別最低賃金額の影響を強く受ける訳ではないけれども、その影響を無視することはできないと考えられるパターンである。

このようにみると、たった3業種についてではあるが、パートタイム労働者の賃金分布と産業別最低賃金額の間には必ずしも定まった関係があるわけではないことがわかる。業種により、対象となった都道府県によりパートタイム労働者の賃金分布と産業別最低賃金額の間には様々な関係がある。産業別最低賃金付近での張り付き状況の差異については、女性パートタイム労働者割合の産業別の違いが背景としてあると考えることができる。鉄鋼業のような重厚長大な設備で製造を行う産業では、女性労働者やパートタイム労働者が少ないと考えられる。また、電気機械器具製造業では、組立・加工が作業の中心で、自動化が進んでいるとはいっても最終製品の組立は女性パートタイム労働者が多く従事していると考えられる。以上のような産業別の特徴がこれまでにみてきた結果に反映していると考えられる。

これまでの結果を勘案すると、産業別最低賃金制度の有効性を論じるに際しては、特定業種に関する全国の平均値を用いるなどマクロの数値によってその有効性を論じるのではなく、業種も都道府県も双方ともに限定して、特定地域の業種に関する実態から産業別最低賃金制度の有効性を論じる必要のあることを示唆するものである。

図4-74 各種商品小売業の賃金分布（青森県・パートタイム労働者）

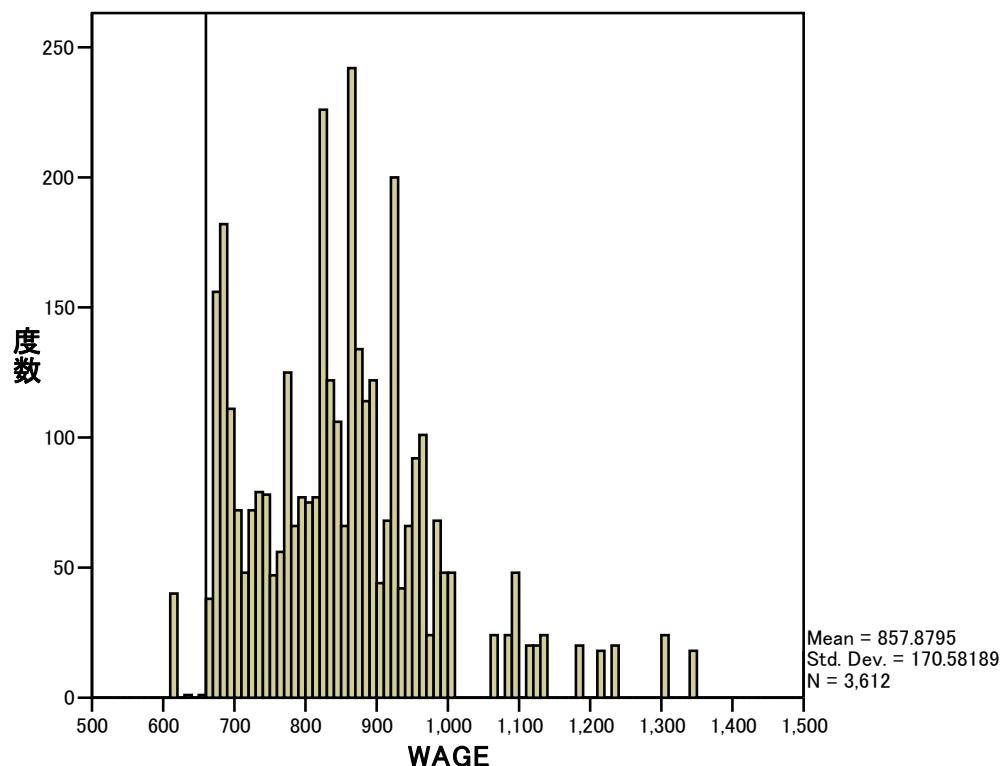


図4-75 各種商品小売業の賃金分布（岩手県・パートタイム労働者）

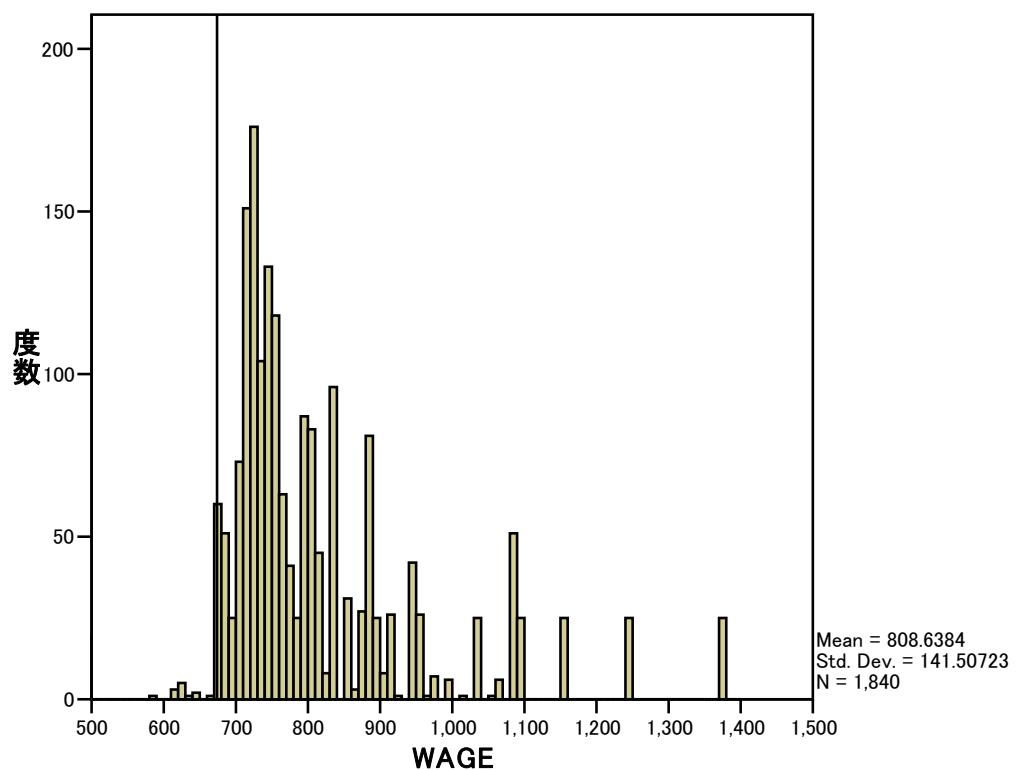


図 4－76 各種商品小売業の賃金分布（茨城県・パートタイム労働者）

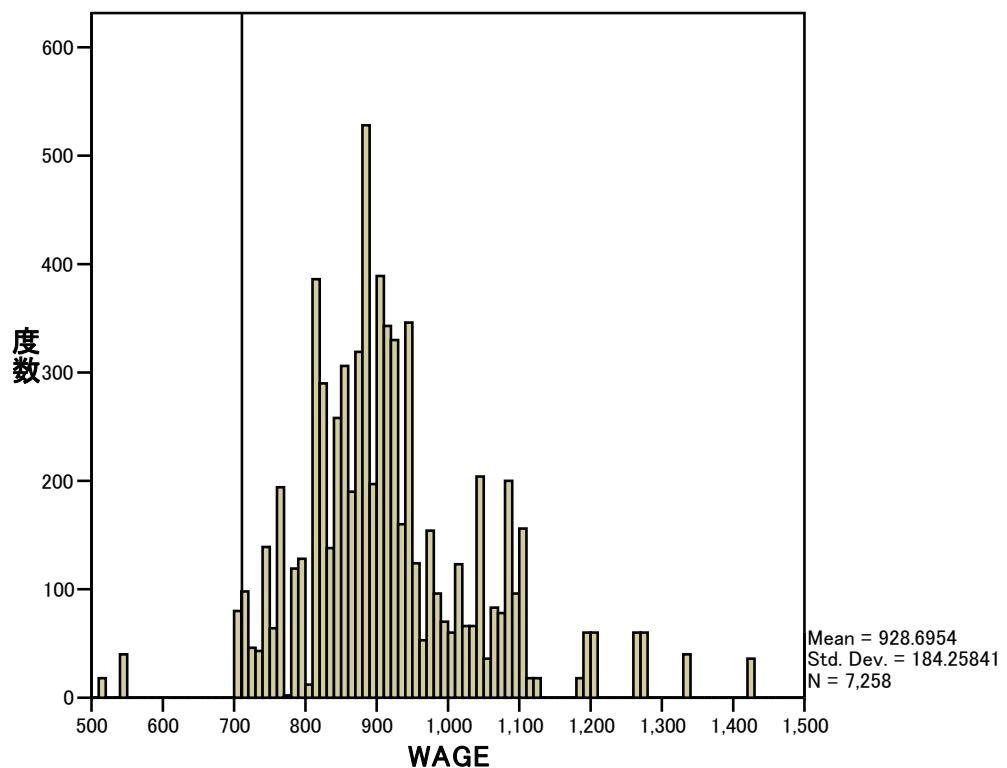


図 4－77 各種商品小売業の賃金分布（栃木県・パートタイム労働者）

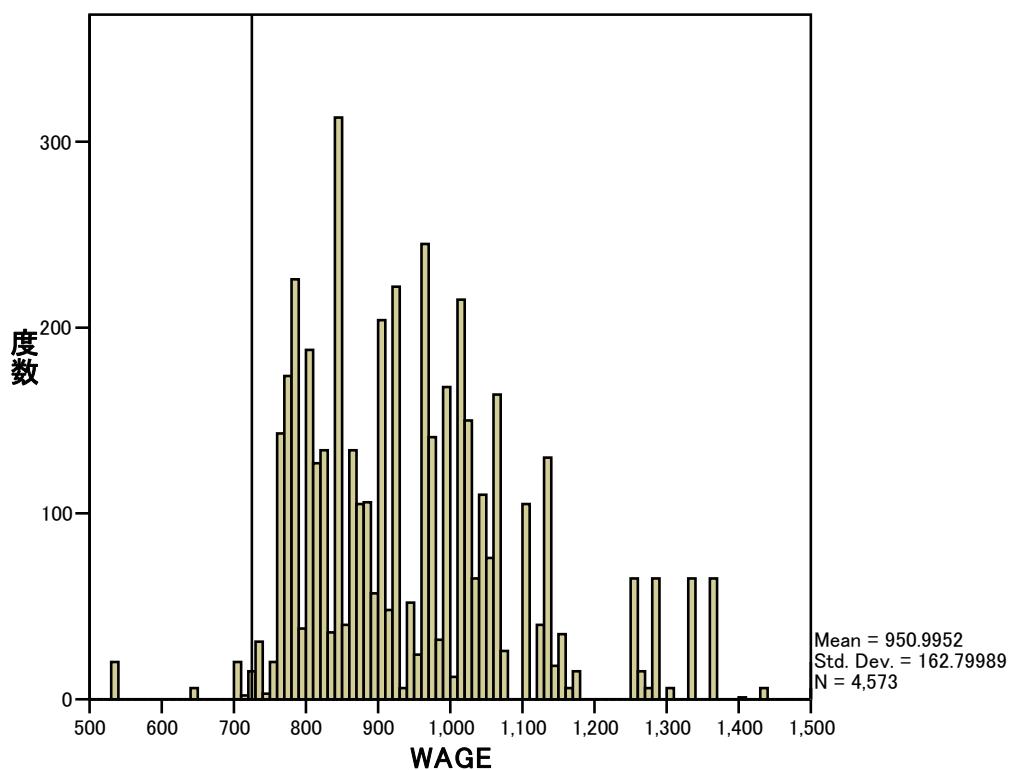


図4-78 各種商品小売業の賃金分布（埼玉県・パートタイム労働者）

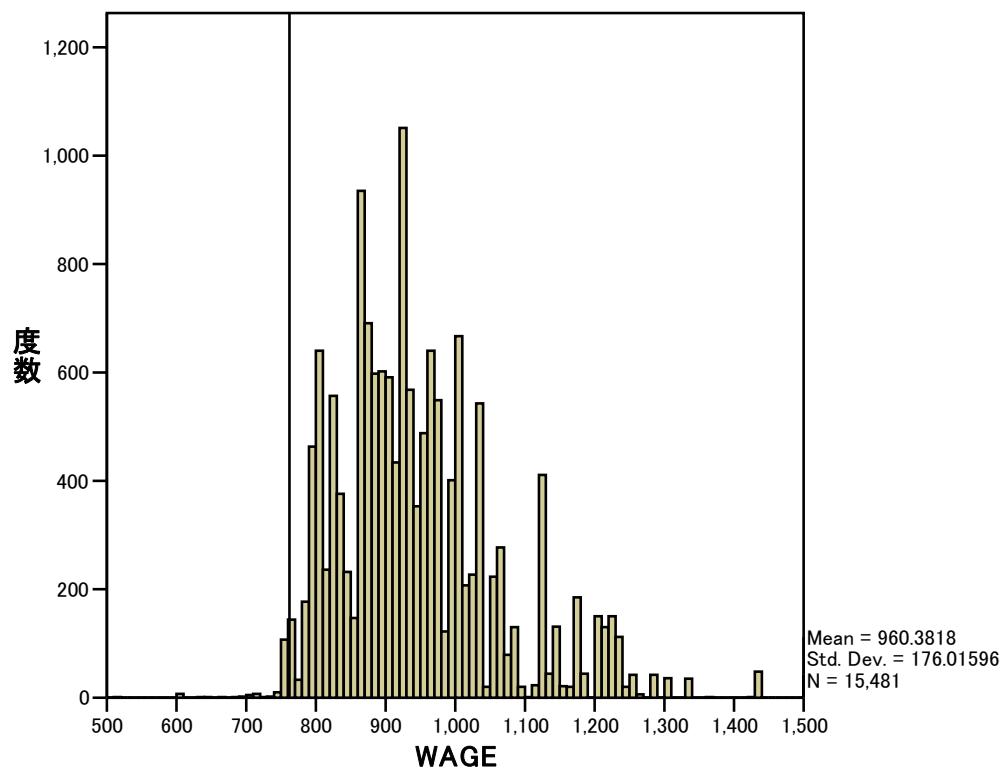


図4-79 各種商品小売業の賃金分布（千葉県・パートタイム労働者）

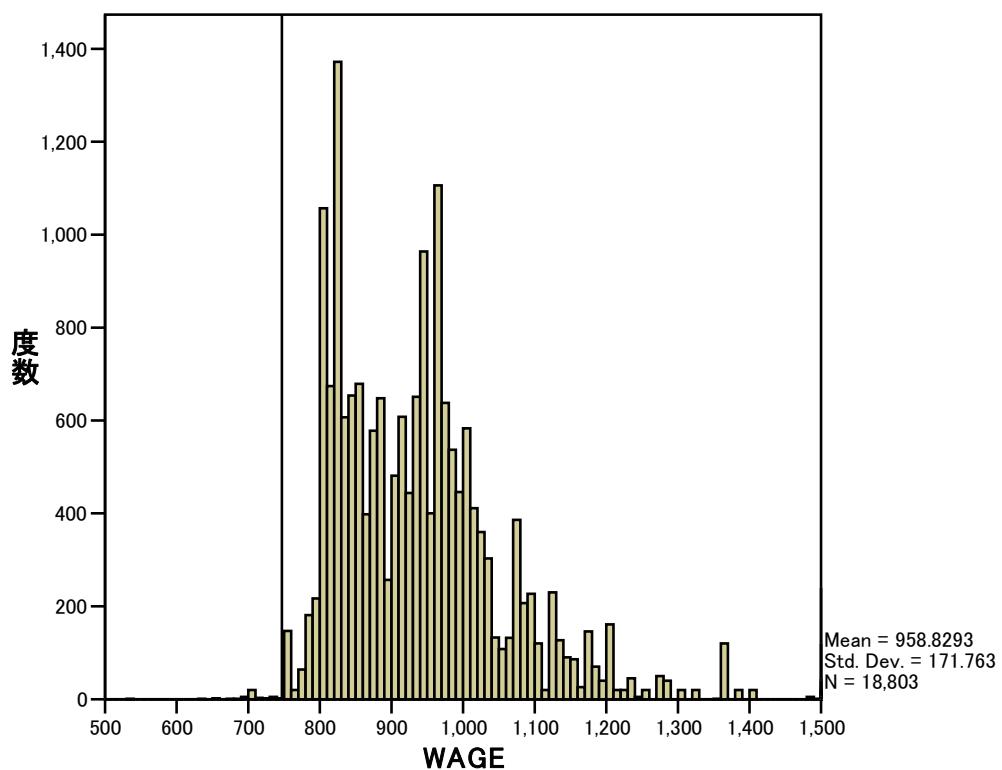


図4-80 各種商品小売業の賃金分布（東京都・パートタイム労働者）

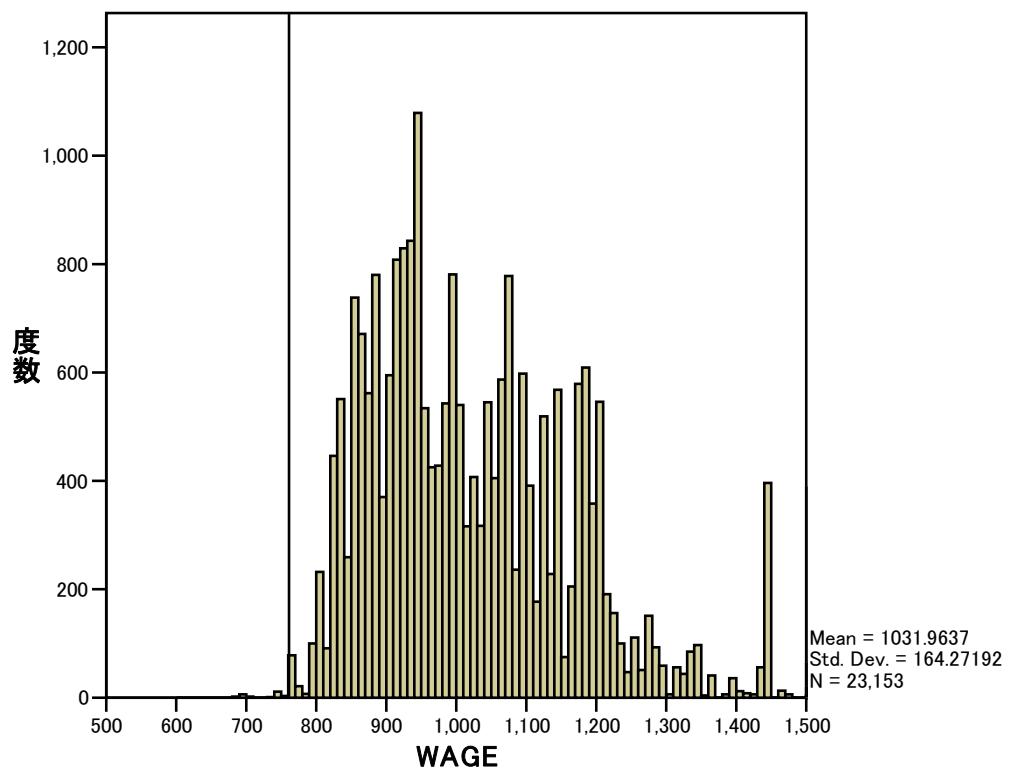


図4-81 各種商品小売業の賃金分布（新潟県・パートタイム労働者）

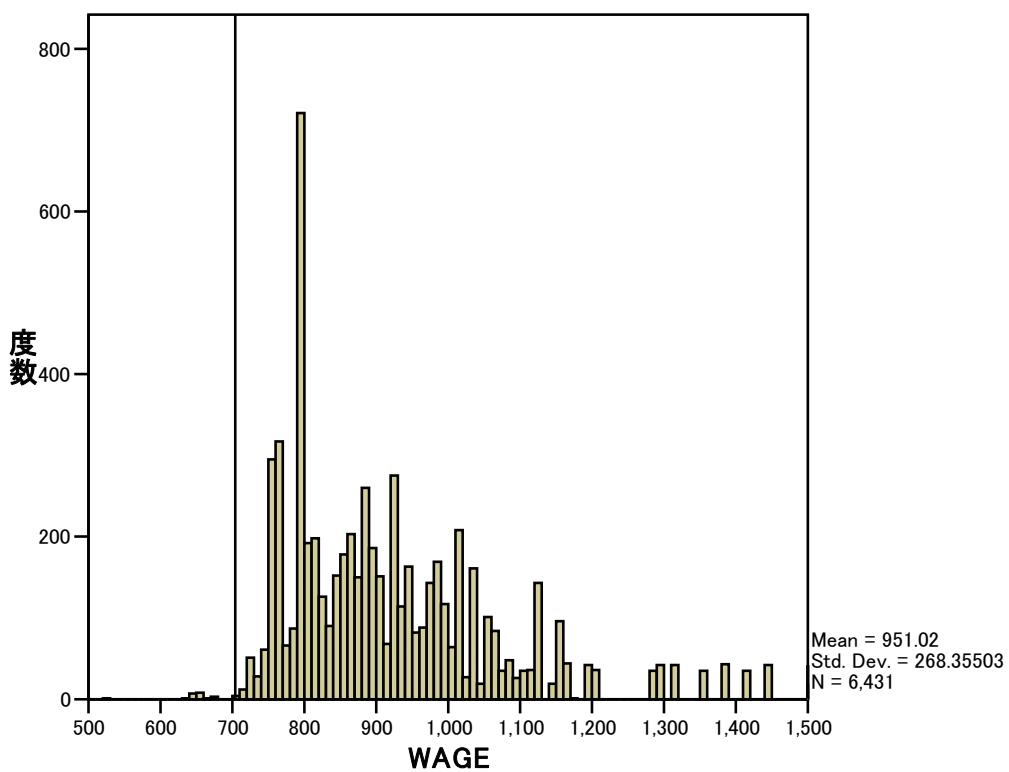


図4-8-2 各種商品小売業の賃金分布（福井県・パートタイム労働者）

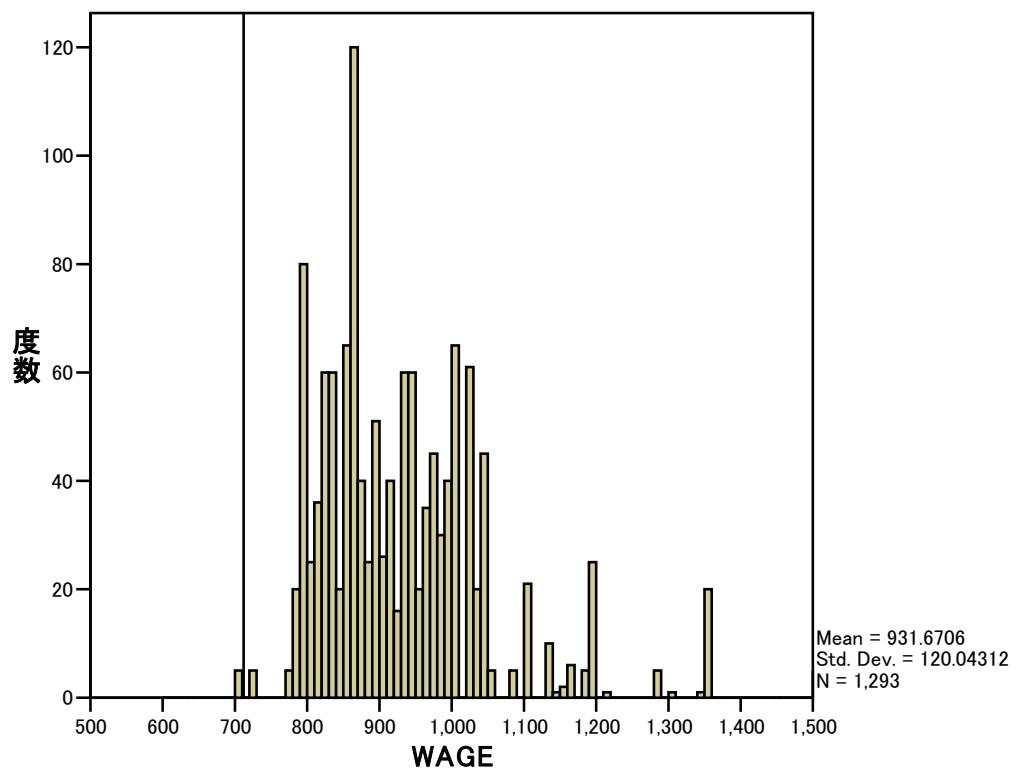


図4-8-3 各種商品小売業の賃金分布（長野県・パートタイム労働者）

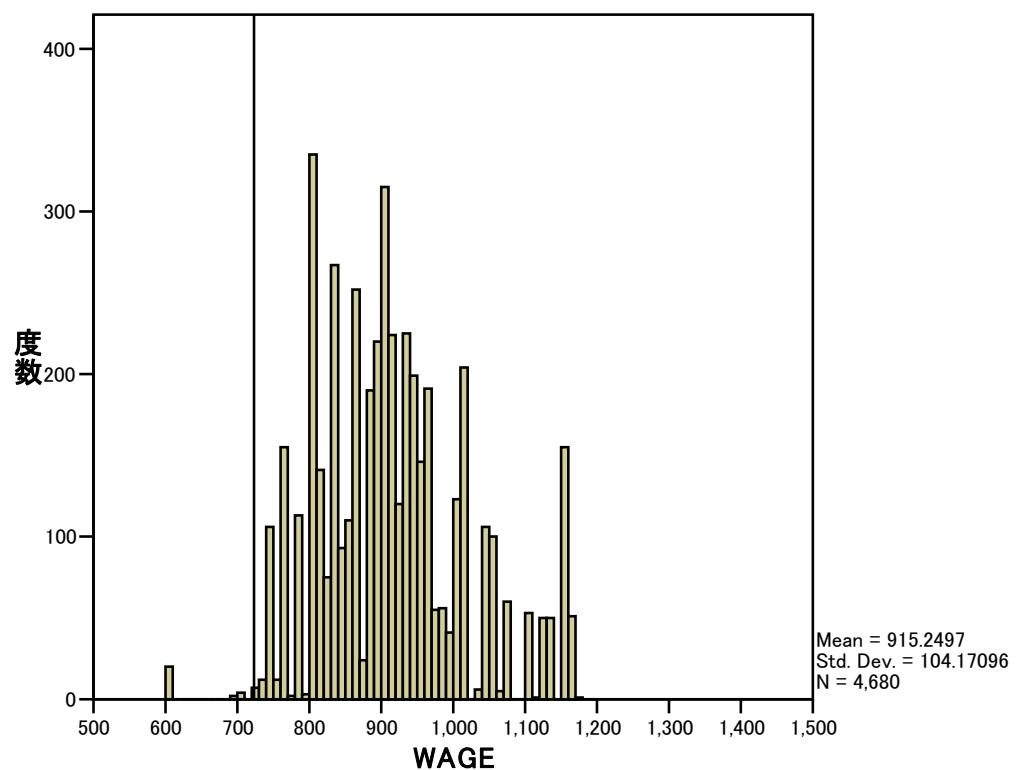


図 4－8－4 各種商品小売業の賃金分布（静岡県・パートタイム労働者）

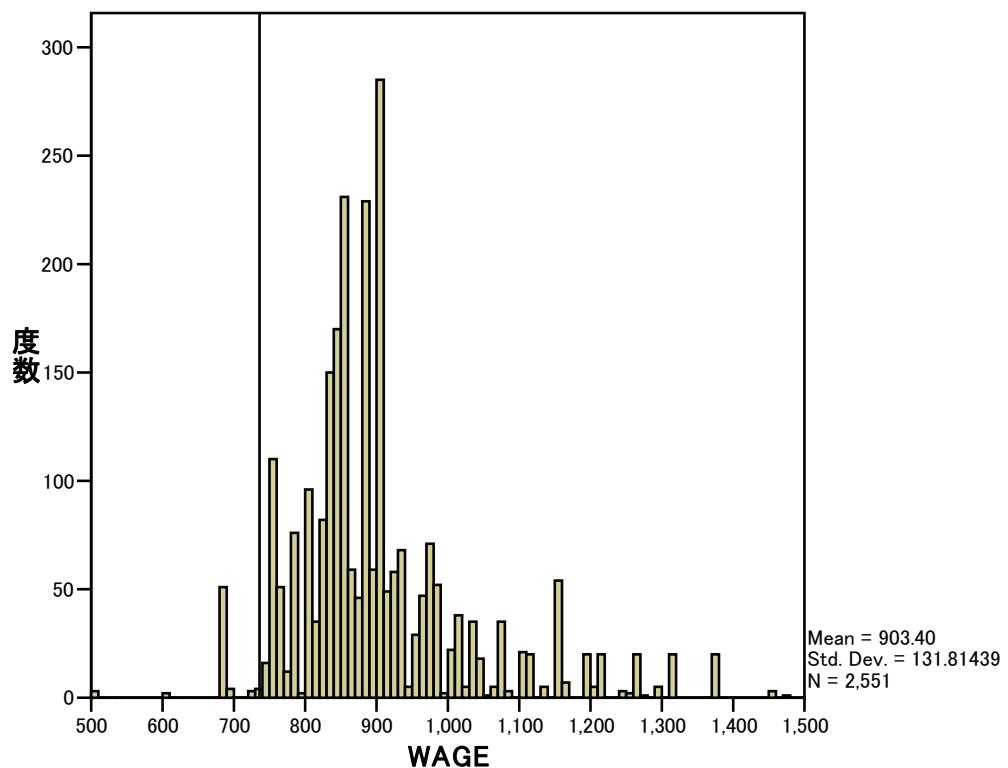


図 4－8－5 各種商品小売業の賃金分布（愛知県・パートタイム労働者）

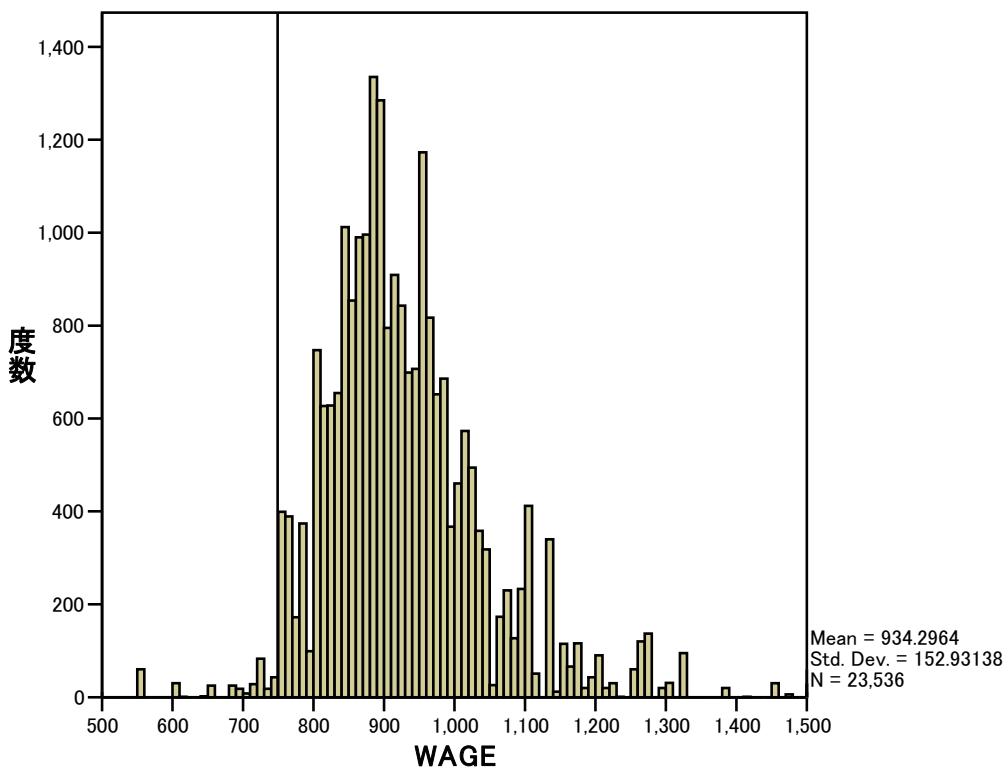


図4-86 各種商品小売業の賃金分布（滋賀県・パートタイム労働者）

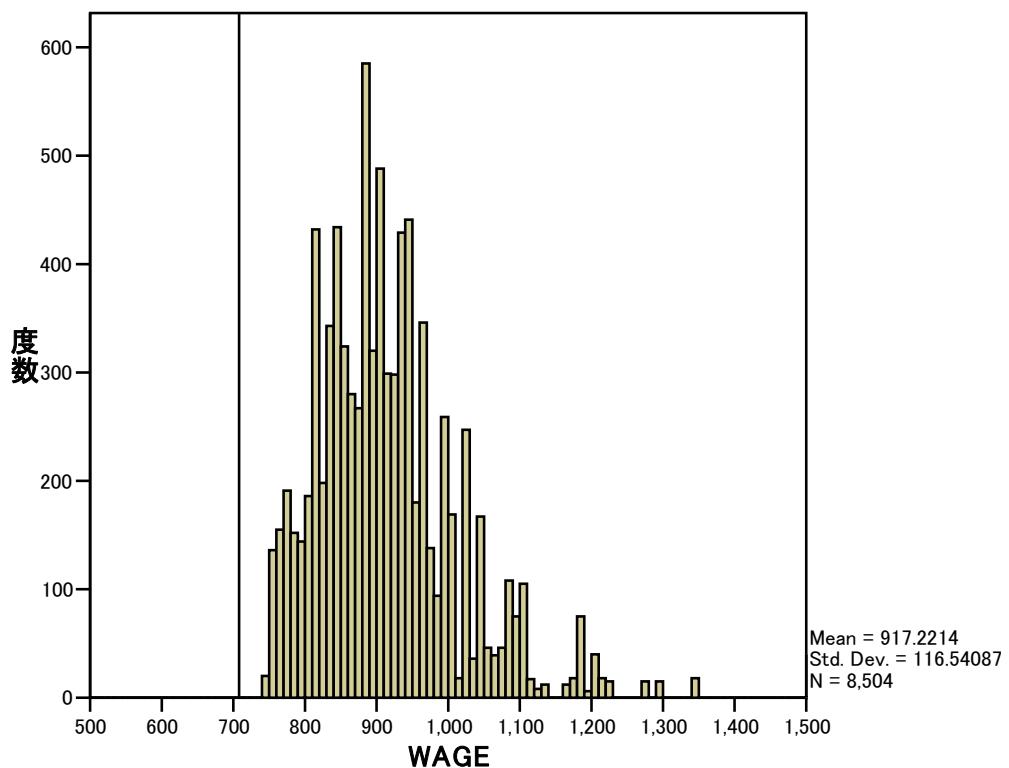


図4-87 各種商品小売業の賃金分布（京都府・パートタイム労働者）

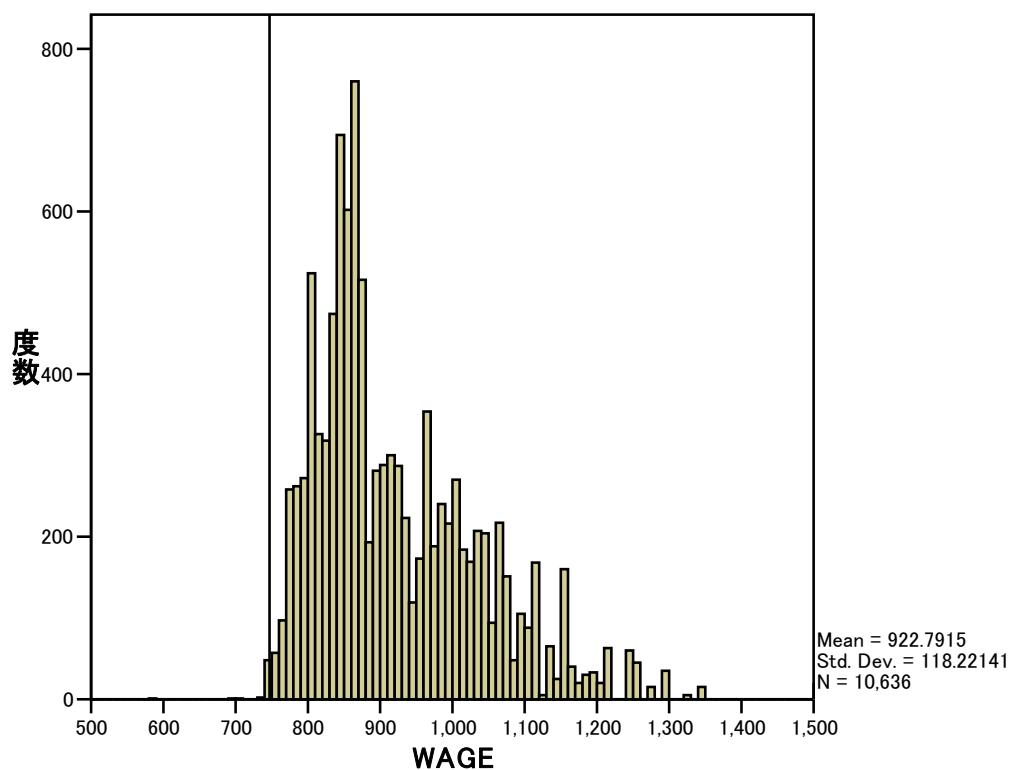


図4-88 各種商品小売業の賃金分布（大阪府・パートタイム労働者）

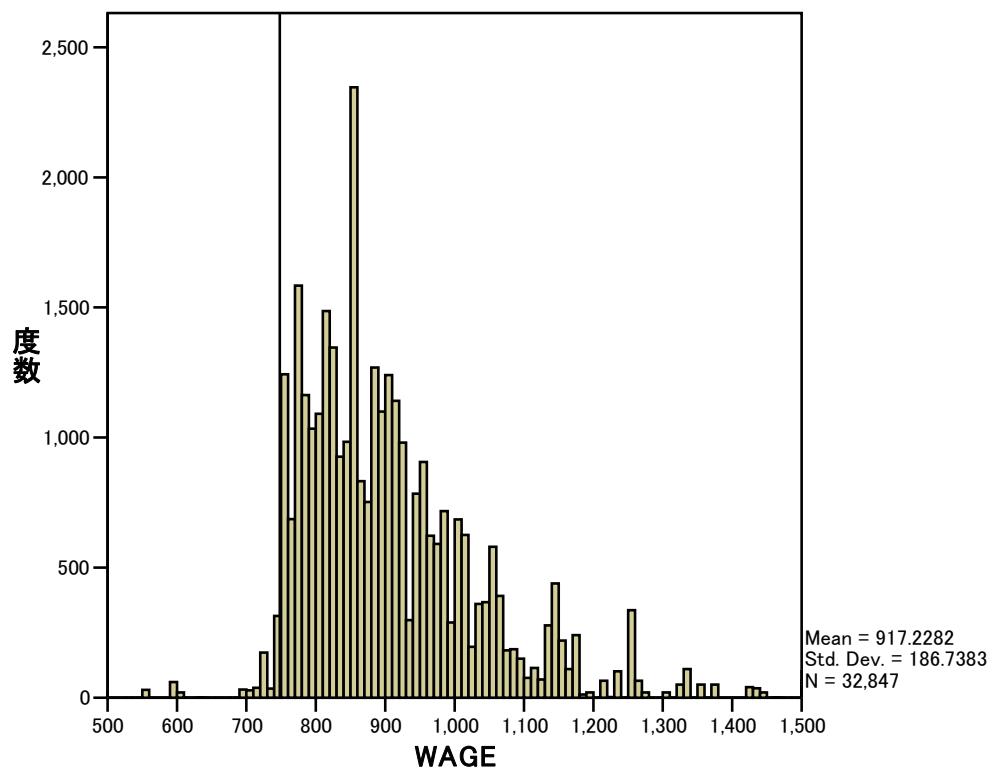


図4-89 各種商品小売業の賃金分布（兵庫県・パートタイム労働者）

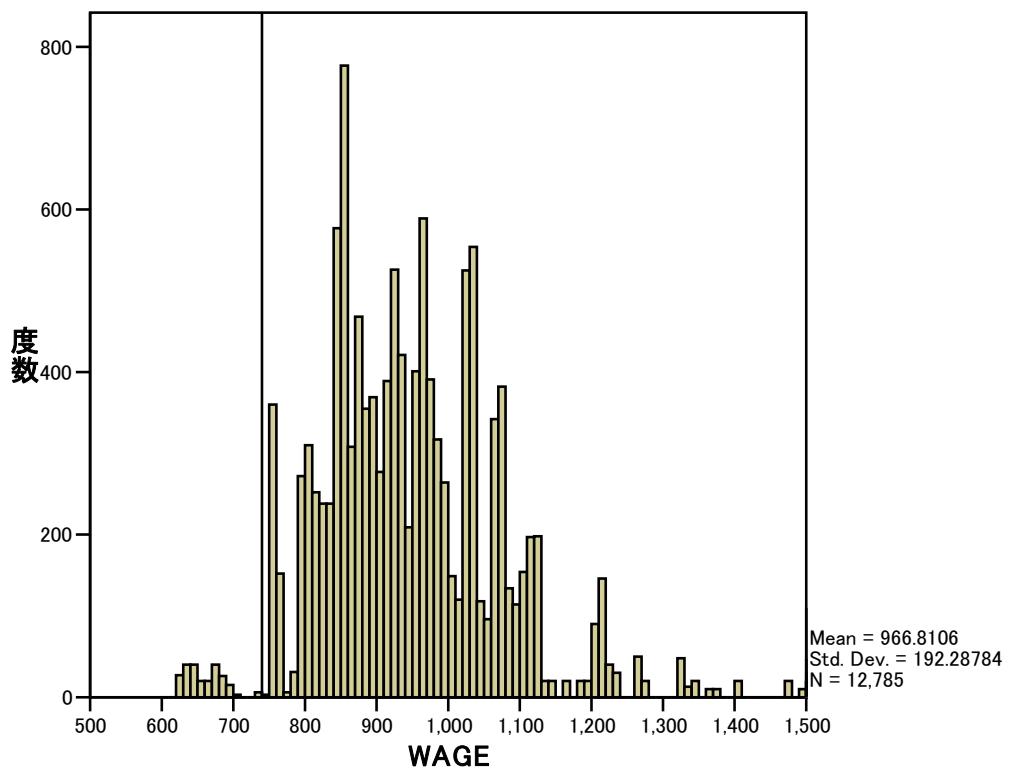


図4-90 各種商品小売業の賃金分布（鳥取県・パートタイム労働者）

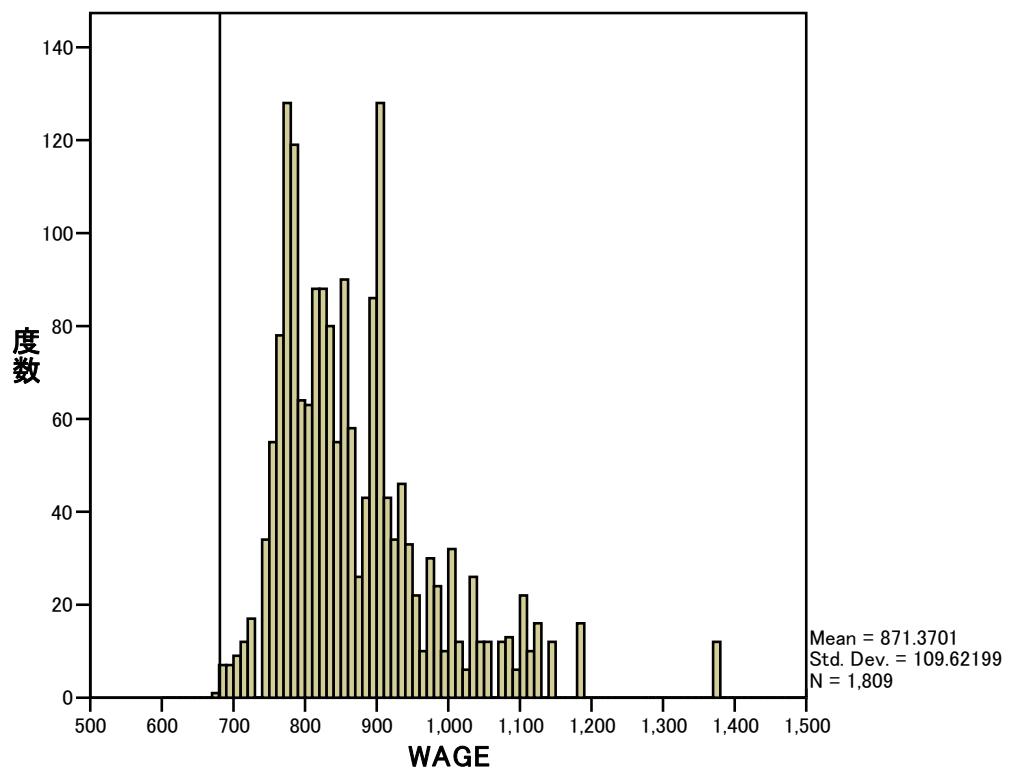


図4-91 各種商品小売業の賃金分布（岡山県・パートタイム労働者）

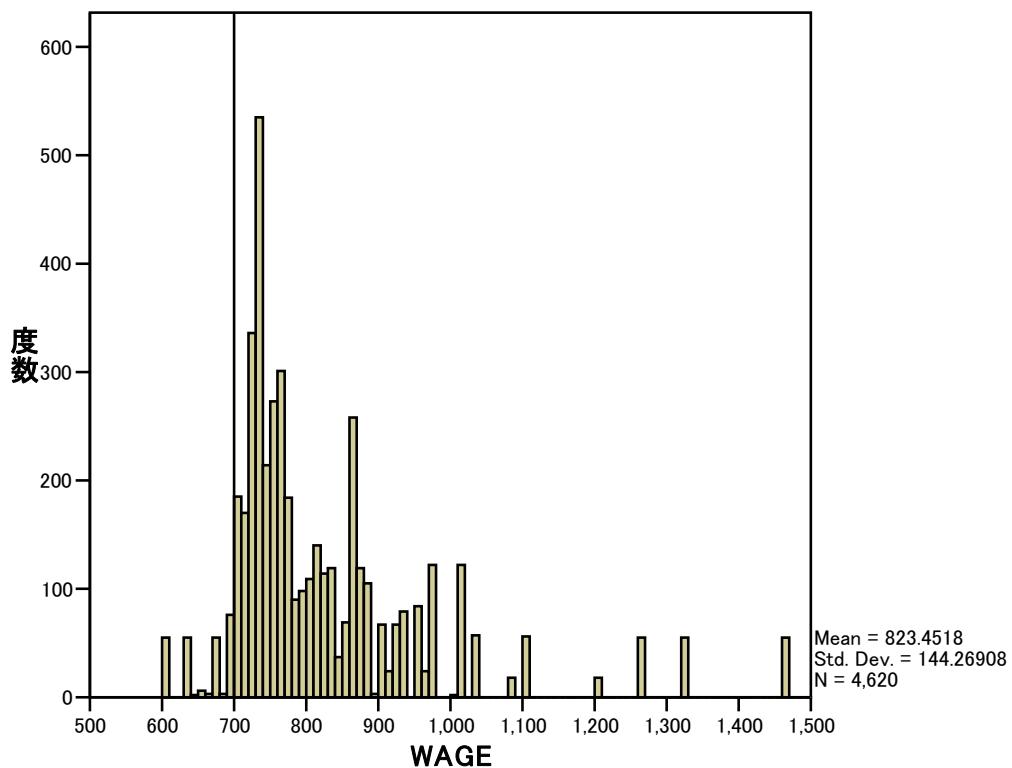


図 4－92 各種商品小売業の賃金分布（広島県・パートタイム労働者）

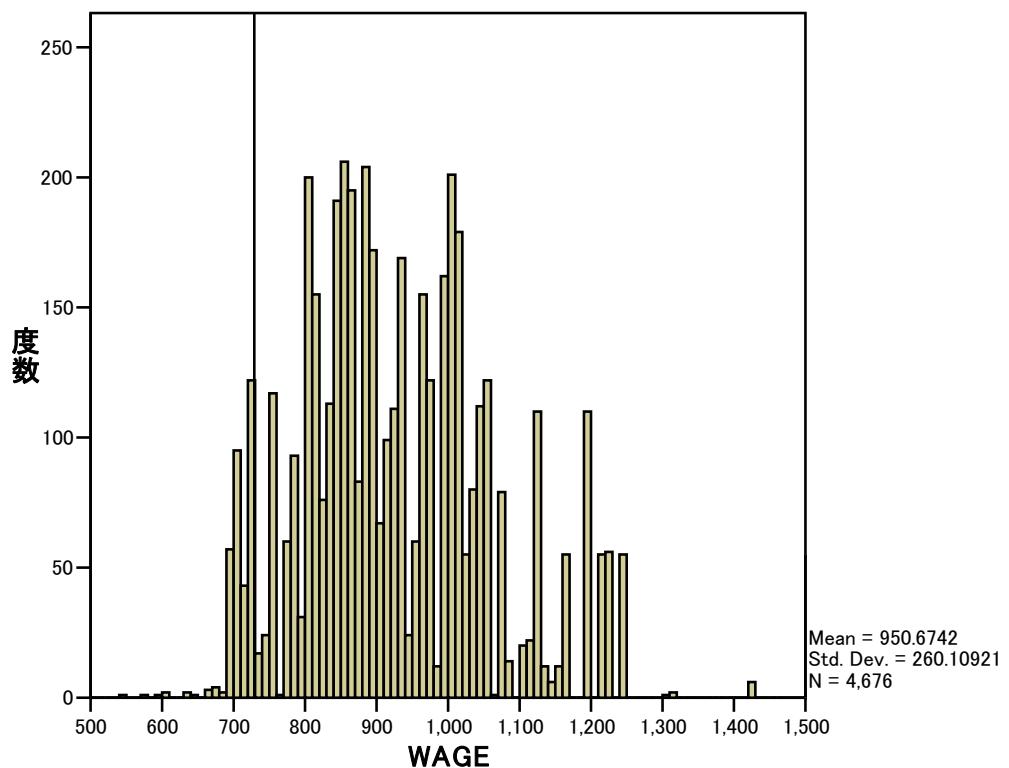


図 4－92 各種商品小売業の賃金分布（愛媛県・パートタイム労働者）

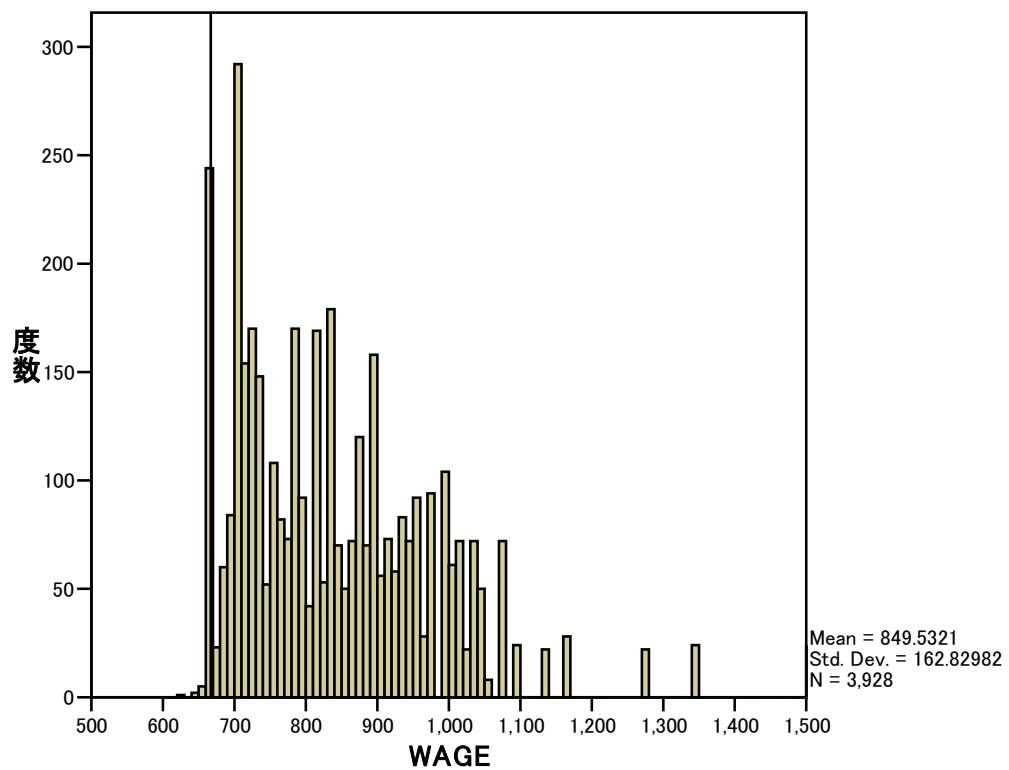


図 4－9 3 各種商品小売業の賃金分布（福岡県・パートタイム労働者）

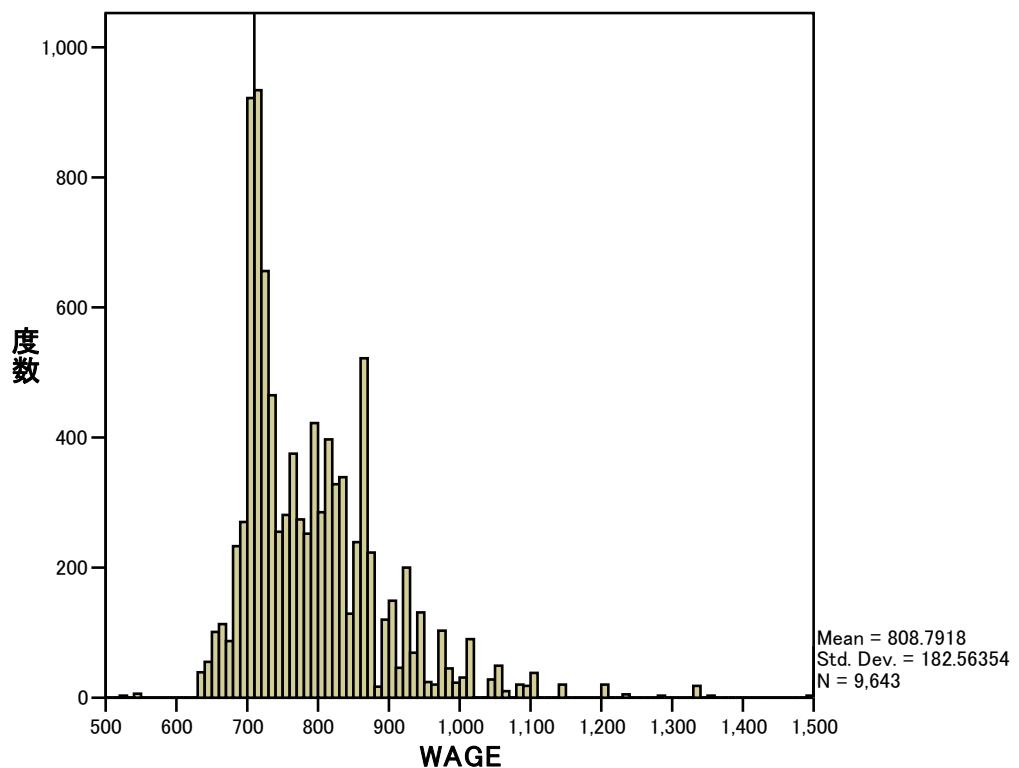


図 4－9 4 各種商品小売業の賃金分布（大分県・パートタイム労働者）

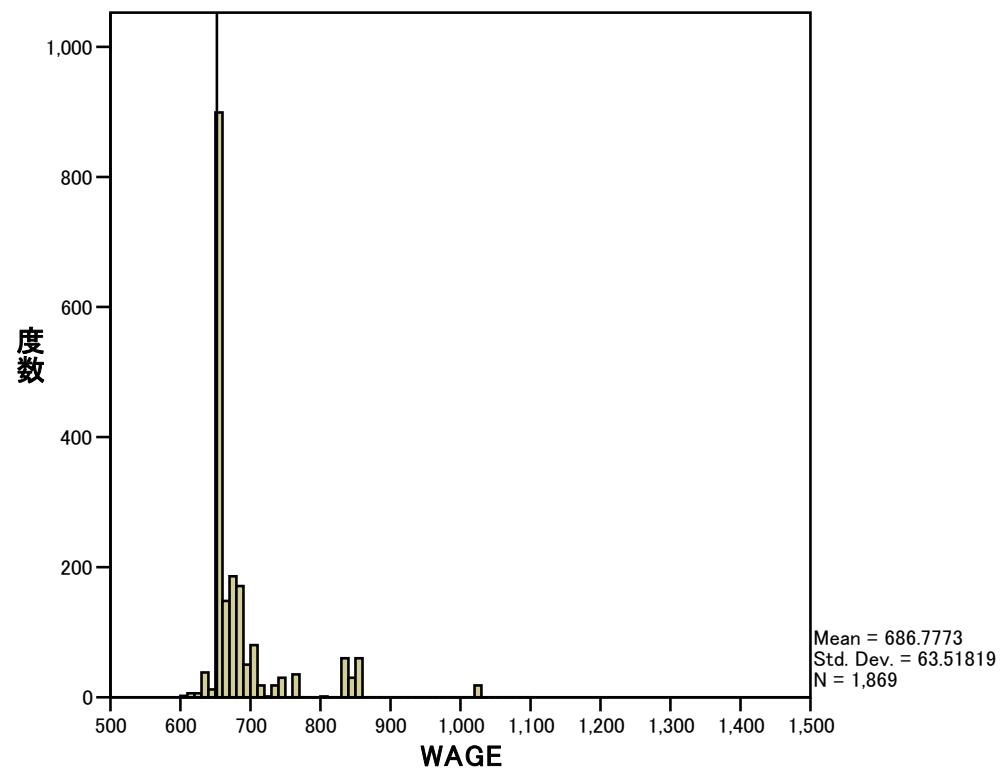


図 4－95 各種商品小売業の賃金分布（宮崎県・パートタイム労働者）

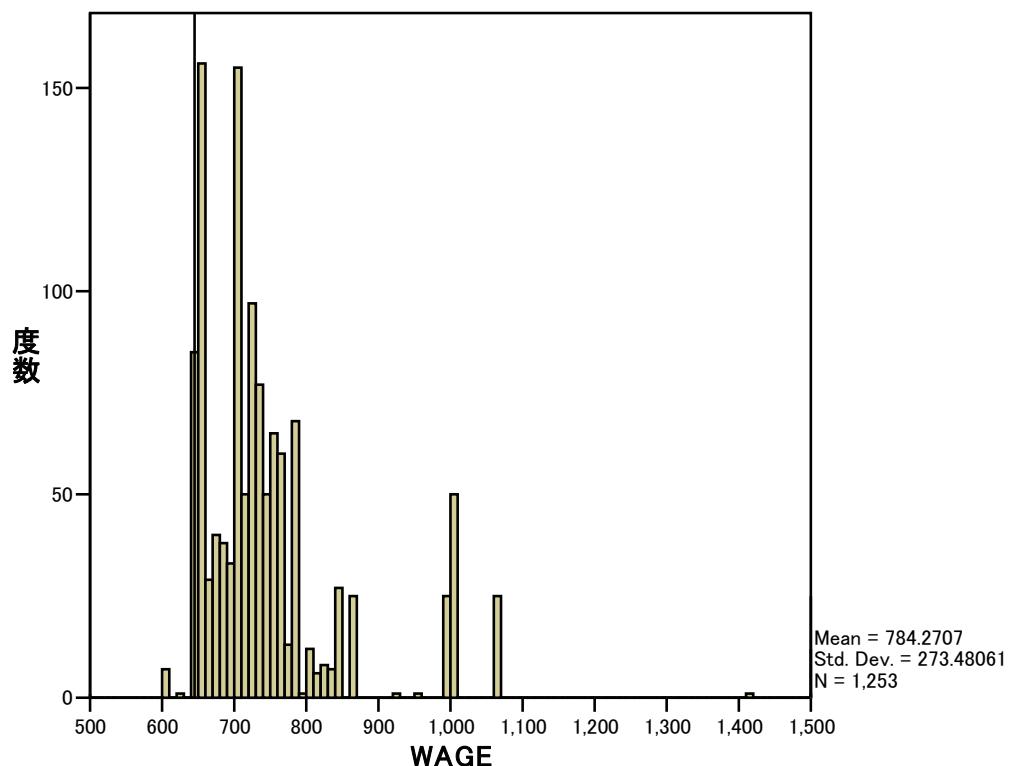


図 4－96 各種商品小売業の賃金分布（鹿児島県・パートタイム労働者）

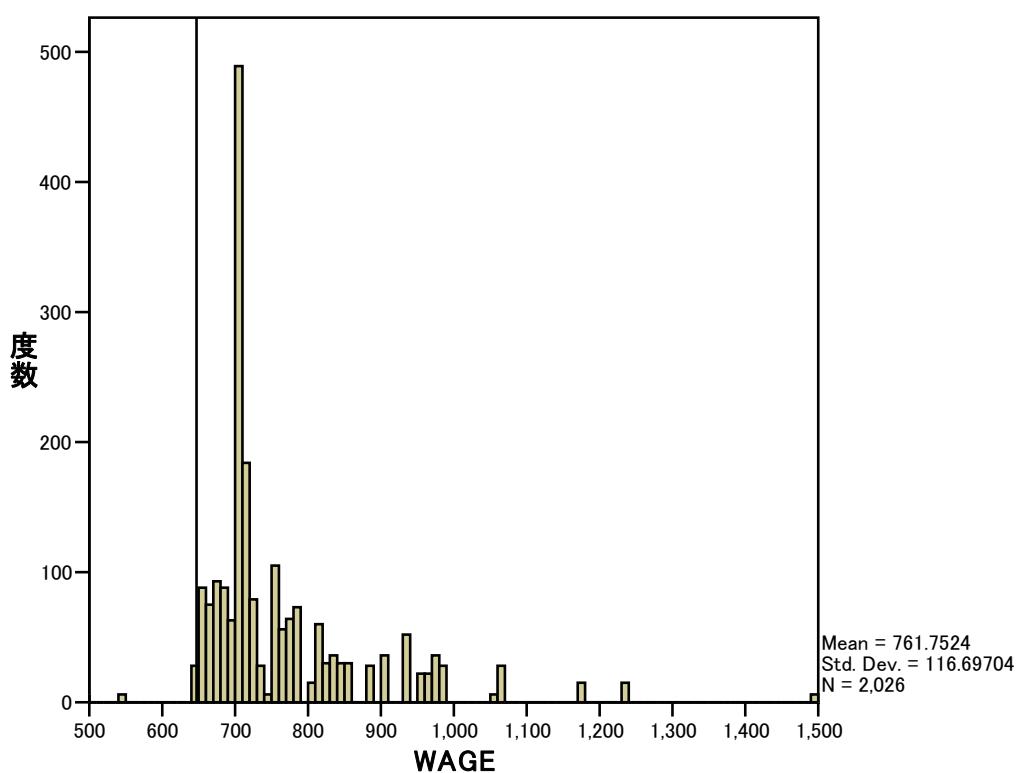


図4-97 各種商品小売業の賃金分布（沖縄県・パートタイム労働者）

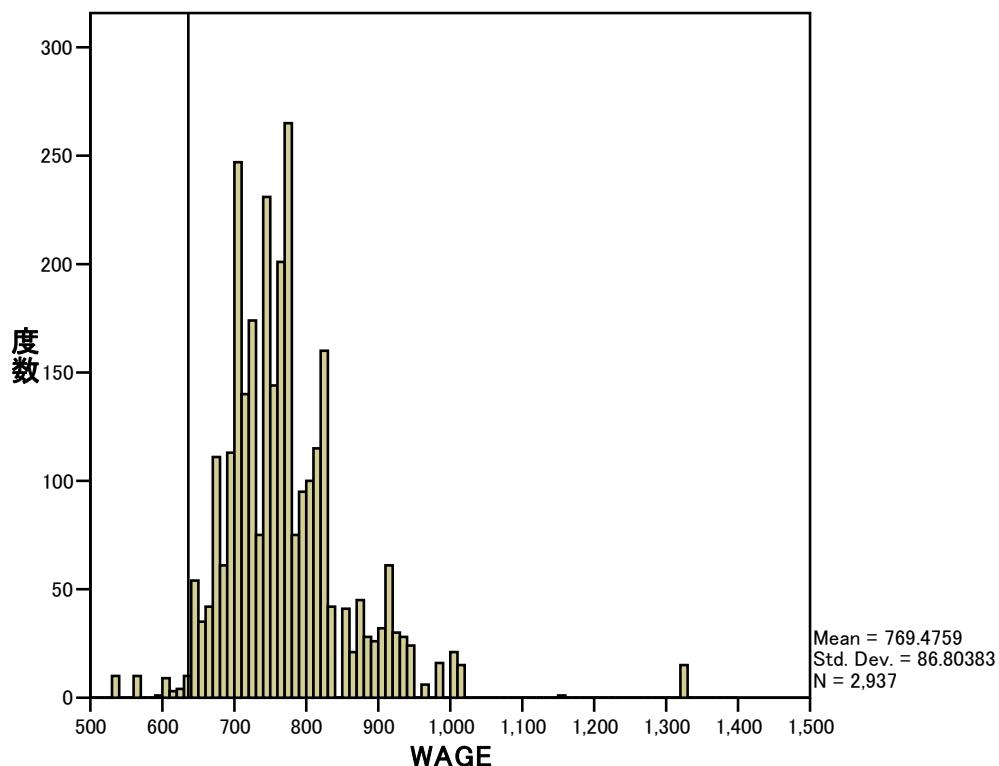


表4-6 各種商品小売業における低賃金労働者の割合（パートタイム労働者）

	産業別最低賃金額未満		産業別最賃額×105%未満		産業別最賃額×110%未満		産業別最賃額×115%未満		復元後の 全体の人数
	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	労働者数 (人)	全体に占める 割合(%)	
青森県	42	1.2	508	14.1	667	18.5	905	25.1	3,612
岩手県	43	2.3	210	11.4	698	37.9	1,020	55.4	1,840
茨城県	218	3.0	459	6.3	804	11.1	1,164	16.0	7,258
栃木県	55	1.2	181	4.0	698	15.3	1,154	25.2	4,573
埼玉県	151	1.0	1,128	7.3	2,769	17.9	4,597	29.7	15,481
千葉県	43	0.2	372	2.0	2,565	13.6	5,676	30.2	18,803
東京都	27	0.1	231	1.0	1,362	5.9	3,281	14.2	23,153
新潟県	22	0.3	98	1.5	845	13.1	1,855	28.8	6,431
福井県	5	0.4	10	0.8	15	1.2	176	13.6	1,293
長野県	27	0.6	163	3.5	434	9.3	1,001	21.4	4,680
静岡県	68	2.7	248	9.7	432	16.9	803	31.5	2,551
愛知県	352	1.5	1,571	6.7	3,331	14.2	6,427	27.3	23,536
滋賀県	0	0	2	0	484	5.7	1,166	13.7	8,504
京都府	7	0.1	689	6.5	1,854	17.4	3,892	36.6	10,636
大阪府	669	2.0	4,874	14.8	9,524	29.0	14,756	44.9	32,847
兵庫県	237	1.9	755	5.9	1,431	11.2	2,746	21.5	12,785
鳥取県	4	0.2	31	1.7	86	4.8	411	22.7	1,809
岡山県	255	5.5	1,091	23.6	2,269	49.1	2,696	58.4	4,620
広島県	335	7.2	494	10.6	766	16.4	1,167	25.0	4,676
愛媛県	158	4.0	421	10.7	1,159	29.5	1,375	35.0	3,928
福岡県	1,829	19.0	4,019	41.7	5,105	52.9	6,399	66.4	9,643
大分県	75	4.0	1,413	75.6	1,616	86.5	1,665	89.1	1,869
宮崎県	17	1.4	307	24.5	533	42.5	770	61.5	1,253
鹿児島県	12	0.6	296	14.6	972	48.0	1,227	60.6	2,026
沖縄県	46	1.6	166	5.7	463	15.8	1,042	35.5	2,937

2 産業別最低賃金制度が雇用者の平均賃金に及ぼす影響

厚生労働省からの研究要望の中に、産業別最低賃金設定地域とそうでない地域の間で、平均産業賃金額に格差が生じるのかどうかを検討して欲しいとの要望があった。つまり、産業別最低賃金が設定されることにより、産業別最低賃金を設定している県における産業賃金額の底上げが図られ、産業別最低賃金が設定されていない県に比べて平均産業賃金額に差が生じるのかどうかを検定するのである。

以下では、2003年の『賃金センサス』の個票を用いて分析を行うが、上でも説明したように産業別最低賃金の分析に際しては、産業分類が大きなネックとなり、分析を行うことができる産業が限定される。本稿では「各種商品小売業」を対象として分析を行う。各種商品小売業の場合、産業別最低賃金適用使用者がいずれの都道府県についても「区域内で各種商品小売業を営む使用者」となっており、他の産業とは違って産業中分類レベルで産業別最低賃金適用労働者を特定できるというメリットがある。

ところで、以下行う賃金関数の推定に際して、82個の産業ダミー変数を用いるなど説明変数の数がかなり多いことから、120万件を超える『賃金センサス』の全サンプルを用いて分析を行うことは不可能である。そのため、『賃金センサス』の全サンプルから10分の1抽出したサンプルを用いて分析を行う。

(1) 分析枠組み

「各種商品小売業」を対象として、以下の賃金関数を推計することにより、産業別最低賃金設定地域とそうでない地域の平均でみた産業賃金に差が生じているのかどうかを検討する。

$$\ln W = \alpha + \beta X + u \cdots \cdots (1)$$

ここで、 $\ln W$ は賃金(所定内給与額を所定内実労働時間で割った値)の自然対数値を示し、 α は定数項、 X は説明変数、 β は係数値、 u は誤差項をそれぞれ示す。具体的に説明変数を構成するのは、以下の変数である。

SEX : 性ダミー変数 (女性=1、その他=0)

AGE : 年齢

AGE² : 年齢の二乗

TENURE : 勤続年数

TENURE² : 勤続年数の二乗

学歴ダミー変数 (ベース=高卒)

CHUSOTSU : 中卒ダミー変数 (中卒=1、その他=0)

TANDAI : 高専・短大卒ダミー変数 (高専・短大卒=1、その他=0)

DAIGAKU : 大卒ダミー変数 (大卒=1、その他=0)
企業規模ダミー変数 (ベース=企業規模 100~999 人)
FS1 : 企業規模 5~9 人 (企業規模 5~9 人=1、その他=0)
FS2 : 企業規模 10~29 人 (企業規模 10~29 人=1、その他=0)
FS3 : 企業規模 30~99 人 (企業規模 30~99 人=1、その他=0)
FS4 : 企業規模 1,000 人以上 (企業規模 1,000 人以上=1、その他=0)
PART : パート・ダミー変数 (パート=1、その他=0)
産業ダミー変数 (ベース=電気機械器具製造業)
KOGYO5 (金属鉱業=1、その他=0)
KOGYO6 (石炭・亜鉛鉱業=1、その他=0)
KOGYO7 (原油・天然ガス鉱業=1、その他=0)
KOGYO8 (非金属鉱業=1、その他=0)
KEN9 (総合工事業=1、その他=0)
KEN10 (職別工事業=1、その他=0)
KEN11 (設備工事業=1、その他=0)
SEIZO12 (食料品製造業=1、その他=0)
SEIZO13 (飲料・たばこ・飼料製造業=1、その他=0)
SEIZO14 (繊維工業=1、その他=0)
SEIZO15 (衣服・その他の繊維製品製造業=1、その他=0)
SEIZO16 (木材・木製品製造業=1、その他=0)
SEIZO17 (家具・装備品製造業=1、その他=0)
SEIZO18 (パルプ・紙・紙加工品製造業=1、その他=0)
SEIZO19 (出版・印刷・同関連産業=1、その他=0)
SEIZO20 (化学工業=1、その他=0)
SEIZO21 (石油製品・石炭製品製造業=1、その他=0)
SEIZO22 (プラスチック製品製造業=1、その他=0)
SEIZO23 (ゴム製品製造業=1、その他=0)
SEIZO24 (なめし革・同製品・毛皮製造業=1、その他=0)
SEIZO25 (窯業・土石製品製造業=1、その他=0)
SEIZO26 (鉄鋼業=1、その他=0)
SEIZO27 (非鉄金属製造業=1、その他=0)
SEIZO28 (金属製品製造業=1、その他=0)
SEIZO29 (一般機械器具製造業=1、その他=0)
SEIZO31 (輸送用機械器具製造業=1、その他=0)
SEIZO32 (精密機械器具製造業=1、その他=0)

SEIZO33 (武器製造業=1、その他=0)
GAS35 (電気業=1、その他=0)
GAS36 (ガス業=1、その他=0)
GAS37 (熱供給業=1、その他=0)
GAS38 (水道業=1、その他=0)
UNYU39 (鉄道業=1、その他=0)
UNYU40 (道路旅客運送業=1、その他=0)
UNYU41 (道路貨物運送業=1、その他=0)
UNYU42 (水運業=1、その他=0)
UNYU43 (航空運輸業=1、その他=0)
UNYU44 (倉庫業=1、その他=0)
UNYU45 (運輸に附帯するサービス業=1、その他=0)
UNYU46 (郵便業=1、その他=0)
UNYU47 (電気通信業=1、その他=0)
RET48 (各種商品卸売業=1、その他=0)
RET54 (各種商品小売業=1、その他=0)
RET55 (織物・衣服・身の回り品小売業=1、その他=0)
RET56 (飲食料品小売業=1、その他=0)
RET57 (自動車・自転車小売業=1、その他=0)
RET58 (家具・じゅう器・家庭用機械器具小売業=1、その他=0)
RET59 (その他の小売業=1、その他=0)
RET60 (一般飲食店=1、その他=0)
KINYU62 (銀行・信託業=1、その他=0)
KINYU63 (中小企業等金融業=1、その他=0)
KINYU64 (農林水産金融業=1、その他=0)
KINYU65 (政府関係金融機関=1、その他=0)
KINYU66 (貸金業、投資業等非預金信用機関=1、その他=0)
KINYU67 (補助的金融業、金融附帯業=1、その他=0)
KINYU68 (証券業、商品先物取引業=1、その他=0)
KINYU69 (保険業=1、その他=0)
HUDO (不動産業=1、その他=0)
SAB72 (洗濯・理容・浴場業=1、その他=0)
SAB73 (駐車場業=1、その他=0)
SAB74 (その他の生活関連サービス業=1、その他=0)
SAB75 (旅館、その他の宿泊所=1、その他=0)

SAB76 (娯楽業=1、その他=0)
SAB77 (自動車整備業=1、その他=0)
SAB78 (機械・家具等修理業=1、その他=0)
SAB79 (物品販賣業=1、その他=0)
SAB80 (映画・ビデオ制作業=1、その他=0)
SAB81 (放送業=1、その他=0)
SAB82 (情報サービス・調査業=1、その他=0)
SAB83 (広告業=1、その他=0)
SAB84 (専門サービス業=1、その他=0)
SAB85 (協同組合=1、その他=0)
SAB86 (その他の事業サービス業=1、その他=0)
SAB87 (廃棄物処理業=1、その他=0)
SAB88 (医療業=1、その他=0)
SAB89 (保健衛生=1、その他=0)
SAB90 (社会保険、社会福祉=1、その他=0)
SAB91 (教育=1、その他=0)
SAB92 (学術研究機関=1、その他=0)
SAB93 (宗教=1、その他=0)
SAB94 (政治・経済・文化団体=1、その他=0)
SAB95 (その他のサービス業=1、その他=0)

SAICHIN：各都道府県の地域別最低賃金額の自然対数値

RET54APP：各種商品小売業の産業別最低賃金適用ダミー（産業が各種商品小売業で、かつ産業別最低賃金適用都道府県の場合=1、その他=0）

ここで、最も関心のある変数が RET54APP である。各種商品小売業の産業別最低賃金適用ダミーである RET54APP は、様々な個人属性等の変数をコントロールした後で、各種商品小売業について産業別最低賃金を適用している県とそうでない県の間に賃金格差が生じているのかどうかを検定する変数である。この変数が統計的に有意で、しかも係数値がプラスの値を取っている場合、各種商品小売業の産業別最低賃金を適用している県とそうでない県との間には、平均賃金に格差が生じていることになる。

コントロール変数としては、次の変数を用いて分析を行う。性ダミー変数（SEX）は男女間の賃金格差を想定して導入しており、賃金関数の当てはまりを高めることを目的としている。女性の場合、男性に比べて賃金が低いことから、性ダミー変数（SEX）の係数値はマイナスの値を取ることが予想される。年齢（AGE）、勤続年数（TEN）、学歴ダミー変数（CHUSOTSU、TANDAI、DAIGAKU）、企業規模ダミー変数（FS1、FS2、FS3、FS4）

といった変数は、通常賃金関数に導入される変数である。

賃金は年齢や勤続年数とともに高まるために、年齢（AGE）、勤続年数（TEN）の係数値はプラスの値を取ることが予想される。また、賃金はある一定の年齢、勤続年数を超えると賃金水準が遞減すると考えられることから、こうした効果を把握し、賃金関数の当てはまりを高めるために、それぞれの変数の二乗項 AGE² と TEN² を導入する。

学歴ダミー変数は、学歴による賃金の違いを把握するために導入されている。ベースを高卒としているため、高卒に比べた影響がそれぞれの係数値に現れる。中卒の場合、高卒と比べて平均賃金は低くなることが考えられることから、中卒ダミー変数（CHUSOTSU）の係数値はマイナスの値を取ることが予想される。同様に、高専・短大卒、大卒はいずれも高卒と比べて平均賃金が高いと考えられることから、高専・短大卒ダミー変数（TANDAI）、大卒ダミー変数（DAIGAKU）の係数値はプラスの値を取ることが考えられる。

企業規模ダミー変数は、企業規模による賃金水準の違いを把握するために導入している。ベースが企業規模 100～999 人であるため、規模 100～999 人の企業に勤めている従業員の平均賃金と比較した結果がそれぞれの企業規模ダミー変数の係数値に示される。FS1 は企業規模 5～9 人ダミー変数であるが、企業規模が小さいほど平均賃金水準は低くなることが予想されることから、FS1 の係数値はマイナスとなることが予想される。同様に、企業規模 10～29 人ダミー変数である FS2、企業規模 30～99 人ダミー変数である FS3 の係数値はマイナスとなることが予想される。一方、企業規模 1,000 人以上ダミー変数である FS4 の係数値は、プラスとなることが予想される。

また、パートの場合、一般社員と比べて賃金水準が低くなることが予想されることから、パート・ダミー変数（PART）の係数はマイナスとなることが考えられる。

産業ダミー変数については、電気機械器具製造業をベースとして中分類産業 82 産業に属する賃金プレミアムを計測している。電気機械器具製造業をベースとして選択した理由は、電気機械器具製造業に就業している従業員数が多いことである。ベースとなる産業の従業員数が少ないと、推定された係数値が不安定化するというデメリットが生じる。

SAICHIN は各都道府県の地域別最低賃金額の自然対数値を示している。物価水準をはじめとした各都道府県に特有な要因をコントロールするために、この変数を導入している。

なお、推計に当たっては、既述したように、2003 年『賃金センサス』個票の 10 分の 1 抽出サンプルを用い、復元倍率によるウエイト付け回帰分析を行う。産業別最低賃金の場合、適用除外労働者として 18 歳未満または 65 歳以上の者とする規定があるため、分析は 18 歳以上 65 歳未満の者を対象として行う。また、分析に当たり、所定内給与額が 0 円の者かつ所定内実労働時間が 0 時間の者は、分析から除外する。

(2) 推計結果

表 4-7 は、分析に用いた変数の記述統計量である。対象となったサンプル・サイズは

2,683,034 であるが、これは復元倍率によりウエイトを付けて算出した結果である。所定内給与額を所定内労働時間で割って算出した賃金の平均水準は 1699 円であり、雇用者に占める女性の割合は 39% となっている。サンプルの平均年齢は 39.8 歳、平均勤続年数は 10.3 年である。学歴の構成をみると、中卒の割合が 6.4%、高専・短大卒の割合が 13.7%、大卒が 22.4% となっており、表には掲載されていないものの、残りの 57.5% がベースとなっている高卒の割合である。パートタイム労働者の割合は 16.5% で、残りの 83.5% が一般労働者の割合となっている。企業規模（従業員規模）の分布割合をみると、企業規模 5～9 人 (FS1) の割合が 5.4%、企業規模 10～29 人 (FS2) の割合が 13.9%、企業規模 30～99 人 (FS3) の割合が 18.5%、企業規模 1,000 人以上の割合が 28.5% である。ベースとなっている企業規模 100～999 人の割合は、表には記されていないけれども、100% から上記割合を引いた 34.0% である。

表 4-8 は、(1)式を推計した結果である。サンプル・サイズが大きいわりには、モデルの当てはまりもよく、自由度調整済み R^2 の値は 0.6289 となっている。産業ダミー変数である KOGYO5 (金属鉱業)、SEIZO31 (輸送用機械器具製造業) の 2 変数を除いた他の変数は、1% 水準ないしは 5% 水準で統計的に有意となっている。係数値の符号条件でいえば、TENURE² が予想に反してプラス (勤続年数の増加とともに賃金が遞増することを意味する) である以外は、概ね予想どおりの計測結果となっている。

再三言及しているように、ここで最も関心がある係数は、各種商品小売業について産業別最低賃金を適用している県とそうでない県の間に賃金格差が生じているのかどうかを検定する変数である RET54APP である。RET54APP の係数値をみると 0.0306 とプラスの値を取っており、t 値も 10.8974 と高く、1% 水準で統計的に有意である。この結果、各種商品小売業に関しては、産業別最低賃金を適用している県とそうでない県の間に 3% ポイント程度の賃金格差が生じていることがわかる。ただし、この格差が産業別最低賃金を設定したことによる効果かどうかについては、さらに詳細な検討が必要である。

データの制約から、本稿では各種商品小売業の結果のみ掲載せざるを得ないが、各種商品小売業については、産業別最低賃金を設定している県の方がそうでない県に比べて平均賃金額が高いという結果が明らかとなった。

表 4-7 記述統計量

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
WAGE	2683034	36.90476	69362.5	1698.9829	1014.5525
LNWAGE	2683034	3.608341	11.1471	7.3119	0.4841
SEX	2683034	0	1	0.3877	0.4872
AGE	2683034	18	64	39.7516	12.0535
AGE2	2683034	324	4096	1725.4785	983.6168
TENURE	2683034	0	49	10.3072	9.9943
TENURE2	2683034	0	2401	206.1253	335.2699
CHUSOTSU	2683034	0	1	0.0644	0.2454
TANDAI	2683034	0	1	0.1369	0.3437
DAIGAKU	2683034	0	1	0.2235	0.4166
PART	2683034	0	1	0.1648	0.3710
FS1	2683034	0	1	0.0537	0.2255
FS2	2683034	0	1	0.1386	0.3455
FS3	2683034	0	1	0.1848	0.3882
FS4	2683034	0	1	0.2852	0.4515
KOGYO5	2683034	0	1	0.0000	0.0068
KOGYO6	2683034	0	1	0.0000	0.0017
KOGYO7	2683034	0	1	0.0001	0.0087
KOGYO8	2683034	0	1	0.0009	0.0298
KEN9	2683034	0	1	0.0447	0.2066
KEN10	2683034	0	1	0.0105	0.1017
KEN11	2683034	0	1	0.0221	0.1468
SEIZO12	2683034	0	1	0.0329	0.1785
SEIZO13	2683034	0	1	0.0036	0.0599
SEIZO14	2683034	0	1	0.0049	0.0701
SEIZO15	2683034	0	1	0.0090	0.0947
SEIZO16	2683034	0	1	0.0035	0.0594
SEIZO17	2683034	0	1	0.0033	0.0576
SEIZO18	2683034	0	1	0.0073	0.0853
SEIZO19	2683034	0	1	0.0160	0.1254
SEIZO20	2683034	0	1	0.0146	0.1201
SEIZO21	2683034	0	1	0.0008	0.0286
SEIZO22	2683034	0	1	0.0115	0.1065
SEIZO23	2683034	0	1	0.0040	0.0635
SEIZO24	2683034	0	1	0.0010	0.0314
SEIZO25	2683034	0	1	0.0097	0.0980
SEIZO26	2683034	0	1	0.0078	0.0880
SEIZO27	2683034	0	1	0.0048	0.0693
SEIZO28	2683034	0	1	0.0185	0.1346
SEIZO29	2683034	0	1	0.0272	0.1627
SEIZO31	2683034	0	1	0.0323	0.1767
SEIZO32	2683034	0	1	0.0073	0.0851
SEIZO33	2683034	0	1	0.0050	0.0704
GAS35	2683034	0	1	0.0046	0.0676
GAS36	2683034	0	1	0.0012	0.0350
GAS37	2683034	0	1	0.0000	0.0056
GAS38	2683034	0	1	0.0024	0.0492
UNYU39	2683034	0	1	0.0071	0.0841

(続く)

表 4-7 記述統計量（続き）

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
UNYU40	2683034	0	1	0.0167	0.1280
UNYU41	2683034	0	1	0.0381	0.1915
UNYU42	2683034	0	1	0.0007	0.0262
UNYU43	2683034	0	1	0.0013	0.0360
UNYU44	2683034	0	1	0.0030	0.0547
UNYU45	2683034	0	1	0.0106	0.1022
UNYU46	2683034	0	1	0.0112	0.1050
UNYU47	2683034	0	1	0.0040	0.0634
RET48	2683034	0	1	0.0936	0.2912
RET54	2683034	0	1	0.0194	0.1380
RET55	2683034	0	1	0.0049	0.0697
RET56	2683034	0	1	0.0475	0.2126
RET57	2683034	0	1	0.0110	0.1045
RET58	2683034	0	1	0.0073	0.0849
RET59	2683034	0	1	0.0174	0.1309
RET60	2683034	0	1	0.0292	0.1684
KINYU62	2683034	0	1	0.0104	0.1012
KINYU63	2683034	0	1	0.0056	0.0749
KINYU64	2683034	0	1	0.0005	0.0221
KINYU65	2683034	0	1	0.0008	0.0281
KINYU66	2683034	0	1	0.0026	0.0511
KINYU67	2683034	0	1	0.0005	0.0222
KINYU68	2683034	0	1	0.0033	0.0574
KINYU69	2683034	0	1	0.0142	0.1182
HUDO	2683034	0	1	0.0061	0.0782
SAB72	2683034	0	1	0.0071	0.0841
SAB73	2683034	0	1	0.0003	0.0166
SAB74	2683034	0	1	0.0032	0.0568
SAB75	2683034	0	1	0.0143	0.1189
SAB76	2683034	0	1	0.0179	0.1325
SAB77	2683034	0	1	0.0038	0.0615
SAB78	2683034	0	1	0.0044	0.0664
SAB79	2683034	0	1	0.0050	0.0705
SAB80	2683034	0	1	0.0012	0.0353
SAB81	2683034	0	1	0.0016	0.0404
SAB82	2683034	0	1	0.0231	0.1502
SAB83	2683034	0	1	0.0030	0.0549
SAB84	2683034	0	1	0.0198	0.1394
SAB85	2683034	0	1	0.0081	0.0896
SAB86	2683034	0	1	0.0372	0.1892
SAB87	2683034	0	1	0.0041	0.0636
SAB88	2683034	0	1	0.0605	0.2384
SAB89	2683034	0	1	0.0007	0.0262
SAB90	2683034	0	1	0.0252	0.1566
SAB91	2683034	0	1	0.0175	0.1310
SAB92	2683034	0	1	0.0060	0.0774
SAB93	2683034	0	1	0.0009	0.0304
SAB94	2683034	0	1	0.0035	0.0587
SAB95	2683034	0	1	0.0006	0.0240
SAICHIN	2683034	6.403574	6.562444	6.4961	0.0533
RET54APP	2683034	0	1	0.0135	0.1154

表 4-8 賃金関数の推計結果

	係数値	t	有意確率
定数項	-3.9087	-166.1099	0.0000
AGE	0.0425	346.3446	0.0000
AGE2	-0.0005	-316.5329	0.0000
TENURE	0.0163	255.2256	0.0000
TENURE2	0.0001	33.6665	0.0000
CHUSOTSU	-0.1123	-141.2577	0.0000
TANDAI	0.0348	57.5089	0.0000
DAIGAKU	0.2528	486.7058	0.0000
PART	-0.3541	-563.9534	0.0000
FS1	-0.0667	-76.9717	0.0000
FS2	-0.0462	-76.9535	0.0000
FS3	-0.0456	-85.2506	0.0000
FS4	0.0996	196.4349	0.0000
KOGYO5	0.0353	1.3328	0.1826
KOGYO6	0.2092	2.0061	0.0448
KOGYO7	0.3137	15.0688	0.0000
KOGYO8	0.0889	14.5625	0.0000
KEN9	0.0967	81.5956	0.0000
KEN10	0.1053	53.5645	0.0000
KEN11	0.0707	48.4581	0.0000
SEIZO12	-0.1435	-111.6708	0.0000
SEIZO13	-0.0162	-5.2162	0.0000
SEIZO14	-0.1805	-67.1470	0.0000
SEIZO15	-0.3373	-163.1525	0.0000
SEIZO16	-0.0691	-22.0414	0.0000
SEIZO17	-0.1210	-37.5273	0.0000
SEIZO18	-0.0372	-16.5264	0.0000
SEIZO19	0.0162	9.9085	0.0000
SEIZO20	0.0680	40.3506	0.0000
SEIZO21	0.1812	28.6013	0.0000
SEIZO22	-0.0737	-39.5420	0.0000
SEIZO23	-0.0732	-24.9178	0.0000
SEIZO24	-0.1600	-27.6572	0.0000
SEIZO25	-0.0153	-7.6440	0.0000
SEIZO26	0.0309	14.1251	0.0000
SEIZO27	-0.0166	-6.1097	0.0000
SEIZO28	-0.0308	-19.8303	0.0000
SEIZO29	-0.0102	-7.5646	0.0000
SEIZO31	-0.0005	-0.4218	0.6732
SEIZO32	-0.0540	-23.9895	0.0000
SEIZO33	-0.0601	-22.4634	0.0000
GAS35	0.2728	98.0147	0.0000
GAS36	0.1135	21.8008	0.0000
GAS37	0.1958	6.0823	0.0000
GAS38	0.1917	51.1680	0.0000

(続く)

表4－8 賃金関数の推計結果（続き）

	係数値	t	有意確率
UNYU39	0.0633	27.6147	0.0000
UNYU40	-0.2630	-161.5738	0.0000
UNYU41	-0.0331	-27.0355	0.0000
UNYU42	0.1571	22.7114	0.0000
UNYU43	0.3550	69.9980	0.0000
UNYU44	-0.0080	-2.3591	0.0183
UNYU45	0.0246	12.7809	0.0000
UNYU46	0.0559	29.4470	0.0000
UNYU47	0.1448	49.1181	0.0000
RET48	-0.0033	-3.2869	0.0010
RET54	-0.1708	-68.2986	0.0000
RET55	-0.1032	-38.1871	0.0000
RET56	-0.0988	-82.2182	0.0000
RET57	0.0170	8.9241	0.0000
RET58	-0.0873	-38.5965	0.0000
RET59	-0.0705	-44.2064	0.0000
RET60	-0.0446	-32.6630	0.0000
KINYU62	0.0441	22.5759	0.0000
KINYU63	-0.0303	-11.9696	0.0000
KINYU64	0.1810	22.0857	0.0000
KINYU65	0.1722	26.6473	0.0000
KINYU66	0.0109	3.0136	0.0026
KINYU67	0.3078	37.8015	0.0000
KINYU68	0.2646	81.7303	0.0000
KINYU69	0.0304	17.6047	0.0000
HUDO	0.1107	45.3333	0.0000
SAB72	-0.1552	-67.7367	0.0000
SAB73	0.0326	2.9891	0.0028
SAB74	-0.0161	-4.9322	0.0000
SAB75	-0.0691	-40.3114	0.0000
SAB76	0.0890	56.3153	0.0000
SAB77	-0.0240	-7.8745	0.0000
SAB78	0.0826	29.2664	0.0000
SAB79	0.0639	23.8669	0.0000
SAB80	0.0662	12.8016	0.0000
SAB81	0.2887	63.7372	0.0000
SAB82	0.0979	67.6157	0.0000
SAB83	0.1085	32.0660	0.0000
SAB84	0.1018	67.0633	0.0000
SAB85	-0.0419	-19.3817	0.0000
SAB86	-0.0791	-63.0985	0.0000
SAB87	0.1543	52.3243	0.0000
SAB88	0.0906	81.4837	0.0000
SAB89	0.1310	18.9369	0.0000
SAB90	0.0066	4.6837	0.0000
SAB91	0.2065	129.3851	0.0000
SAB92	0.1593	64.8154	0.0000
SAB93	-0.0509	-8.5196	0.0000
SAB94	0.1500	47.2136	0.0000
SAB95	0.0579	7.6640	0.0000
SAICHIN	1.5640	433.6493	0.0000
RET54APP	0.0306	10.8974	0.0000
自由度調整済みR ² 0.6289			